



# オーストラリアと ニュージーランドの地方自治

Local Government of Australia and New Zealand



財団  
法人

自治体国際化協会

## はじめに

当協会では、各海外事務所を通じて諸外国の地方自治制度や個別施策の調査・研究を行い、各都道府県や関係機関に対して、その成果についての情報提供を行っている。シドニー事務所は、オーストラリアに加えニュージーランドもその調査対象区域としており、1994年10月の開設以来、10年間にわたり継続的に両国の地方自治制度に関する調査を積み重ねてきた。

我が国とオーストラリアおよびニュージーランドの関係は、近年、経済的関係だけでなく、文化的・人的にも交流が促進されてきた。日本との時差も少なく、温暖な気候と豊かな自然に恵まれた両国には、毎年多くの日本人が観光やワーキング・ホリデイ、留学などで訪れている。地域レベルでの交流も盛んであり、地方公共団体による姉妹提携は、オーストラリア国内の自治体との提携数が105、ニュージーランド国内の自治体との提携数が43に達している。

また2006年には「日豪友好基本条約」署名30周年、日本在外公館豪州開設110周年、豪日交流基金設立30周年を記念し、「日豪交流年」として、日豪間の交流がさらに深められることが期待されている。

シドニー事務所開設10周年にあたる年に、長年にわたる地道な活動の集大成として本書を上梓できることは大きな喜びであり、本書が各地方公共団体や地方自治関係者をはじめ、オーストラリアとニュージーランドの地方自治に関心を持つ方々に少しでも役に立つことを願ってやまない。

2004年12月

財団法人自治体国際化協会  
理事長 紀内 隆宏

## ■ 目 次 ■

はじめに

<b>第1編 オーストラリアの地方自治</b> ······	1
<b>第1章 オーストラリアおよびその政府構造の概要</b> ······ 1	
<b>第1節 オーストラリアの概要</b> ······	1
<b>第2節 オーストラリアの政府構造</b> ······	6
<b>第2章 地方自治体の概況</b> ······ 10	
<b>第1節 地方自治体の種類と数</b> ······	10
<b>第2節 地方自治体の権限および事務</b> ······	14
1 地方自治体の権限 ······	14
2 地方自治体の事務 ······	15
<b>第3節 地方自治体の組織</b> ······	18
1 組織の基本構造 ······	18
2 議会 ······	19
(1) 役割 ······	19
(2) 議長（市町村長） ······	19
(3) 議員 ······	20
<b>第4節 地方自治体の州組織・全国組織</b> ······	23
1 各州の地方自治体協会 ······	23
2 全豪地方自治体協会（ALGA） ······	23
3 オーストラリア政府間協議会（COAG） ······	23
<b>第5節 地方自治体議会の選挙制度</b> ······	25
1 被選挙権 ······	25
2 選挙権 ······	25
3 投票義務 ······	26
<b>第3章 地方自治体の財政</b> ······ 36	
<b>第1節 地方自治体の財政構造</b> ······	36
1 全政府における地方自治体の相対的規模 ······	36
2 連邦、州、地方自治体における歳入内訳の比較 ······	37
3 連邦、州、地方自治体における歳出内訳の比較 ······	38

第 2 節 地方自治体の財源	40
1 主な財源	40
2 資産税（レイト）制度の概要	41
(1) 資産税の種類	41
(2) 資産税に関わる土地の評価（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）	41
(3) 税率の決定	42
(4) 納税義務者と納税方法	42
(5) 非課税特例制度	42
(6) 納税者の人的要素に着目した課税上の配慮	43
(7) レイト・ペギング制度	43
第 3 節 交付金	45
1 州政府への交付金	45
(1) GST 交付金	45
(2) 一般歳入助成金	45
(3) 特定目的助成金	46
2 地方自治体への交付金	46
(1) 連邦政府から地方自治体への交付金	46
(2) 州政府から地方自治体への交付金	48
第 4 節 一般消費税導入に伴う財政調整制度の改正	50
1 改正の概要	50
2 GST 交付金の算定方法	52
<b>第 4 章 地方自治体公務員制度</b>	<b>53</b>
第 1 節 地方自治体の職員数	53
1 概況	53
2 職員数の変化	54
3 従事業務別職員数とその変化・傾向	55
4 地方自治体職員の年齢構成	57
第 2 節 法的基礎	58
1 職員制度に関する法令	58
(1) 通則	58
(2) 地方自治体職員に適用される裁定	58
2 上席職員制度	58
3 定数、組織・職の改廃	59

第3節 任用	60
1 任用原則－雇用機会均等	60
2 任用方法	60
第4節 任用後	62
1 人事異動	62
2 昇任	62
3 退職	62
(1) 解雇	62
① 上席職員の解雇	62
② 一般職員の解雇	63
(2) 定年制度	64
第5節 勤務条件	65
1 勤務時間・休暇	65
 第5章 地方行政改革	67
第1節 地方自治体合併	67
第2節 内部組織改革－ジェネラル・マネージャー制度	68
1 ジェネラル・マネージャー相当職の各州における名称	68
2 権限・採用制度の改革	69
(1) 権限	69
(2) 任用	69
3 給与	71
第3節 公共サービスの民間開放（PPP）	73
1 競争原理の導入	73
(1) 国家競争政策	73
(2) 地方自治体への国家競争政策の適用	74
(3) ビクトリア州の競争改革	74
2 公共・民間部門の共同経営（PPP）	76
(1) PPPの背景と歴史	76
(2) PPPの定義と目的	78
① 定義	78
② 活用目的	78
③ PPPの条件	79

(3) PPP に関する最近の流れ	81
① 最近の状況	81
② 課題	82
(4) 個別事例	83
① イースタン・ディストリビューター高速道路	83
② オアシス・プロジェクト（PPP の失敗事例）	85
<b>第6章 地方自治関連テーマ</b>	<b>89</b>
<b>第1節 オーストラリアにおける歴史的建造物（ヘリテージ）の保存と活用</b>	<b>89</b>
1 オーストラリアのヘリテージ制度	89
2 オーストラリアにおけるヘリテージの保存施策	90
3 ヘリテージの活用と事例	91
(1) 中央郵便局をホテルに（シドニー市 マーティン・プレイス）	92
(2) 倉庫棧橋をホテルに（シドニー市 ウルムールー）	93
(3) 個人邸宅を市役所に（ウラーラ市）	94
<b>第2節 シドニー・オリンピックの波及効果</b>	<b>96</b>
1 シドニー五輪の運営	96
(1) 五輪関係組織	96
(2) 開催経費	97
① 収入	97
② 支出	97
2 施設整備・運営上の工夫	98
(1) スタジアム・オーストラリア	98
(2) スーパー・ドーム	98
(3) 選手村	99
3 五輪後の五輪公園・五輪関連施設の活用	99
(1) 五輪公園	99
(2) 選手村	100
(3) メディア村	100
(4) おもな競技施設	101
<b>第3節 オーストラリアのギャンブル産業</b>	<b>102</b>
1 ギャンブルの種類	102
2 州政府の重要な自己財源であるギャンブル産業	103
3 ギャンブルがもたらす諸問題	105

<b>第2編 ニュージーランドの地方自治</b>	107
<b>第1章 ニュージーランドおよびその政府構造の概要</b> 107	
<b>第1節 ニュージーランドの概要</b>	107
<b>第2節 ニュージーランドの政府構造</b>	112
<b>第2章 地方自治体の概況</b> 114	
<b>第1節 地方自治体の種類と数</b>	114
<b>第2節 地方自治体の事務</b>	116
1 政府間の事務配分	116
2 地域自治体の事務	118
3 広域自治体の事務	121
<b>第3節 地方自治体の組織</b>	124
1 組織の基本構造	124
2 議会および議長	125
(1) 役割	125
(2) 選出方法	125
(3) 報酬	127
(4) 議会の運営	127
(5) 地方自治大臣による議会の執行停止	128
3 首席行政官	128
4 その他の職員	129
5 コミュニティ委員会	130
6 企業的活動を行うための組織	
— 「ビジネス・ユニット(独立事業単位)」と「公律企業」	131
(1) ビジネス・ユニット	132
(2) 公律企業	132
<b>第3章 地方自治体の財政</b> 133	
<b>第1節 地方自治体財政の規模</b>	133
1 地方自治体財政の規模	133
2 中央政府および地方自治体の歳入内訳	134
3 中央政府および地方自治体の歳出内訳	135
<b>第2節 地方自治体の歳入構成</b>	137
<b>第3節 資産税制度の概要</b>	138

<b>第4章 地方行政改革</b>	140
<b>第1節 1989年地方行政改革前の地方制度</b>	140
<b>第2節 1988－1989年地方行政改革</b>	142
1 地方自治体の再編成	142
2 地方自治体事業体の設立	143
3 年次計画書および年次報告書の義務化	143
(1) 年次計画	144
(2) 年次報告	144
4 首席行政官の設置	144
5 発生主義会計の採用	145
<b>第3節 1996年の地方財政改革</b>	146
1 長期財政戦略	146
2 資金調達方針	146
3 投資方針	146
4 借入方針	146
<b>第4節 2002年地方自治法</b>	148
<b>参考文献</b>	149
オーストラリア編	149
ニュージーランド編	156

## 第1編 オーストラリアの地方自治

### 第1章 オーストラリアおよびその政府構造の概要

#### 第1節 オーストラリアの概要

オーストラリアは1つの大陸全体を国土としており、その面積は約769万km<sup>2</sup>におよぶ。これは、アラスカを除いたアメリカ合衆国とほぼ同じ大きさであり、ロシア、カナダ、中国、米国、ブラジルに次いで世界第6位である。

人口はほぼ2,000万人で、日本の6分の1に過ぎない。また、西部大地と中央低地の大部分は乾燥地帯であるため人口は一部の地域に集中しており、大陸の沿岸部、特に南東部に占める割合が大きく、6つの州および2つの特別地域（北部特別地域、首都特別地域）の州都地域に65%以上が居住している。

1770年、英国人探検家ジェームズ・クックが大陸南東部に到着してイギリス領とすることを宣言した。その後、1788年1月にイギリスの犯罪者流刑植民地としてシドニー湾の植民が始まり、1803年のタスマニアから1859年のクイーンズランドに至るまで、50年以上かけて現在の6州の基礎となる6つの植民地（居留地）が設置された<sup>1</sup>。イギリスの犯罪者の移送は1868年まで続いた。

これらの6つの植民地はそれぞれイギリスから自治権を与えられていたが、1900年7月、英國でオーストラリア連邦結成法が成立し、1901年、6州から成るオーストラリア連邦が正式に発足した。

連邦発足同年の11月、連邦議会は「移民制限法」を制定した。この法に基づいた制限的な移民政策は、「白豪主義」と呼ばれた。

しかし、第二次世界大戦以後、アジア太平洋地域における英國の影

---

<sup>1</sup> ビクトリア植民地とクイーンズランド植民地は、それぞれ1851年と1859年にニュー・サウス・ウェールズ植民地より分離。

響力の衰退や豪英間の貿易の縮小に伴い、オーストラリアは次第にアメリカや日本などのアジア太平洋諸国との関係を強化する外交政策をとり始めた。第二次世界大戦後は南欧・東欧や中東地域からの移民を、1970年代以降、特にベトナム戦争後はアジア人移民を多く受け入れるようになり、1973年には自豪主義政策を撤廃した。

こうして、200近くの国々から500万人近い移民を受け入れ、多民族・多文化国家が形成されていった（図表1-2参照）。また、この移民政策と戦後のベビーブームなどにより、人口は1947年から1988年にかけて倍増し、1,600万人に達した。オーストラリアの現人口2,000万人強のうち24%が海外生まれの移民であり、その二世を含めると約51%に達する。そして、この半数は英語以外の言語を母国語とする人々である。

図表 1-1 日豪の地理的・人口統計的データの比較<sup>2</sup>

	豪 州		日 本
	全国	ニュー・サウス・ウェールズ州	
面 積	769 万 km <sup>2</sup> ※ 世界第6位、日本の約 20 倍	80 万 km <sup>2</sup>	38 万 km <sup>2</sup>
位 置	東経 113~154 度 南緯 10~ 44 度 キャンベラ: 東経 149.08 度 南緯 35.18 度	東経 141~154 度 南緯 28~ 37 度 シドニー: 東経 151.10 度 南緯 33.55 度 <sup>3</sup>	東経 123~154 度 北緯 20~ 46 度 東京: 東経 139.45 度 北緯 35.40 度
気 候	熱帯性気候から温帯性気候まで多様 (国土の4割弱が熱帯性)	【シドニー】 平均気温: 夏 22 度 冬 12 度 年間降雨量: 1,500 mm	【東京】 平均気温: 夏 25.2 度 冬 4.7 度 年間降雨量: 1,503 mm
人 口	1,994 万人 <sup>4</sup> (2003 年 9 月) ※ 人口増加率: 1.2%	669 万人(豪州の 33.3%) (2003 年 6 月) ※ シドニー地域 417 万人(2002 年) ※ シドニー市ののみの人口は、79,912 人(2003 年 6 月) <sup>5</sup>	12,757 万人 (2003 年 9 月)
人口密度	2.5 人／km <sup>2</sup>	8.4 人／km <sup>2</sup>	335.7 人／km <sup>2</sup>

<sup>2</sup> [資料]在シドニー日本国総領事館「豪州及び NSW 州の概況」(2003 年 4 月)P1; Australia Bureau of Statistics, *Year Book Australia 2003*, 2003, P.111, 121; The Times Publishing Company Ltd. (The Times), *The Times Index-Gazetteer of the World*, 1965

<sup>3</sup> 緯度の数値は、愛媛県新居浜市(北緯 33.57、東経 133.15)とほぼ同じ。[資料]The Times, *The Index-Gazetteer of the World*, 1965

<sup>4</sup> 2003 年 12 月に 2,000 万人を突破したと推測される。2004 年 2 月現在の推測値は、2,004 万人。

<sup>5</sup> 2004 年 2 月にシドニー市とサウスシドニー市が合併したため、シドニー市の人口は著しく増加した。なお、2003 年 6 月時点のシドニー市とサウスシドニー市の人口を加えると、141,337 人である。

図表 1-2 オーストラリアの人口に関する情報<sup>6</sup>

海外出身者人口比率 (2000 年)	24%
	(うち英語圏出身者 39%)
家庭で英語以外を主な言語とする 人口比率 (2001 年)	15.8%
8 州都地域の人口 (2001 年)	1,279.2 万人 (全人口の 65.6%)
先住民の人口 (2001 年)	460,140 人 (全人口の 2.4%)
在留邦人 (2002 年 10 月現在、在留届受理ベース)	46,893 人 (うちニュー・サウス・ウェールズ州 21,820 人)

図表 1-3 オーストラリア各州の面積・人口<sup>7</sup>

州・特別地域	面積		人口	
	(千 km <sup>2</sup> )	(%)	(万人)	(%)
ニュー・サウス・ウェールズ州	801	10.41	669	33.7
ビクトリア州	227	2.96	492	24.7
クイーンズランド州	1,731	22.50	380	19.1
南オーストラリア州	983	12.79	153	7.7
西オーストラリア州	2,530	32.89	195	9.8
タスマニア州	68	0.89	48	2.4
北部特別地域	1,349	17.54	20	1.0
首都特別地域	2	0.03	32	1.6

<sup>6</sup> [資料] 在シドニー日本国総領事館「豪州及び NSW 州の概況」(2003 年 4 月) P.15; Australian Bureau of Statistics (ABS), *Year Book Australia 2003*, 2003, P.115, 121, 132, 146

<sup>7</sup> 人口の数値は 2003 年現在。[資料] ABS, *Year Book Australia 2002*, 2002, P.3; ABS, *Year Book Australia 2003*, 2003, P113; ABS ホームページ

図表 1-4 オーストラリアの歴史<sup>8</sup>

紀元前約 4~6 万年	先住民アボリジニがオーストラリアに移住。
1770 年	英国人探検家ジェームズ・クックがボタニー湾に到着。
1788 年	イギリスおよびアイルランドから最初の白人入植者が到着し、シドニーに植民地を築く。新しい植民地建設のために多くの囚人が労働力としてイギリスから送り込まれる(~1868 年)。
1827 年	イギリスが、オーストラリア全体統治を初めて公式に表明。
1840 年	最初の地方自治体としてアデレード市が発足。
1841 年	ニュージーランドがニュー・サウス・ウェールズから分離。
1842 年	シドニー市およびメルボルン市設置。
1850 年	最初の大学、シドニー大学創立。
1850 年頃~1860 年頃	金採掘のため、多くの国から移民が流入。
1865 年	日本への輸出が記録される(石炭)。
1880 年代~1890 年代	日本(主に和歌山県)から真珠採りの潜水夫が西オーストラリア州北部のブルームなどに移住。
1896 年	タウンズビルに日本領事館開設。
1901 年	連邦国家成立。アジア移民の受け入れ停止。
1908 年	首都としてキャンベラを選定。将来の連邦議会の場所として選ばれる。(キャンベラが正式に首都と呼ばれるようになったのは 1913 年)
1914~1918 年	第一次世界大戦参戦。
1927 年	連邦議会がメルボルンからキャンベラに移される。
1939~1945 年	第二次世界大戦参戦。ドイツ、イタリア、日本と戦う。 (1942 年 日本軍がダーウィン、タウンズビル、ブルーム、シドニー湾を攻撃)
1947 年	戦後ヨーロッパの難民の受け入れ開始。 (1947 年から 1952 年までの間で 20 万人弱)
1952 年	日豪間に外交関係樹立(豪、サンフランシスコ平和条約に調印)。
1956 年	メルボルンでオリンピック開催。
1957 年	日豪通商協定締結。
1967 年	アボリジニの選挙権が認められる。
1973 年	白豪主義政策の廃止。
1986 年	憲法上イギリスから分離。
1988 年	入植 200 年記念祭。
1999 年	東チモールに豪州治安維持軍派遣。共和制移行の是非を問う憲法改正国民投票が行われるが否決される。
2000 年	シドニーオリンピック開催。
2001 年	連邦結成 100 周年。

<sup>8</sup> [資料] 在シドニー日本国総領事館「豪州及び NSW 州の概況」(2003 年 4 月) P.2

## 第2節 オーストラリアの政府構造

オーストラリアは、英國女王エリザベス二世を元首とする立憲君主国である。オーストラリア憲法（以下、連邦憲法）は、王権を代行する連邦総督に議会の開会・休会・解散権、議会を通過した法案に対する承認・拒否・修正要求権、行政の執行権、閣僚の任命権、国軍の指揮権などを与えている<sup>9</sup>。しかし、これらの権限を連邦総督が行使することは稀で<sup>10</sup>、実際は慣習法に従って連邦議会や内閣<sup>11</sup>が行使している。

連邦議会は上院と下院の二院制であり、それぞれの議員数は上院議員 76 名、下院議員 150 名である<sup>12</sup>。上院の任期は、6 年（ただし、特別地域からの選出議員は 3 年）であり、3 年ごとに州・特別地域単位の大選挙区移譲式比例代表制選挙によって半数の議席（特別地域は全議席）が改選される。下院の任期は 3 年であり、小選挙区単位の優先順位付投票制を採用している。

政府構造は、連邦、州（特別地域を含む）および地方自治体からなる三層制である。このうち第二層の州政府は、日本の都道府県と比べると非常に強い権限を持っているが、それは連邦制が成立した経緯に由来している。

前述のとおり 1859 年までに英國によりオーストラリアに 6 つの植民地が設置されたが、これらの植民地において囚人ではない自由移民の割合が増加するにつれ、植民地の自治を求める運動が強まった。そして、1890 年には全ての植民地が自治権を獲得するに至った。その後各植民地は独自の歩みを展開していたが、植民地間の関税障壁など

---

<sup>9</sup> それぞれ、Commonwealth of Australia Constitution Act 1900（以下、オーストラリア連邦憲法）第 5 条および 28 条、第 58 条、第 61 条、第 64 条、第 68 条参照。

<sup>10</sup> 1975 年 11 月、ジョン・カー連邦総督がゴフ・ウィットラム首相を解任したのはこの例外と言える。

<sup>11</sup> 閣僚は、當時閣僚議会に参加する閣内大臣および関連する議題が取り上げられた際に参加する閣外大臣からなる。現在は、30 名の閣僚のうち 17 名が閣内大臣、13 名が閣外大臣である（2003 年 10 月現在）。

<sup>12</sup> 議員数は、2003 年 2 月現在の数字。

図表 1-5 連邦政府およびニュー・サウス・ウェールズ州政府の  
基本構造<sup>13</sup>

	オーストラリア連邦政府	ニュー・サウス・ウェールズ州政府
立法府	<p>二院制議会</p> <p>＜議席数＞ 上院：76名 (6州各12名、2特別地域各2名) 〔内訳〕自由党31名、労働党28名、国民党3名、その他7名(2003年2月現在)</p> <p>下院：150名 〔内訳〕自由党68名、労働党64名、国民党13名、その他5名(2003年2月現在)</p> <p>＜任期＞ 上院：6年(特別地域は3年) 下院：3年</p>	<p>二院制議会</p> <p>＜議席数＞ 上院：42名 〔内訳〕労働党18名、自由党9名、国民党4名、グリーン党3名、その他8名(2003年5月現在)</p> <p>下院：93名 〔内訳〕労働党55名、自由党20名、国民党12名、その他6名(2003年5月現在)</p> <p>＜任期＞ 上院：8年 下院：4年</p>
行政府	<p>形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※1996年3月以降自由党・国民党連合政権 (2003年10月現在)</p>	<p>形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※2003年3月以降労働党政権 (2003年10月現在)</p>
司法制度	<p>連邦最高裁判所および連邦裁判所 連邦最高裁判所は、連邦裁判所または州の最高裁判所からの上訴を取扱う最終裁判所である。</p>	<p>簡易裁判所、地方裁判所、最高裁判所の三層構造</p>

経済活動の阻害要因を除去すること、および、軍隊の保持や郵便・通信制度の運営上の非効率を解消することなどから、統一国家形成の必要性を認識することとなり、1901年に連邦国家を成立させた。この際、各植民地はその機能の一部を連邦政府に委譲したものの、多くの機能は新設された州政府が継承した。

このような経緯から、連邦政府の権限は連邦憲法に記載されたものに限られる。それらの権限には、関税・消費税の課税、硬貨の製造な

<sup>13</sup> [資料] 在シドニー日本国総領事館「豪州及び NSW 州の概況」(2003年4月) P.4, 5;  
Parliament of Australia ホームページ

ど連邦政府のみが行使し得る「専属的権限」と関税・消費税以外の課税、社会福祉など連邦政府も州政府も行使し得る「共管的権限」がある（各層政府の権限は、図表 1-6 参照）。一方、州政府の権限は連邦憲法上「連邦政府の権限を除き、連邦成立前から有していた植民地政府の権限の全ては州政府が受け継ぐ<sup>14</sup>」と規定されており、具体的には警察、学校教育、病院、土地利用、地域開発、農業、鉱業など、広範に渡っている。

地方自治体は、各州の地方自治法により存立するが、その権限は日本の市町村と比べると非常に限られている。具体的には、地方道路、上下水道など日常生活関連のインフラ整備と、ごみ収集など生活環境関連サービスが中心となっている。

---

<sup>14</sup> オーストラリア連邦憲法第 107 条参照。

図表 1-6 各層政府の権限<sup>15</sup>

連邦		州・特別地域 <sup>16</sup>	地方自治体
専属的権限	共管的権限 <sup>17</sup>	その他の権限	
連邦憲法に規定されている、連邦に専属する権限 <sup>18</sup>	連邦憲法に規定されている、連邦政府と州政府が行使し得る権限 <sup>19</sup>	専属的権限・共管的権限以外の権限（州政府のみが行使し得る権限）	各州がそれぞれの地方自治法により地方自治体に付与した権限
〈例〉 ・関税・消費税の課税 ・硬貨製造 ・連邦憲法改正の発議 など	〈例〉 ・関税・消費税以外の課税 ・防衛 ・外交 ・社会福祉 ・年金 ・郵便制度 ・度量衡制度 ・銀行運営 ・保険運営 ・著作権制度 など	〈例〉 ・警察 ・消防 ・救急 ・公立学校 <sup>20</sup> ・公立病院 ・環境保全 など	〈例〉 ・地方道整備 ・山火事対策 ・公衆衛生 ・児童保育 ・ごみ収集 ・建築確認 ・土地利用計画 など

<sup>15</sup> [資料] 久保田治郎編著「オーストラリア地方自治体論」(ぎょうせい、1998年) P.6, 7;  
オーストラリア連邦憲法

<sup>16</sup> 首都キャンベラでは、首都特別地域政府が州政府および地方自治体の機能を果たしている。

<sup>17</sup> 権限行使に関し、連邦政府と州政府で競合したときは連邦政府の権限が優先する（オーストラリア連邦憲法 109条）。

<sup>18</sup> オーストラリア連邦憲法第 51、52、115、128 条参照。

<sup>19</sup> オーストラリア連邦憲法第 51 条参照。

<sup>20</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州は、義務教育を 6 歳以上 15 歳未満と定める (NSW Education Act 1990 No.8 第 22 条)。\* 日本語学習者 307,760 人(全豪) (1998 年推計 国際交流基金)

## 第2章 地方自治体の概況

### 第1節 地方自治体の種類と数

2003年12月現在、地方自治体の数は680存在する。州ごとの内訳は図表2-1のとおりである。

地方自治体の名称は州により異なる。都市部の地方自治体は、シティ、ミュニシパリティまたはタウン、農村部の地方自治体は、シャイアまたはディストリクトと称されることが多い。行政組織としての地方自治体を示す場合、これらの名称にカウンシルを付けて、「○○シティ・カウンシル」、「△△シャイア・カウンシル」と呼ばれる<sup>1</sup>。

図表2-1 州別地方自治体数<sup>2</sup>

州・特別地域	地方自治体数
ニュー・サウス・ウェールズ州	172
ビクトリア州	79
クイーンズランド州	125
南オーストラリア州	68
西オーストラリア州	144
タスマニア州	29
北部特別地域 <sup>3</sup>	63
合計	680

<sup>1</sup> カウンシルとはもともと地方自治体の議会のことで、狭義のカウンシルは議会のことを指す。タスマニア州においては、都市部・農村部を問わず全ての地方自治体が単に「□□カウンシル」または「××シティ・カウンシル」と称される。ニュー・サウス・ウェールズ州においても、基本的にはカウンシルの名称の中に「シャイア」や「ミュニシパリティ」を用いない（Local Government Act 1993（以下、地方自治法）第221条）。ただし、この条項制定（93年）以前から地方自治体名の中に「シャイア」などが含まれていた場合それを名称に用いることができる（地方自治法 Schedule 8 Part 2, 6）ため、現在はそれらをその名称に含んでいるカウンシルが多い。

<sup>2</sup> 地方自治体数には、アボリジニ（オーストラリアの先住民）のコミュニティを基礎とする自治団体（コミュニティ・カウンシル）を含む。〔資料〕各州地方自治体協会ホームページ；クイーンズランド州 Department of Local Government, Planning, Sport and Recreation ホームページ

<sup>3</sup> 北部特別地域の地方自治体数には、アボリジニ（オーストラリアの先住民）のコミュニティを基礎とする自治団体（コミュニティ・カウンシル）を含む。

地方自治体の面積には、大きな差異がある。面積が最も小さい地方自治体は西オーストラリア州のペパーミント・グローブであり、その行政区域はわずか約 1.5 km<sup>2</sup>である。これに対し、面積が最も大きい地方自治体は西オーストラリア州の東ピルバラの 37 万 8,533 km<sup>2</sup>であり、これはビクトリア州全域（22 万 7,420 km<sup>2</sup>）よりも広く、日本の面積とほぼ同じである。

地方自治体の人口にも大きな差異があり、小さい地方自治体では 60 人に満たない一方、最も大きい地方自治体ブリスベン（クイーンズランド州）では約 90 万人である。ただし、地方自治体の人口は 1 万人以下であることが多い。

**図表 2-2 人口・面積が最大・最小の地方自治体<sup>4</sup>**

	オーストラリア		日本	
	最大	最小	最大	最小
人口	90 万人 ブリスベン (クイーンズ ランド州)	58 人 シルバートン ビレッジ (ニュー・サウス・ ウェールズ州)	346 万人 横浜市 (神奈川県)	197 人 青ヶ島村 (東京都)
面積	38 万 km <sup>2</sup> 東ピルバラ (西オース トラリア州)	1.5km <sup>2</sup> ペパーミント グローブ (西オース トラリア州)	1,408km <sup>2</sup> 足寄市 (北海道)	1.34km <sup>2</sup> 高島町 (長崎県)

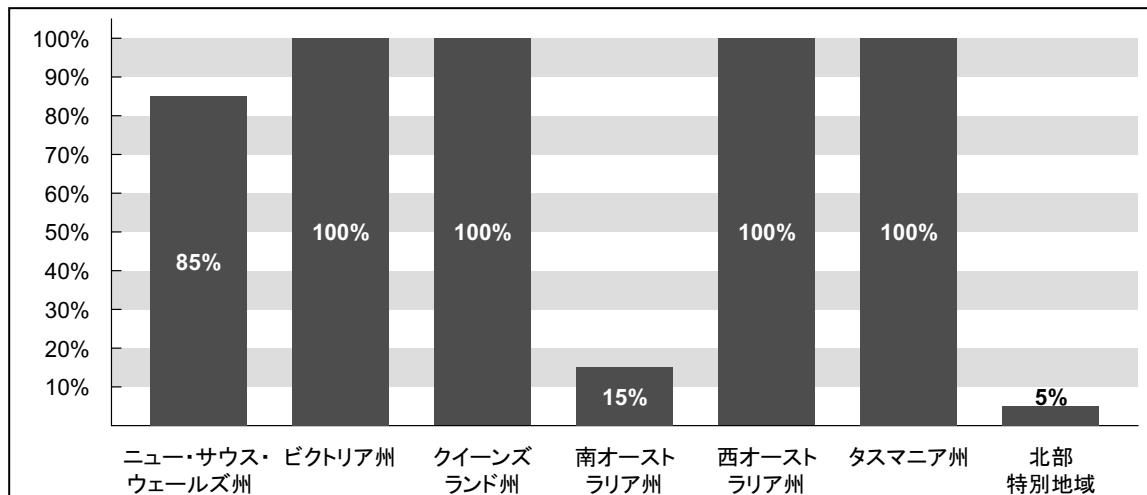
また、図表 2-3 が示すとおり、クイーンズランド、ビクトリア、西オーストラリア、タスマニアの 4 州では地方自治体の区域は州全域に及ぶが、ニュー・サウス・ウェールズ州および南オーストラリア州

---

<sup>4</sup> 2003 年 11 月現在。〔資料〕Australian Local Government Association ホームページ；市町村自治研究会編「平成 15 年版全国市町村要覧」（第一法規、2003 年）

では、砂漠地帯など人口が希薄なため地方自治体が設置されていない地域も多い。北部特別地域では、地方自治体が設置されているのは総面積（約 130 万 km<sup>2</sup>）のうち 5%に過ぎず、人口の 8%は地方自治体領域外に居住している。

図表 2-3 各州の領域に占める地方自治体の区域の割合<sup>5</sup>



<sup>5</sup> 2003 年 9 月現在。〔出典〕 Department of Lands, Housing and Local Government, *Discussion Paper on Local Government in the 1990s*, March 1993; National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services に 2003 年 9 月数値確認

## 参考 自分はどの地方自治体管轄地域に住んでいるのか？

日本とは異なり、オーストラリアの地方自治体名は住所に表記されない。住民票制度がなく、日本のように転居時に役所に行く必要もない。従って、選挙登録をしない限り、自分がどこの地方自治体の管轄下にあるのか知らないまま生活を送っているということも起こりうる。

自分がどの地方自治体に属しているかは、州政府の該当省庁（例えばニュー・サウス・ウェールズ州では地方自治省、ビクトリア州ではコミュニティ省）やオーストラリア選挙委員会のウェブサイトで検索することができる。

### 《例：ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省のウェブサイト》

The screenshot shows two parts of a web page. On the left is the main navigation menu of the NSW Local Government website, featuring links for Information, Services, and Programs like *septic/safe*. On the right is a search form titled "WHAT LOCAL COUNCIL ARE YOU IN?". It asks users to enter a suburb/town name into a text box and provides a "Find" button and a link to "Advanced Search". A large black arrow points from the "Find" button down to the search results page below.

「Find」をクリックすると…

The search results page displays information for North Sydney Council, including its postal address, phone numbers, fax, email, and website. To the left of the details is a map of the North Sydney area, showing various suburbs like Neutral Bay, Cremorne, and Waverton.

## 第2節 地方自治体の権限および事務

### 1 地方自治体の権限

地方自治体の機構、権限および責任の範囲は地方自治法など各州の法令が規定している。例えば、地方自治体は区域内の建築物や地域開発などを規定するための独自の条例を州の法令に従い制定することができ、州政府がその制定を認可する。

また、ほとんどの州の地方自治法は、地方自治体議会の解散や地方自治体の合併（地方自治体領域の変更）<sup>6</sup>を行うとともに、通常業務の執行のために地方行政官<sup>7</sup>を任命する権限を州に与えている。

#### 参考 議会解散権・地方自治体合併権の行使例

議会解散権および地方自治体合併権の行使例は、以下のとおりである。

##### 【議会解散権行使例】

- ・ 地方自治体の汚職事件が発生した時  
〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州ワーリング・カウンシル、1965 および 1985 年〉
- ・ 職員人事や開発事業への介入、職員に対する個人攻撃など、議員による規範を逸する行為が横行し、議会としての責務を果たしていないと判断された時  
〈例：同州、1999 年 8 月〉

##### 【地方自治体合併権行使例】

- ・ 人口 400 人足らずの小規模地方自治体で、財政的に公共サービスの維持が難しく、議会も本来の機能を失っており、他の地方自治体との合併の推進が必要であると判断された時  
〈例：同州、2000 年 2 月〉
- ・ 地方行政改革（地方自治体合併）の推進にあたって、全州的に行使された時  
〈例：ビクトリア州、1994 年…第 5 章第 3 節 1(3) 参照〉
- ・ 州政府が推進している合理化のための地方自治体合併にカウンシルが合意しなかつた時  
〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー・シティ・カウンシルおよびサウス・シドニー・カウンシル、2004 年〉

<sup>6</sup> 事前に公聴会を開くことが求められるケースもある。

<sup>7</sup> Administrator または Commissioner

## 2 地方自治体の事務

地方自治体の事務は、しばしば『3つのR』－道路（Road）、資産税（Rate）、ごみ処理（Rubbish）－に例えられてきた。これは、かつて地方自治体が資産税を徴収し、納税者への対価サービスとして道路建設やごみ処理などの日常生活関連の事業を行うために設置された団体であったことに由来している。

地方自治体の事務は、各地方自治体により相当差があるものの概して都市部の地方自治体では農村部の地方自治体より広範囲に及んでいる。各地方自治体は、州地方自治法の定める範囲内でその規模や地域性に応じた様々な施策を行っている。以下にその一例を示す。

図表 2-4 地方自治体の事務の例<sup>8</sup>

- **エンジニアリング(都市計画・維持管理)**  
公共施設の計画、建設、維持管理（例：道路、橋梁、歩道、下水道、清掃、ごみ収集・処理）
- **建築物**  
検査、許可、認証、規制
- **都市開発の許認可**
- **衛生**  
水質検査、食品検査、予防接種、公衆便所、騒音規制、食肉検査、動物管理
- **コミュニティ・サービス**  
児童福祉、高齢者介護サービス・住宅施設、避難所、食事宅配サービス、カウンセリング、生活保護
- **レクリエーション**  
ゴルフ場、プール、運動場、レクリエーション・センター、公民館、売店、キャンプ場
- **文化・教育**  
図書館、美術館、博物館
- **管理運営**  
飛行場、採石場、墓地、駐車場

<sup>8</sup> [出典] National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services, *Local Government National Report 2001-02*, 2003, P.1

地方自治体の事務内容は未だに土木関連が多いものの、近年の社会・環境問題に対処するため、都市計画、建築規制、コミュニティ・サービスの分野に重点を置く地方自治体が増えている。また、都市部の地方自治体では、美術館、劇場などの文化施設の充実に力を入れるところが多い。

一方で、多くの地方自治体が行政コストの効率化を図るために、ごみ収集や清掃業務、レクリエーションセンターや保育園の運営および高齢者への在宅福祉などのサービスを外部委託する試みを始めている<sup>9</sup>。

電気、上下水道や公営バスなどの公営事業の運営については、州によって事業主体が異なっている。電気事業と公営バス事業は、基本的に州政府が主体となって運営しており、上下水道事業は、州政府および地方自治体が役割を分担して運営している<sup>10</sup>。（図表2-5参照。）

**図表2-5 各州の電気・上下水道・公営バスの事業主体<sup>11</sup>**

州名	電気(配電)	上下水道	公営バス
ニュー・サウス・ウェールズ州	州政府	州政府・地方自治体 <sup>12</sup>	州政府
ビクトリア州	州政府	州政府・地方自治体 <sup>13</sup>	州政府
クイーンズランド州	州政府	地方自治体	地方自治体
南オーストラリア州	州政府	州政府・地方自治体	州政府
西オーストラリア州	州政府	州政府・地方自治体 <sup>14</sup>	州政府
タスマニア州	州政府	地方自治体	州政府
北部特別地域	州政府・地方自治体	州政府・地方自治体 <sup>15</sup>	州政府

<sup>9</sup> 事務の外部委託については、第5章第3節を参照。

<sup>10</sup> ただし、電気事業は北部特別地域で、公営バスはクイーンズランド州で、地方自治体が主体となって運営している。また、上下水道事業は、クイーンズランド州とタスマニア州で地方自治体が主体となって運営している。

<sup>11</sup> [資料] 久保田治郎「オーストラリア地方自治体論」（ぎょうせい、1998年）P.37；各州政府ホームページなど

<sup>12</sup> 州営企業のSydney Water CorporationとHunter Water Corporationがそれぞれシドニー市周辺およびニュー・キャッスル市周辺にサービスを供給。その他の地域は地方公共団体が主体となり運営。

<sup>13</sup> 雨水は地方公共団体が主体となり運営。それ以外は、州営団体・州営企業が運営。

<sup>14</sup> 上水および污水は州営企業Water Corporationが主体となり運営。雨水は地方公共団体および州営団体が共同で運営。

<sup>15</sup> ダーリング港の雨水のみ地方公共団体が運営。それ以外は、州営団体・州営企業が運営。

## 参考 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法における事務の種類

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治法<sup>16</sup>は地方自治体の事務を以下の6つの機能に分類し、それぞれを条文の中で規定している。

《ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体の機能》

機能	内容
サービス機能	公衆衛生、娯楽施設、教育・情報の提供、環境保護、ごみ処理、産業・観光の振興および助成など
規制的機能	認可、命令、建築許可など
補助的機能	土地回収、立入り検査など
歳入機能	レイト課税、料金・罰金徴収、借入金、投資など
管理機能	職員雇用、運用計画、会計報告、年次報告書など
強制的機能	法令違反への処分、起訴など

地方自治体の機能は、地方自治法以外の州法も多く規定しており、州政府の関係部局の監督を受けている。その法令の一部を参考までに下記に示す。

- 山火事法 (Bush Fires Act)
  - 大気保全法 (Clean Air Act)
  - 畜犬法 (Dog Act)
  - 公衆衛生法 (Public Health Act)
  - 海岸保護法 (Coastal Protection Act)
  - 消防隊法 (Fire Brigades Act)
  - 図書館法 (Library Act)
  - 道路法 (Roads Act)
  - 食品法 (Food Act)
- など

<sup>16</sup> Local Government Act 1993

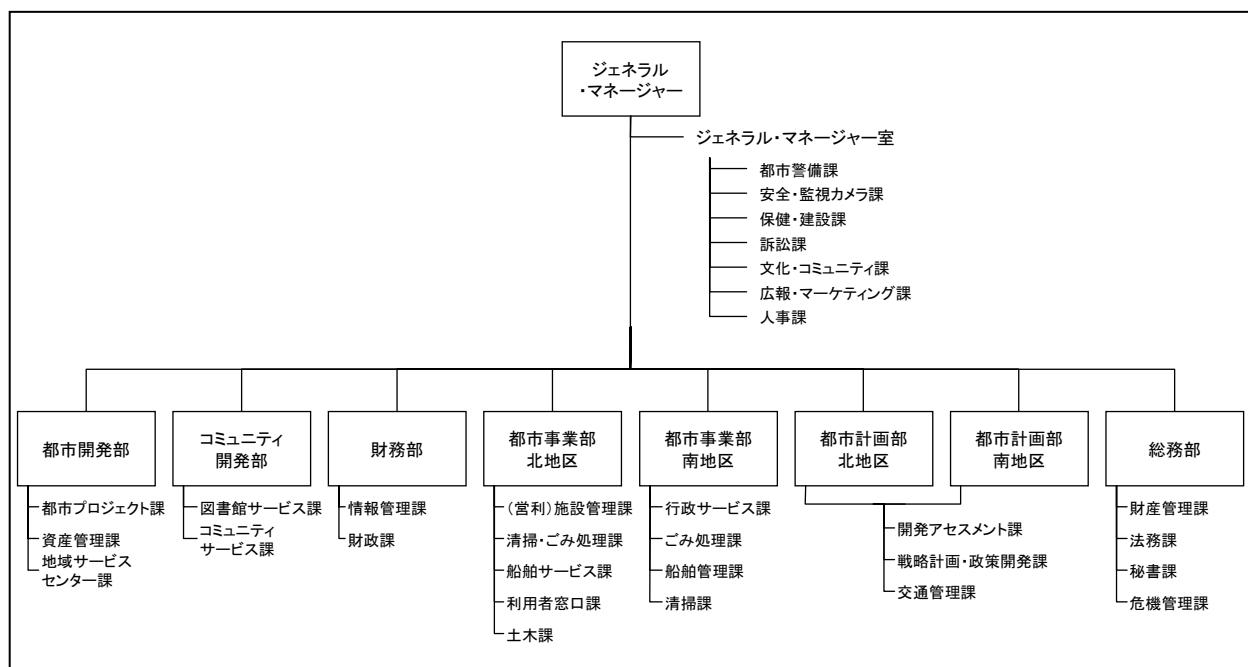
## 第3節 地方自治体の組織

### 1 組織の基本構造

市町村長は議会の議長であり、対外的に地方自治体を代表している。また、非常勤である場合が多い。

地方自治体の行政組織の一例として、シドニー市の行政機構図を示す。

図表 2-6 シドニー市行政機構図<sup>17</sup>



<sup>17</sup> [出典] City of Sydney, *INTERIM Organisational Structure City of Sydney*, April 2004.

## 2 議会

### (1) 役割

議会の主な役割は、以下のとおりである。

- ・地方自治体の重要な問題に関し、政策決定を行うこと
- ・地方自治体の歳入歳出予算を決定し、決算を認定すること
- ・連邦政府、州政府および他の地方自治体との協議を行うこと
- ・住民の請願を処理すること
- ・首席行政職員（ジェネラル・マネージャー）を任命し、その職務遂行を監督すること

議会は、借り入れ、資産税率決定、土地の売買などの権限を除き、特定の権限について委員会を設置し事務を委任することができる<sup>18</sup>。

これに従い、各州の地方自治体議会は財政、土木、都市計画、公衆衛生、環境などの委員会を設置し、その権限の一部を委任している。

議会は、審議を一週間から数週間ごとに定期的に行い、原則として住民に公開する。議員は、自らの金銭上の利害に関わる事項についての審議に参加できない。

### (2) 議長（市町村長）

議会の審議を主宰する議長は市町村長を兼ねており、対外的に地方自治体を代表する。その名称は、ロード・メイヤー、メイヤー、プレジデント、チェアマンの4種類あるが、それぞれの権限には特に差異はない。ロード・メイヤーはシドニー市、メルボルン市、ブリスベン市など州都の市長<sup>19</sup>、メイヤーは都市部地方自治体の市長、プレジデントおよびチェアマンは農村部地方自治体の町村長であることが多い。

---

<sup>18</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州 1993 年地方自治法第 377 条、ビクトリア州 1989 年地方自治法第 8 条、タスマニア州 1993 年地方自治法第 20 条など。

<sup>19</sup> ニュー・サウス・ウェールズのみ他の地域（ニュー・キャッスル市、パラマタ市、ウロンゴン市）の市長にロード・メイヤーを用いている。

議長（市町村長）の選出方法は、住民による直接選挙（公選）と議員による間接選挙（互選）に分かれる（図表 2-7 参照）。各地方自治体がいずれかの方法を任意に選択できるとする州もあるが、選出方法の変更については住民投票にかける必要がある<sup>20</sup>。

**図表 2-7 議長の選出方法<sup>21</sup>**

州・特別地域	議長の選出方法 <sup>22</sup>	任期
ニュー・サウス・ウェールズ州	公選または互選	公選：4年、互選：1年
ビクトリア州	互選 <sup>23</sup>	1年
クイーンズランド州	公選	4年
南オーストラリア州	公選または互選	3年
西オーストラリア州	公選または互選	4年
タスマニア州	公選 <sup>24</sup>	2年
北部特別地域	公選	4年

### （3）議員

オーストラリアの地方自治体の議員定数は、日本の市町村に比べ格段に少なく、地方自治体の種類ごとに様々である<sup>25</sup>。定数は、例えばニュー・サウス・ウェールズ州では 5 名以上 15 名以下、ビクトリア州では 5 名以上 12 名以下と自治法が範囲を定めており<sup>26</sup>、その中で議会または担当大臣が決める。ただし、タスマニア州では自治法が、クイーンズランド州では条例が各地方自治体の定数を規定しており<sup>27</sup>、

<sup>20</sup> 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法第 16 条(b)参照。

<sup>21</sup> [資料] 各州地方自治法

<sup>22</sup> 特定の市の市長は、必ず公選であるとしている州法もある。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州ではシドニー市長を必ず公選としている。[資料] City of Sydney Act 1988 第 23 条

<sup>23</sup> メルボルン市の公選で、任期は 3 年。[資料] City of Melbourne Act 2001 第 1 条および第 12 条

<sup>24</sup> 立候補者がいないときのみ互選。

<sup>25</sup> 主な地方自治体の議員定数：シドニー市 10 名、メルボルン市 9 名、ブリスベン市（オーストラリア最大の地方自治体）27 名など。

<sup>26</sup> それぞれ、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法第 224 条およびビクトリア州地方自治法第 5 条。

<sup>27</sup> それぞれ、タスマニア州地方自治法第 25 条およびクイーンズランド州地方自治法（地域）条例 Schedule 1 を参照。

また、南オーストラリア州では自治法に規定がなく、各地方自治体の議会が個別に定めている。議員の任期は 1~4 年で州ごとに異なり、改選の方法についても選挙の際に議員全員を改選する州と半数の議員を改選する州に分かれている。(各州地方自治体の定員数と任期は、図表 2-10 を参照。)

地方自治体議員数は、2001 年現在、6,644 人である。議会における男女比率では男性が多い。例えば、1999 年時点でのニュー・サウス・ウェールズ州の地方議員数は 1,696 名であったが、そのうち女性議員は 446 名 (26%) であった。議員の年齢層は 40、50 歳代が約 6 割を占め、職業別では管理職が 22%、農業および農場主が 20%、専門職が 26%、退職者が 12% となっている。大多数の議員の勤続年数は 5 年前後である。

議員には議員活動にかかる経費として報酬が支給される。この支給額は地方自治体により相当の差がある。報酬額は議会自らが決定するが、その上限と下限は州政府が定めている。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は、州地方自治省に設けられた「地方自治体報酬審査会<sup>28</sup>」が議員および議長の報酬額の上下限を定め、議会が決定している<sup>29</sup>。

---

<sup>28</sup> Local Government Remuneration Tribunal

<sup>29</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法第 248 条および第 249 条

**図表 2-8 ニュー・サウス・ウェールズ州の  
地方自治体議員および議長の報酬（2003 年度）<sup>30</sup>**

(単位:豪ドル)

Category (級) <sup>31</sup>	地方自治体議員報酬		議長(市町村長)手当 <sup>32</sup>	
	最低額	最高額	最低額	最高額
S1	17,110	245,095	104,700	137,765
S2	11,405	18,820	24,245	54,860
1A	11,405	18,820	24,245	54,860
1	8,555	15,970	18,185	42,430
2	5,705	12,550	12,125	27,395
3	5,705	12,550	12,125	27,395
4	5,705	7,525	6,060	16,425
5	5,705	6,270	6,060	10,305

(単位:豪ドル)

S3	1,140	3,760	2,425	6,850
S4	1,140	6,270	2,425	10,305

<sup>30</sup> [資料] Local Government Remuneration Tribunal, *Report and Determinations of the Local Government Remuneration Tribunal Under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, April 2003, P.16

<sup>31</sup> シドニー(S1 級)、ニュー・キャッスル、パラマタ、ウロンゴン(3 市とも S2 級)の 4 市以外の 168 の地方自治体が 1A~5 級に分類されている。また、S3 級および S4 級は、20 のカウンティ・カウンシル(広域行政を目的に複数の地方自治体による代表議員で構成される事務組合)。[資料] Local Government Remuneration Tribunal, *Report and Determinations of the Local Government Remuneration Tribunal Under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, April 2003, P.16

<sup>32</sup> 議長(市町村長)には、議員報酬に加えて議長手当が支払われる。

## 第4節 地方自治体の州組織・全国組織

### 1 各州の地方自治体協会

各州にある「地方自治体協会<sup>33</sup>」は、州内の地方自治体を代表する組織であり、地方自治体に代わり、州政府や連邦政府に対するロビー活動や折衝などを行っている。

また、構成団体である地方自治体に対して、調査活動の一環としての各種情報提供、財務管理、雇用対策、人材斡旋、労使調停、共同購入、年金、職員研修などの支援を行っている。

### 2 全豪地方自治体協会（ALGA<sup>34</sup>）

「全豪地方自治体協会」は、1947年に発足した、全国の地方自治体の連合体である。「所属団体および全国の地方自治体関連団体の活動に対して付加価値を提供すること<sup>35</sup>」をその目的とし、地方自治体の政府としての役割を拡大すること、連邦政府に対して地方自治体を効果的に代弁すること、国民に対する地方自治体の評判を高めることなどを目標として掲げている。また、同協会はその所属団体に対し、地方自治体に影響を及ぼす全国的な課題、政策、市場動向に関する情報の提供、「オーストラリア政府間協議会（COAG<sup>36</sup>）」を始めとした全国的団体への参加・代弁、連邦省庁との折衝などのサービスを行っている。

### 3 オーストラリア政府間協議会（COAG）

オーストラリア政府間協議会は、1992年に発足した、連邦政府・州政府・地方自治体間で協議を行うための機関である。その構成員は、連邦政府首相、各州・特別地域首相、および、全豪地方自治体協会会

---

<sup>33</sup> Local Government Association（呼称は、州によって若干異なる）

<sup>34</sup> ALGA: Australian Local Government Association

<sup>35</sup> Australian Local Government Association ホームページ参照。

<sup>36</sup> COAG: Council of Australian Governments

長である。同協議会の役割は、国家競争政策<sup>37</sup>、ガス・電気・水道事業の改革、環境規制に関する連邦・州の役割の改革など、政府間の協力が必要となる国家的重要性を持った政策改革活動を主導し、促進し、確認することである。

発足当初は懸案事項が十分溜まった時に協議を行っていたが、2000年より年に1回以上定例的に協議が行われることになった。

---

<sup>37</sup> 国家競争政策（National Competition Policy）については、第5章第3節参照。

## 第5節 地方自治体議会の選挙制度

### 1 被選挙権

議員に立候補するための被選挙人資格は、オーストラリア国民であることおよび当該選挙区の有権者であることである。地方選挙においては、連邦や州レベルの選挙に比べ政党色は比較的薄い。議員の多くは、ほかに職業を持ちながら議員活動をしている。

### 2 選挙権

かつて、地方自治体の役割が不動産所有者の税負担による道路・橋梁などの公共施設整備に重点が置かれていた時代には、不動産を所有している資産税の納税者にのみ選挙権が与えられていた。しかし、コミュニティ・サービスや文化・レクリエーション事業など地方自治体のサービス行政分野の対象が広がるにつれ、選挙権が付与される住民の範囲も広がっていった。

現在では各州とも、州議会議員選挙の選挙人名簿に登録された住民全てに地方自治体議会選挙への選挙権を与えている。加えて、クイーンズランド州と北部特別地域を除いた各州では、当該選挙区の居住者でなくても資産税を該当州に納税する不動産所有者および借家人は、納税額の多寡によらず選挙人名簿への登録を申請することができる<sup>38</sup>。居住者の選挙人名簿の管理は州政府の責任であるが、非居住者の選挙人名簿の管理は各地方自治体の責任となっている。

---

<sup>38</sup> シドニー市では、特別法の規定により年額5,000豪ドル以上の資産税納税者に限定されている。

### 参考 選挙人名簿 (electoral roll)

住民票制度がなく、罰金制の義務投票<sup>39</sup>を採用しているオーストラリアにおいて選挙人名簿を常に更新することは重要である。18歳以上のオーストラリア国民は、現住所に少なくとも1か月居住するごとに、選挙人名簿に登録する義務があり、登録されていない限り投票することはできない。一定の場所に少なくとも1か月居住した場合には登録しなければならない。登録用紙は郵便局や選挙管理事務所、ウェブサイトなどから入手でき、1枚の用紙で連邦・州・地方自治体選挙の全てに登録される。

名簿更新のため、オーストラリア選挙委員会は、転居などのため現在の登録記録が空白になっている住所宛てに、登録用紙を隨時送付し住民に返送を要請したり調査員が直接訪問するなどの方法を取っている。また、転居時に住民が必ず連絡をとると思われる電気・ガス・水道会社などから合意のもとで住民の加入時の登録情報を入手し、名簿と合致しない住所宛てに登録用紙を送付するなど、更新に利用している。市民権を授与された人や17・18才になる学生に対しても調査を行っている。

(オーストラリア選挙委員会への聴取による)

### 3 投票義務

オーストラリアでは、連邦および各州選挙において、義務投票制が採用されている（南オーストラリア州の上院議員選挙を除く）。地方自治体の選挙については、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、クイーンズランドの3州は義務投票制を、その他の3州は任意投票制を採用している<sup>40</sup>。

義務投票制度を採用している州の場合、投票しなかった有権者には

<sup>39</sup> 投票義務については、次ページ参照。

<sup>40</sup> 北部特別地域は、地方自治体によって異なる。

罰金が科される<sup>41</sup>。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州で地方自治体議会選挙の投票を行わなかった場合、55豪ドルを払わなければならない（州議会選挙では25豪ドル）。

任意投票制度を採用している州における平均投票率は20～60%とさまざまであるが、義務投票制度を採用している各州ではおおむね70%を超えている<sup>42</sup>。なお、全ての州で郵便投票が認められている。

---

<sup>41</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州およびビクトリア州では有権者のうち居住者にのみ投票義務があり、非居住者は任意である。ただし、州都であるシドニー市およびメルボルン市では、特別法の規定により選挙人名簿に登録された全有権者の投票が義務付けられている。

<sup>42</sup> 地方自治体や州の選挙ではおおむね70%を超える程度であるが、連邦議会の選挙では、投票率はほとんどの州で90%を超える。（2001年の連邦選挙での全国平均は94.85%であった。）

図表 2-9 連邦議会、州議会の選挙・投票制度<sup>43</sup>

		任期	議員定数	選挙制度	投票制度 <sup>44</sup>
連邦議会	上院	州議員：6年 (3年ごとに半数改選) 特別地域議員：3年以下	76名	各州から各12名、 各特別地域から各2名	移譲式比例代表制（单一移譲投票および上欄選択投票） 完全優先順位付投票制
	下院	3年以下	150名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
ニュー・サウス・ウェールズ州議会	上院	8年以下 (下院改選時に半数改選)	42名	小選挙区制	移譲式比例代表制 部分優先順位付投票制
	下院	4年	93名	小選挙区制	移譲式比例代表制 任意優先順位付投票制
ビクトリア州議会	上院	6～8年 (下院改選時に半数改選)	44名	22選挙区から各2名	完全優先順位付投票制
	下院	3～4年	88名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
クイーンズランド州議会	下院	3年以下	89名	小選挙区制	任意優先順位付投票制
南オーストラリア州議会	上院	6～8年	22名	小選挙区制	移譲式比例代表制（ヘア・クラーク法および上欄選択投票） 完全優先順位付投票制。
	下院	3～4年	47名	小選挙区制	完全優先順位付投票制 (ただし、過半数得票が必要)
西オーストラリア州議会	上院	4年	34名	4選挙区から各5名、 2選挙区から各7名	移譲式比例代表制（单一移譲投票および上欄選択投票）
	下院	4年以下	57名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
タスマニア州議会	上院	6年 (毎年2～3名改選)	15名	小選挙区制	部分優先順位付投票制 ロブソン循環法 <sup>45</sup>
	下院	4年以下	25名	小選挙区制	移譲式比例代表制 (ヘア・クラーク法) 部分優先順位付投票制 ロブソン循環法
北部特別地域議会	下院	4年	25名	小選挙区制	完全優先順位付投票制。
首都特別地域議会	下院	3年	17名	2選挙区から各5名、 1選挙区から7名	移譲式比例代表制 (ヘア・クラーク法) 任意優先順位付投票制 ロブソン循環法

<sup>43</sup> [資料] Electoral Council of Australia ホームページ; 各州選挙委員会ホームページ

<sup>44</sup> 各制度についての説明は、後述の「参考 オーストラリアの投票制度」を参照。

<sup>45</sup> Robson Rotation: 投票用紙の候補者一覧で、用紙上の目立ちやすく有利とされる位置（最上位や最下位）が全候補者に公平に与えられるように循環させるシステム。

図表 2-10 各州地方自治体議会の選挙・投票制度<sup>46</sup>

		任期	議員定数	投票方法 <sup>47</sup>
<b>ニュー・サウス・ウェールズ州内地方自治体</b>		4年	各 5~15	移譲式比例代表制 任意優先順位付投票制 包括的優先順位付投票制
<b>ビクトリア州内地方自治体</b>		3年	各 5~12名	完全優先順位付投票制 1議席以上空席があるときは、包括的優先順位付投票制 メルボルンとニランビクの地方自治体選挙では移譲式比例代表制
<b>クイーンズランド州内地方自治体</b>		3年	各 5名以上 条例が各地方自治体の定数を規定	小選挙区制の地方自治体は、任意優先順位付投票制 大選挙区制の地方自治体は、相対多数当選制 市長は地方自治体と同じ投票制度を用いた直接選挙
<b>南オーストラリア州内地方自治体</b>		3年	法・条例による定数の規定なし 定数は、各議会が個別に設定	移譲式比例代表制・部分優先順位付投票制(当選人数分まで順位を付けられる)
<b>西オーストラリア州内地方自治体</b>		4年 (2年ごとに半数改選)	各 6~15名	相対多数当選制
<b>タスマニア州内地方自治体</b>		4年 (2年ごとに半数改選)	地方自治法が各地方自治体の定数を規定	移譲式比例代表制(ヘア・クラーク法) 議員選挙は、部分優先順位付投票制 市長、副市長選挙は、任意優先順位付投票制・ロブソン循環法
<b>北部特別地域内</b>	<b>地方自治体</b>	4年	各 5名以上	包括的優先順位付投票制
	<b>準地方自治体</b>	1~4年	法・条例による定数の規定なし 定数は、各議会が個別に設定	地方自治体により異なる(例: 多数票制、包括的優先順位付投票制、コンセンサス方式など)

<sup>46</sup> [資料] Electoral Council of Australia ホームページ; 各州地方自治法; 各州選挙委員会ホームページ

<sup>47</sup> 各制度についての説明は、後述の「参考 オーストラリアの投票制度」を参照。

図表 2-11 各議会の投票義務<sup>48</sup>

		名簿登録および投票の義務
<b>連邦議会</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>現住所に 1 か月以上居住している 18 歳以上の豪州国民は、名簿登録・投票の義務あり</li> <li>1984 年 1 月 25 日に名簿に登録されていたイギリス国民も投票可</li> <li>17 歳の国民は仮登録可</li> </ul>
ニュー・サウス・ウェールズ州	州議会	連邦と同じ
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>州選挙名簿に登録された者は投票の義務あり</li> <li>区域内に居住していない資産税納入者は、非居住者名簿に登録可</li> </ul>
ビクトリア州	州議会	連邦と同じ
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>州と同じ</li> <li>その他、区域内に居住していない資産税納税者（自然人・法人）には特別の規定あり</li> <li>非居住者および 70 歳以上の居住者には投票義務なし (ただし、メルボルンとニランピクでは全ての名簿登録者に投票義務あり)</li> </ul>
クイーンズランド州	州議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦と同じ（ただし、同州に 1 ヶ月居住している者に限定）</li> <li>また、連邦の規定に加え、1991 年 12 月 31 日に同州の名簿に登録されていたイギリス国民も投票可</li> </ul>
	地方自治体議会	州議会選挙の投票資格保有者は、登録と投票の義務あり
南オーストラリア州	州議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録は義務ではないが、登録者には投票義務あり</li> <li>その他は連邦と同じ (ただし、1983 年 10 月 26 日から 1984 年 1 月 25 日の間に連邦もしくは同州に登録されていたイギリス国民も投票可)</li> </ul>
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意投票</li> <li>州選挙名簿登録者、居住者、資産税納税者は投票可</li> <li>複数の選挙区で投票可能（ただし、アデレード市では 1 自然人につき 1 選挙区のみで投票可）</li> </ul>
西オーストラリア州	州議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦とほぼ同じ</li> <li>また、1983 年 10 月 26 日から 1984 年 1 月 25 日の間に連邦もしくは同州に登録されていたイギリス国民も投票可</li> </ul>
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意投票</li> <li>連邦選挙もしくは州選挙名簿登録者は投票可</li> <li>豪州国民であれば、区域内に居住していない資産税納税者も登録・投票可</li> </ul>
タスマニア州	州議会	連邦と同じ（ただし、同州に連続して 6 か月以上居住したことのある者のみ）
	地方自治体議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意投票</li> <li>州選挙名簿登録者および資産税納税者は投票可</li> </ul>
北部特別地域	特別地域議会	連邦と同じ
	地方自治体議会	地方自治体区域内の住所を持ち、特別地域選挙名簿登録者は投票義務あり
	準地方自治体議会	地方自治体により異なる
首都特別地域	特別地域議会 <sup>49</sup>	連邦と同じ

<sup>48</sup> [資料] Electoral Council of Australia ホームページ; 各州地方自治法; 各州選挙委員会ホームページ

<sup>49</sup> ジャービス・ベイとノースフォーク島の居住者は首都特別地域に含む。

## 参考 オーストラリアの投票制度<sup>50</sup>

オーストラリアの主な投票制度は、以下のとおりである。

### ● 移譲式比例代表制 (Proportional Representation) :

投票者が候補者に優先順位を付ける方式。候補者は、優先順位 1 位を数える初期集計で当選基數<sup>51</sup>に達するか、優先順位 2 位以下を数える分配集計の結果、当選基數に達すると当選する。

当選者が出した場合、その人の当選基數を超えた得票を優先順位 2 位の候補者に比例配分する<sup>52</sup>。この段階(初期集計)で当選者が出なかった場合は、得票数の最も少ない候補者の得票が回収され、その票が優先順位 2 位の候補者の得票とされる。議席が埋まるまで、この集計法を繰り返す。

移譲式比例代表制には以下の 2 種類の投票法がある。

- ① 単一移譲投票法 (Single Transferable Voting) — 投票者自身が候補者に優先順位を付ける投票法。
- ② 上欄選択投票法 (Above The Line Voting) — 投票者が 1 つの政党(またはグループ)に投票する方法。各政党は、候補者の優先順位を事前登録する。投票者がある政党に投票すると、その政党が登録したとおりの優先順位を候補者に付けたと見なされる。

### ● ヘア・クラーク法 (Hare-Clark system) :

移譲式比例代表制の 1 種。投票は、単一移譲投票法で行い、上欄選択投票法を用いることは出来ない。また、必ずロブソン循環法<sup>53</sup>が採られる。集計手順は、移譲式比例代表制と同じ。

### ● 相対多数当選制 (First-Past-the-Post) :

相対的多数を得票した(つまり、得票の最も多い)候補者が当選する方式。

### ● 優先順位付投票制 (Preferential Voting) :

小選挙区制の場合に用いる方式。集計法は移譲式比例代表制とほぼ同じだが、当選者は過半数の票を得なければならない。当選者が出るまで、得票数の最も少ない候補者の得票を回収し、分配集計を行う。優先順位付連記投票制には以下の 3 種類がある。

- ① 完全優先順位付投票制 (Full Preferential) — 全候補者に優先順位を付ける方式。
- ② 部分優先順位付投票制 (Partial Preferential) — 候補者に優先順位を必要最低数(通常当選人数分)付ける方式。
- ③ 任意優先順位付投票制 (Optional Preferential) — 候補者に優先順位第 1 位を付けることが必須で、他の優先順位付けは任意という方式。

### ● 包括的優先順位付投票制 (Exhaustive Preferential) :

当選者が複数の場合に用いる方式。優先順位付投票制と同様の手順で進められるが、過半数を獲得した当選者が出るとその人の獲得票が回収され分配集計が行われる。

### ● コンセンサス方式 (Consensus) :

投票ではなく協議で選出する方式。

<sup>50</sup> [資料] Electoral Council of Australia ホームページ; australianpolitics.com ホームページ

<sup>51</sup> quota : 当選に必要とされる票数。総有効投票数 ÷ [議席数+1] に 1 を足した数。

<sup>52</sup> 優先順位 2 位の者が当選済みか得票を回収され候補者としての資格を失っている場合、3 位以下の者が票を得る。以下も同様。

<sup>53</sup> 本章 17 ページの注 39 を参照。

## 参考 委譲式比例代表制の当選人決定過程の例

(改選議席数を3議席、総有効投票を20,000票、立候補者を5人と仮定した場合)

- ① 各票に記された優先順位1位に従い、総有効投票を配分した結果、初期集計での得票数は、表1のようであった。

表1

A	B	C	D	E
3,500	6,000	5,000	3,000	2,500

- ② 仮定に従うと、当選基準は「5,001」となる。

(当選基準 = [総有効投票数(20,000) ÷ [改選議席数(3) + 1]] + 1)

- ③ Bは当選基準(5,001)を満たしているため、当選となり、Bの余剰票(当選基準を超える票:  $6,000 - 5,001 = 999$ )は、Bのすべての得票に記された優先順位2位に従って、比例配分される。

Bの得票に記された優先順位2位は、表2のとおりであった。

表2

A	B	C	D	E
1,000	—	2,000	0	3,000

各立候補者に、表2の数字を按分して配分した結果が表3である。

(按分比率 = 余剰票数(999) ÷ Bの得票数(6,000) = 0.1665)

表3

A	B	C	D	E
166	—	333	0	499

(1票に満たない端数は切り捨てられる)

- ④ 按分された票数(表3)を各立候補者の得票(表1)に加えると、表4の得票数となる。

表4

A	B	C	D	E
3,666	—	5,333	3,000	2,999

- ⑤ この結果、Cが当選基準(5,001)を満たしているため、当選となり、Cの余剰票(332)は、Cのすべての得票(按分された票数の基礎となる2,000票(表2)に記されていた優先順位も考慮されるため、初期集計時での得票数5,000票(表1)に2,000票を加えた7,000票となる)に記された優先順位2位(按分された2,000票については、優先順位3位)に従って、比例配分される。

Bの得票に記された優先順位2位は、表5のとおりであった。

**表 5**

A	B	C	D	E
3,000	—	—	0	4,000

未当選の立候補者に、表 5 の数字を按分して配分した結果が表 6 である。

(按分比率=余剰票数(332)÷ C の得票数(7,000)=0.047428)

**表 6**

A	B	C	D	E
142	—	—	0	189

- ⑥ 按分された票数(表 6)を各立候補者の得票(表 4)に加えると、表 7 の得票数となる。

**表 7**

A	B	C	D	E
3,808	—	—	3,000	3,188

- ⑦ 按分された票数を加えても、当選基準(5,001)を満たしている者がいないため、得票数の最も少ない立候補者 D の得票が回収され、D のすべての得票(3,000)に記された優先順位 2 位に従って配分される。

B の得票に記された優先順位 2 位は、表 8 のとおりであった。

**表 8**

A	B	C	D	E
1,000	—	—	—	2,000

- ⑧ 残る 2 人の立候補者に、表 8 の票数を配分した結果が表 9 である。

この結果、E が当選基準(5,001)を満たしているため、当選となり、最終的に B、C、E が当選者として確定される。

**表 9**

A	B	C	D	E
4,808	—	—	—	5,188

## 参考 優先順位付投票制の当選人決定過程の例

(改選議席数を1議席、総有効投票を20,000票、立候補者を5人と仮定した場合)

- ① 各票に記された優先順位1位に従い、総有効投票を配分した結果、初期集計での得票数は、表1のようであった。

表1

A	B	C	D	E
3,500	6,000	5,000	3,000	2,500

- ② 優先順位付投票制では、当選者は総有効投票数(20,000)の過半数の票(10,000)を得なければならないため、この段階(初期集計)での当選者は存在しない。このため、得票数の最も少ない立候補者Eの得票が回収され、Eの全ての得票(2,500)に記された優先順位2位に従って配分される。

Eの得票に記された優先順位2位は、表2のとおりであった。

表2

A	B	C	D	E
500	500	1,000	500	—

配分された票数(表2)を各立候補者の得票(表1)に加えると、表3の得票数となる。

表3

A	B	C	D	E
4,000	6,500	6,000	3,500	—

- ③ 配分された票数を加えても、過半数の票(10,000)を得た者がいないため、得票数の最も少ない立候補者Dの得票が回収され、Dのすべての得票(3,500)に記された優先順位2位に従って配分される。(Dの得票の中で、すでに除外されたEを優先順位2位に選んだ票があった場合は、優先順位3位の立候補者に配分される。)

Dの得票に記された優先順位2位は、表4のとおりであった。

表4

A	B	C	D	E
500	500	2,500	—	—

配分された票数(表4)を各立候補者の得票(表3)に加えると、表5の得票数となる。

表5

A	B	C	D	E
4,500	7,000	8,500	—	—

- ④ さらに配分された票数を加えても、過半数の票(10,000)を得た者がいないため、④の手順と同様に、残る3人の立候補者の中で得票数の最も少ない立候補者Aの得票が回収され、Aのすべての得票(4,500)に記された優先順位2位に従って配分される。

Aの得票に記された優先順位2位は、表4のとおりであった。

表6

A	B	C	D	E
—	2,500	2,000	—	—

配分された票数(表6)を各立候補者の得票(表5)に加えると、表7の得票数となる。

表7

A	B	C	D	E
—	9,500	10,500	—	—

- ⑤ この結果、立候補者Cが過半数の票(10,000)を得たため、当選となる。

## 第3章 地方自治体の財政

### 第1節 地方自治体の財政構造

#### 1 全政府における地方自治体の相対的規模

職員数および予算から見ると、地方自治体の規模は連邦および州政府と比較して小さい。

2003年5月現在、軍隊を除いた公共部門の雇用者数は約153万人であり、オーストラリア全労働者の約17%を占める<sup>1</sup>。このうち、連邦が約24万人、州が約113万人、地方自治体が約16万人であり、公共部門全体に対する比率はそれぞれ15.9%、73.7%、10.3%である<sup>2</sup>。保健（公立病院など）および教育（公立学校）分野を担当する州の職員数の比率が大きい。

2002年度の全政府<sup>3</sup>の総歳入は、2,841億豪ドルである<sup>4</sup>。その内訳は、連邦が72.6%、州が21.4%、地方自治体が6.0%である<sup>5</sup>。総歳出は2,702億豪ドルであり、その内訳は、連邦が54.0%、州<sup>6</sup>が39.5%、地方自治体が6.5%である<sup>7</sup>。歳入・歳出とも、公共部門全体に対する地方自治体の比率は極めて小さい。

<sup>1</sup> 公共部門の雇用者数は2003年5月、オーストラリア全労働者数は2003年6月の数値(922万人)しか入手できなかったため、便宜的にこれらの数値から割合を算出した。[資料] Australian Bureau of Statistics (ABS), *6248.0 Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, June Quarter 2003, September 2003*, P.10; ABS, *Yearbook Australia 2004*, 2004, P.136

<sup>2</sup> 比率の合計は、四捨五入の関係上99.9%となる。

<sup>3</sup> 連邦、州、地方自治体の各政府に各政府が所有する公営団体・企業を加えたもの。

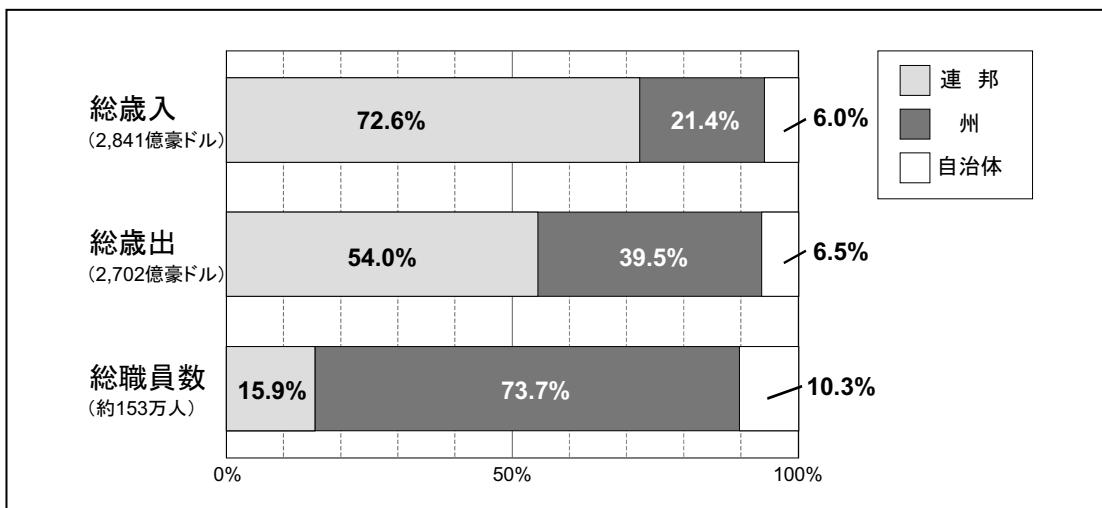
<sup>4</sup> オーストラリアの会計年度は、7月から翌年6月である。総歳出入は、各政府の比率を明らかにするために特にAustralian Bureau of Statistics, *5512.0 Government Finance Statistics 2002-03, April 2004* のP.8の数値を使用した。便宜上、多政府管轄団体(Multi-Jurisdictional: 現在は公立大学のみ)の数値を除いた。なお、多政府管轄団体を含めた総歳入は2,866億豪ドル、総歳出は2,751億豪ドルである。

<sup>5</sup> 州および地方自治体政府の歳入は、(他政府管轄団体を除く)他政府からの交付金を除いた数値。

<sup>6</sup> この章では、州と特別地域を総称して「州」と呼ぶ。

<sup>7</sup> 連邦および州政府の歳出は、(他政府管轄団体を除く)他政府への交付金額を除いた数値。

図表 3-1 各層政府の総歳出入・職員数の比率<sup>8</sup>



## 2 連邦、州、地方自治体における歳入内訳の比較

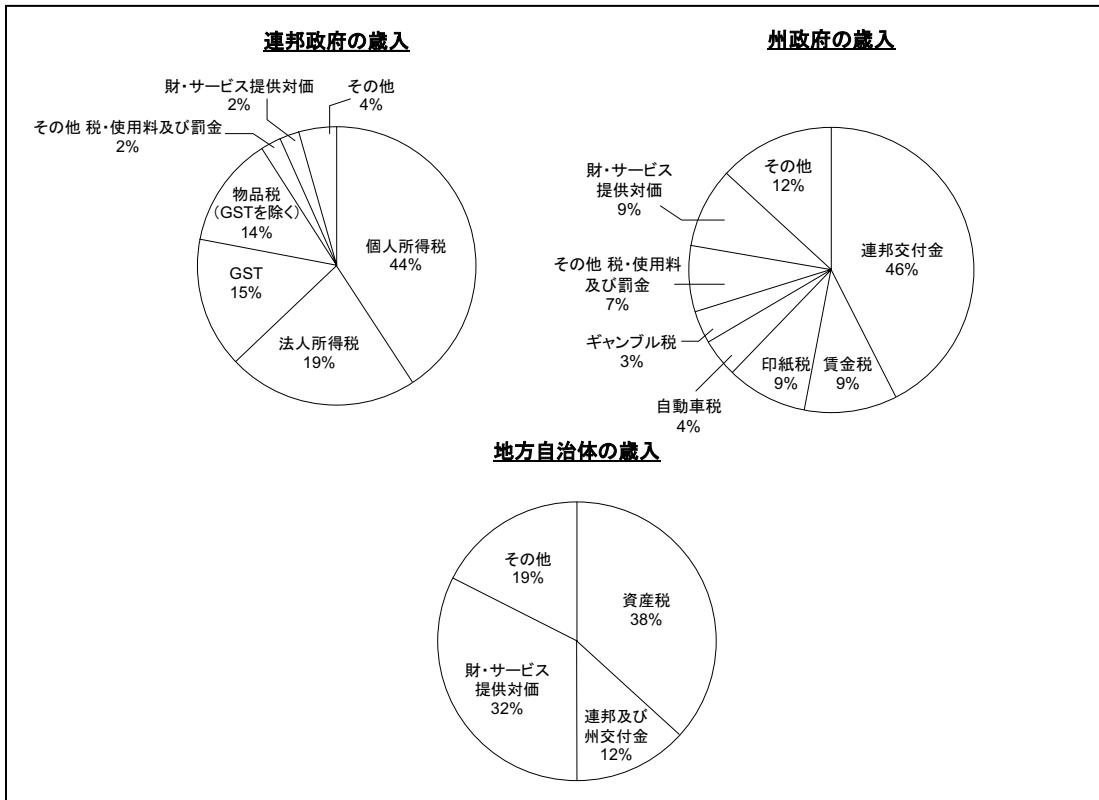
図表 3-2 は、2002 年度における連邦・州・地方自治体の歳入内訳を表したものである。連邦政府の主要財源は個人・法人所得税であり、歳入の 63% を占める。州政府の最大の財源は連邦政府からの交付金であり、歳入の 46% を占める。つまり、州政府の財源は、連邦政府からの財源移転に大きく依存する。これは各州とも同様で、歳入に占める交付金の比率は、例えばニュー・サウス・ウェールズ州では 44%、南オーストラリア州では 50%、西オーストラリア州では 46% である。

地方自治体の歳入は、資産税が 38% と最も大きい。他方、連邦および州政府からの交付金は歳入の 12% であり、連邦・州政府からの財源移転への依存度が比較的小さい。ただし、人口の密集する都市部の地方自治体と内陸部や人口希薄な地域の地方自治体では、交付金に対する依存度が異なる。地方自治体の歳入に占める交付金の比率は、例えばニュー・サウス・ウェールズ州シドニー近郊のウラーラ・ミュニシパル・カウンシルでは 9% であるのに対し、同州内陸部のブローケン・ヒル・シティ・カウンシルでは 39%、人口希薄な西オーストラリア州沿岸部のシティ・オブ・ジェラルドトン・

<sup>8</sup> それぞれの比率は四捨五入されているため、その合計は必ずしも 100% にならない。[資料] Australian Bureau of Statistics, *Year Book Australia 2003*, 2003, P.810; ABS, *6248.0 Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, June Quarter 2003*, September 2003, P.10

カウンシルでは 26% である。

図表 3-2 2002 年度政府段階別歳入内訳<sup>9</sup>



### 3 連邦、州、地方自治体における歳出内訳の比較

図表 3-3 は、2002 年度における連邦・州・地方自治体の歳出内訳を表している。連邦政府の歳出のうち、社会保障・福祉および保健関係が 51% を占める。州政府の主な歳出は教育と保健であり、それぞれ全体の 27% および 24% を占める。公立小学校、高等学校<sup>10</sup>、専門学校の管理・運営、公立病院の管理・運営、救急サービスの提供などがこれらの歳出に含まれる。その他、州道、バスや鉄道を始めとする公共交通サービスなどの交通・通

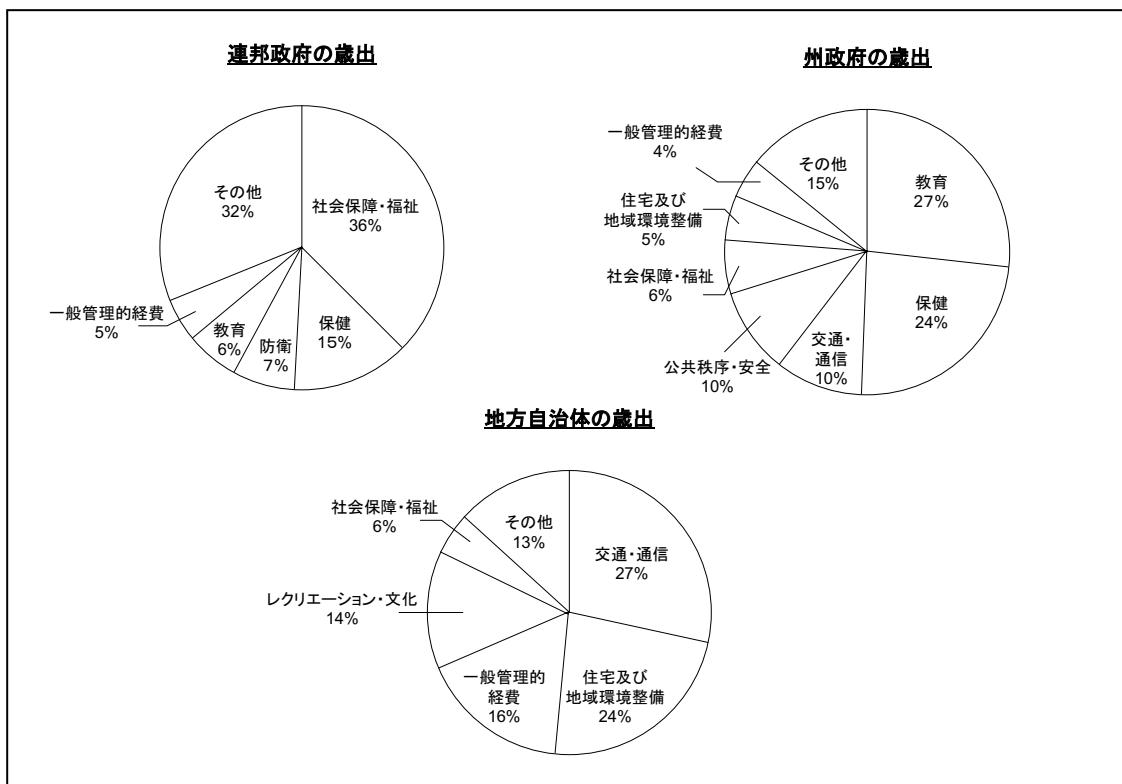
<sup>9</sup> [資料] Australian Bureau of Statistics (ABS), *5512.0 Government Finance Statistics 2002-03, April 2004, p.8*; ABS, *5506.0 Taxation Revenue, 2002-2003, April 2004, p.11, 21* なお、各項目の割合 (%) は、小数点以下を四捨五入しているため、合計値は必ずしも 100% にはならない。

<sup>10</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州は、義務教育を 6 歳以上 15 歳未満と定める (NSW Education Act 1990 No.8 第 22 条)。同州では、満 6 歳で小学校 (Primary School) に入学し、7 年生から 12 年生までが高等学校に通う。ただし、必ずしも 12 年生まで修了する必要はない。なお、中学校は高等学校に含まれる。

信、および、警察、消防などの公共秩序・安全などもそれぞれ 10%占めている。

一方で、地方自治体はその歳出の 27%を交通・通信に費やしており、地方道整備を主要な役割としていることが分かる<sup>11</sup>。また、高齢者介護施設などの建設・管理・運営、文化施設の建設などの住宅および住居環境整備に 24%<sup>12</sup>、図書館、ホール、カルチャーセンター、スポーツセンターの管理・運営などのレクリエーション・文化に 14%を支出している。

**図表 3-3 2002 年度各政府の歳出内訳<sup>13</sup>**



<sup>11</sup> ただし、交通・通信に関わる歳出総額は、地方自治体 48 億豪ドルに対し州政府 110 億豪ドルであり、州政府の 1/2 に満たない。

<sup>12</sup> 公営住宅は、一部を除いて州政府が管理する。

<sup>13</sup> [資料] Australian Bureau of Statistics, 5512.0 Government Finance Statistics 2002-2003, April 2004, P.38-39 各項目の割合 (%) は、小数点以下を四捨五入しているため、合計値は必ずしも 100%にはならない。

## 第2節 地方自治体の財源

### 1 主な財源

#### ■ 資産税（レイト）

資産税の由来は、そもそも道路整備などの地域インフラ整備にかかる経費の一部を地元住民に負担させようとした植民地政府によって地方自治体が設立された、という経緯に基づいている。資産税は、土地の評価額を課税標準として、その所有者に課される。家屋および償却資産は、評価、課税の対象とはならない。2000年度の連邦・州・地方自治体政府の全税収において、地方自治体の資産税収入はわずか3%を占めるにすぎないが、個々の地方自治体における平均的資産税収入は歳入の38%を占める重要な自主財源である。現在、歳入に占める資産税収入の比率は、減少傾向にある。

(なお、1992年度の地方自治体の資産税収入は歳入の約56%を占めていた。)

#### ■ 交付金

地方自治体は、連邦政府と州政府から各種の交付金を受けている。

その内訳は、連邦政府と州政府のそれぞれから受けている特定目的交付金<sup>14</sup>と、州政府を経由して連邦政府から受けている地方自治体財政支援交付金<sup>15</sup>である。(交付金については本章第3節を参照。)

#### ■ 料金、罰金

地方自治体は、ごみ収集、公営プール利用、建築認可申請、飼犬登録など行政サービス提供の代価として料金を徴収している。

<sup>14</sup> SPPs: Specific Purpose Payments. 連邦から交付される特定目的交付金の2000年度の総額は1億1100万豪ドル。州から交付される特定目的交付金の2000年度の総額は14億4900万豪ドル。

〔資料〕 National Office of Local Government (NOLG), Department of Transport and Regional Services (DOTARS), *Local Government National Report 2000-01, 2002, 2003, P.17; 同 2001-02, 2003, P.11*

<sup>15</sup> Local Government Financial Assistance Grants. 2001年度の総額は13億9400万豪ドル。

〔資料〕 NOLG, DOTARS, *Local Government National Report 2001-02, 2003, P.29*

## ■ 公営企業純益

一部の地方自治体は電気事業や水道事業などの公営企業を経営しており、その純益を歳入に計上している。近年は、経済効率の向上を意図した競争政策の進展により、公営企業を民営化する傾向にある。

## ■ その他

上記のほか、起債による借入金や利子収入などがある。起債には州政府の担当大臣の承認が必要であり、多くの州で制限が設けられている<sup>16</sup>。借入金への依存度は低く、総資本借入金比率は3.4%である<sup>17</sup>。

## 2 資産税（レイト）制度の概要

### (1) 資産税の種類

資産税には、普通資産税と特別資産税がある。普通資産税は、土地の種別により農地、宅地、鉱山、業務用地の4種に大別され、評価基準はこれら種類によって異なる。特別資産税は、特定の建設工事、サービス、施設、活動の経費を賄うことを目的としたものである。地方自治体は普通資産税を課すことが義務づけられているが、特別資産税の課税は各地方自治体の任意である。

### (2) 資産税に関わる土地の評価（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）

ニュー・サウス・ウェールズ州では、州機関である土地評価鑑定官<sup>18</sup>が土地評価法に基づいて事務を行う。公的評価の対象は土地のみであり、家屋および償却資産などは対象とならない。

同法は以下の3種類の評価額を規定しているが、資産税の課税には②を用い、2～3年に1回（法では最低4年に1回）算出する。

#### ① 改善費を含む土地評価価値（譲渡価格評価額）

<sup>16</sup> タスマニア州では限度額が設定されており、担当大臣の承認がある場合を除き、全借入金に対する返済の為の歳費が前年度の歳入の30%を超える場合、いかなる目的であれ追加で起債する事は認められない（同州地方自治法第80条）。

<sup>17</sup> [資料] Department of Transport and Regional Services, *Local Government National Report 2002-03*, P.25

<sup>18</sup> Valuer-General.

- ② 改善費を含まない土地評価価値（譲渡価格評価額）
- ③ 土地の年間価値（賃貸価格評価額）の 90%か 10 豪ドルのいずれか高い方  
なお、土地評価に関する公的な評価マニュアルはなく、民間の不動産鑑定士などが利用しているマニュアルが使用されている。

### （3）税率の決定

各地方自治体は、まず翌年度の歳出総額を決定する。その後、資産税以外の補助金、手数料、起債などの歳入見込額を計上し、不足分を資産税収入総額とする。従って、決定された資産税収入総額を課税標準総額で除して得られる数値が資産税率となる。このように、各地方自治体の財政事情により資産税の収入総額が決められるので、税率は各地方自治体によって異なってくる。なお、ニュー・サウス・ウェールズ州では、地方自治大臣が資産税収入の対前年度比増加率の上限を定めるレイト・ペギング制度<sup>19</sup>を設けている。

### （4）納税義務者と納税方法

資産税の納税義務者は、原則として資産税賦課時の所有者である。

ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、納入方法は 1 回払いと四半期ごとの分割払いが認められており、1 回払いの場合は 8 月 31 日まで、四半期分割払いの場合はそれぞれ 8 月、11 月、2 月、5 月の末日までである。

### （5）非課税特例制度

以下の土地は、資産税課税対象外である<sup>20</sup>。

- ① 政府出資法人：水道供給団体、鉱山救出局、教師用住宅供給団体など、法令により認められた団体の土地。
- ② 教会：宗教団体が保有し、かつ、その土地が礼拝、聖職者の居住、教育・訓練、代表者・準代表者の居住を目的とした建造物のために使用されている当該土地。

---

<sup>19</sup> レイト・ペギング制度については、(7) 参照。

<sup>20</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法第 555 条、第 556 条参照。

- ③ 墓地：政府、公共法人または公共信託（受託団体）が保有する公共墓地。
- ④ 教育施設：公立、私立を問わず、教育法に規定された定義に該当する学校が保有し、学校用地（運動場、教員など職員住宅用地を含む）として使用している土地。大学についてもほぼ同様の扱いであるが、その保有地は特別資産税の課税対象となる。
- ⑤ 病院：公立病院が保有する土地（特別資産税は課税）。
- ⑥ NPO：NPO が保有する土地。
- ⑦ 文化施設：公立図書館用地。
- ⑧ その他：
  - ・ 国立公園、歴史的地区、自然保護区などの土地。
  - ・ アボリジニ（先住民）団体保有の土地で、法令が非課税地として規定しているもの。
  - ・ 政府が賃貸している土地で、法令で定められた鉱物採掘のために使用されており、地方自治体が非課税とすることを認めた土地。ただし、特別資産税は課税。
  - ・ 動物公園局もしくは政府保有の土地で、動物公園局により使用されている土地。

#### **(6) 納税者の人的要素に着目した課税上の配慮**

ニュー・サウス・ウェールズ州では、年金生活者が所有する土地は資産税が 2 分の 1 に減額される。ただし、減額の上限は、普通資産税は 250 豪ドル、上下水道に関する特別資産税は 87.50 豪ドルである。他州では、減額を定めた制度はないが、地方自治体への申請によって認められることもある。

#### **(7) レイト・ペギング制度**

ニュー・サウス・ウェールズ州は、レイト・ペギング制度を実施している唯一の州である。これは、各地方自治体の資産税収入の増加率に対して、州地方自治大臣が毎年上限を定める制度である。資産税増加率の上限は、

2001 年度が 2.8%、2002 年度が 3.3%、2003 年度が 3.6% であった。

地方自治体は、上限を超えて資産税を徴収する必要がある場合は、特例としてその旨を州地方自治大臣に申請することができる。例えば、インフラ整備に必要な資金を確保するためなど、様々な目的に対して資産税収入増加が認可される。

## 第3節 交付金

### 1 州政府への交付金

前述のとおり、連邦政府からの交付金は州政府の最大の財源であり、その歳入の46%を占める。州政府への交付金には、GST交付金、一般歳入助成金、および、特定目的助成金がある。

#### (1) GST交付金

GST<sup>21</sup>とは、付加価値型一般消費税であり、連邦政府が徴収する。連邦政府は、徴収事務費を除いたGST歳入の全てを各州に使途を特定しない一般目的交付金として交付する。

GST交付金は、「財政支援交付金(FAG<sup>22</sup>)」に代わる財政調整交付金である。GSTは州の財源であるという考え方から、連邦政府の予算・決算にはGSTに関する歳入および歳出を含まない。(GST交付金の導入と財政調整制度の改定および算定法については、本章第4節を参照。)

なお、2002年度のGST交付金額は、304億7,900万豪ドルであった<sup>23</sup>。

#### (2) 一般歳入助成金<sup>24</sup>

使途を特定しない交付金で、予算均衡助成金<sup>25</sup>、全国競争政策交付金<sup>26</sup>、特別歳入助成金<sup>27</sup>からなる。

予算均衡助成金は、財政調整制度の改定<sup>28</sup>に伴いGST交付金と一緒に導入された。新制度のもとで各州政府の収入が減少しないように、連邦政府は州ごとに最低保証額を設け、財源を予算均衡助成金として移転する。予算均衡助成金の交付は、各州へのGST交付金額が最低保証額を上回ると予想される2007年まで行われる。2002年度の予算均衡助成金は、9億

<sup>21</sup> 物品サービス税 Goods and Service Tax

<sup>22</sup> FAG: Financial Assistance Grant

<sup>23</sup> [資料] Treasury Department, *Final Budget Outcome 2002-03*, September 2003, Table 27

<sup>24</sup> General Revenue Assistance

<sup>25</sup> Budget Balancing Assistance

<sup>26</sup> National Competition Policy Payments

<sup>27</sup> Special Revenue Assistance

<sup>28</sup> 財政調整制度の改定については、同章第4節を参照。

9,400 万豪ドルであった<sup>29</sup>。

国家競争政策交付金は、国家競争政策に則った特別な改革を行い、十分な成果を上げることを条件として支払われる交付金である。2002 年度の同交付金額は、7 億 4,000 万豪ドルであった<sup>30</sup>。

特別歳入助成金は、首都特別地域に対して交付される。2002 年度の同助成金額は、1,500 万豪ドルであった<sup>31</sup>。

### (3) 特定目的助成金<sup>32</sup>

特定目的助成金は、使途を特定した助成金である。同助成金には、州政府への助成金<sup>33</sup>と、州政府を通じて地方自治体やその他団体に交付する助成金<sup>34</sup>があり、2002 年度の助成額はそれぞれ 161 億 900 万豪ドルおよび 53 億 9,200 万豪ドルであった<sup>35</sup>。

## 2 地方自治体への交付金

### (1) 連邦政府から地方自治体への交付金

地方自治体への交付金には、連邦政府が直接交付する特定目的交付金と州政府を経由して交付する地方自治体財政支援交付金<sup>36</sup>がある。2002 年度の交付金額は、それぞれ 2 億 7,900 万豪ドルおよび 14 億 5,500 万豪ドルであった<sup>37</sup>。

特定目的交付金の使途は、道路建設事業（維持管理を含む）、児童福祉、老人福祉、身体障害者サービスなどである。道路建設事業に対する 2002 年度の交付金は 2 億豪ドルであり、特定目的交付金の 7 割以上を占める。

<sup>29</sup> [資料] Treasury Department, *Final Budget Outcome 2002-03*, September 2003, Table 28

<sup>30</sup> [資料] 同 Table 30

<sup>31</sup> [資料] 同 P.56

<sup>32</sup> Specific Purpose Payments

<sup>33</sup> 「直接型」特定目的交付金 (To SPPs: Specific Purpose Payments “To” the States の通称)。

<sup>34</sup> 「間接型」特定目的交付金 (Through SPPs: Specific Purpose Payments “Through” the States の通称)。連邦から地方自治体へ州政府を通じて交付する「地方自治体財政援助交付金」は、「間接型」特定目的交付金に含まれる。

<sup>35</sup> [資料] Treasury Department, *Final Budget Outcome 2002-03*, September 2003, Table 32

<sup>36</sup> Local Government Financial Assistance Grants

<sup>37</sup> [資料] Department of Transport and Regional Services, *Local Government National Report 2002-03*, 2004, P.14, 29

地方自治体財政支援交付金は、一般目的交付金<sup>38</sup>と地方道路交付金<sup>39</sup>で構成される<sup>40</sup>。一般目的交付金の使途は制限されないが、地方道路交付金は地方の道路維持管理に充てられる。

地方自治体財政支援交付金は、まず連邦政府が州政府に分配する。その総額は、前年度の交付金総額に人口や消費者物価指数から算出する増加要因を乗じて算定する<sup>41</sup>。各州への分配額は、一般目的交付金は各州の人口比を基準とし、地方道路交付金は前年度の支給額を基準とする。

州政府から各地方自治体への分配額は、1995年地方自治体（財政支援）法<sup>42</sup>に基づき、各州の地方自治体交付金委員会<sup>43</sup>が勧告する<sup>44</sup>。一般目的交付金の分配額の決定方法は各州多様である。ただし、各地方自治体の住民一人あたりの交付金額が、州の住民一人当たりの交付金額の30%を下回らないよう、最低限度額が保証されている<sup>45</sup>。地方道路交付金の分配額は、道路の総延長、種類、交通量などを考慮しながら、水平的衡平の原則<sup>46</sup>に基づき決定されている。

---

<sup>38</sup> General Purpose Assistance

<sup>39</sup> Identified Local Road Grants

<sup>40</sup> 2002年度の交付金額は、一般目的交付金が10億700万豪ドル、地方道路交付金が4億4,700万豪ドルである。〔資料〕Department of Transport and Regional Services, *Local Government National Report 2002-03*, 2004, P.35

<sup>41</sup> 例えば、2002年度の地方自治体財政支援交付金は次の方法で算出する。2002年度の増加要因(F) = [(2001年12月31日時点の全豪人口 / 2000年12月31日時点の全豪人口) × (2003年3月時の消費者物価指数 / 2002年3月時の消費者物価指数)] → (2002年度の交付金総額) = [(2001年度の交付金総額) × (F)] 実際は、人口や消費者物価指数の発表前に連邦財務省が当該年度の推測増加要因を決定し、交付金を支給する。翌年度に増加要因を確定した後、本来交付されるべき金額を算出し、連邦政府がその差額を交付する。

<sup>42</sup> Local Government (Financial Assistance) Act 1995

<sup>43</sup> Local Government Grants Commission

<sup>44</sup> 決定した分配額は、連邦政府の地方サービス・特別地域・地方自治体大臣が最終的にチェックする。

<sup>45</sup> 〔資料〕Local Government (Financial Assistance) Act 1995 第6条2項b

<sup>46</sup> 水平的衡平の原則については、第4節2を参照。

## 参考 地方自治体交付金委員会の役割

各州の地方自治体交付金委員会の役割は、連邦政府が州政府を通して地方自治体に交付する財政援助交付金(一般目的交付金と地方道路交付金)に関して、各地方自治体への分配額を州政府に勧告することである。

1995年地方自治体(財政援助)法第6条は、各州の地方自治体交付金委員会が満すべき基準を、次のように規定する。

- ・各州法に基づき、委員会を設立すること。
- ・委員会は、州内各地方自治体への財政援助の支給について州政府に勧告することを主な業務とすること。
- ・委員会の委員のうち、少なくとも2名は地方自治体もしくは地方自治体に関連した業務を行う者を充てること。

また、同法第11条および14条は、地方自治体交付金委員会が以下を行うよう規定する。

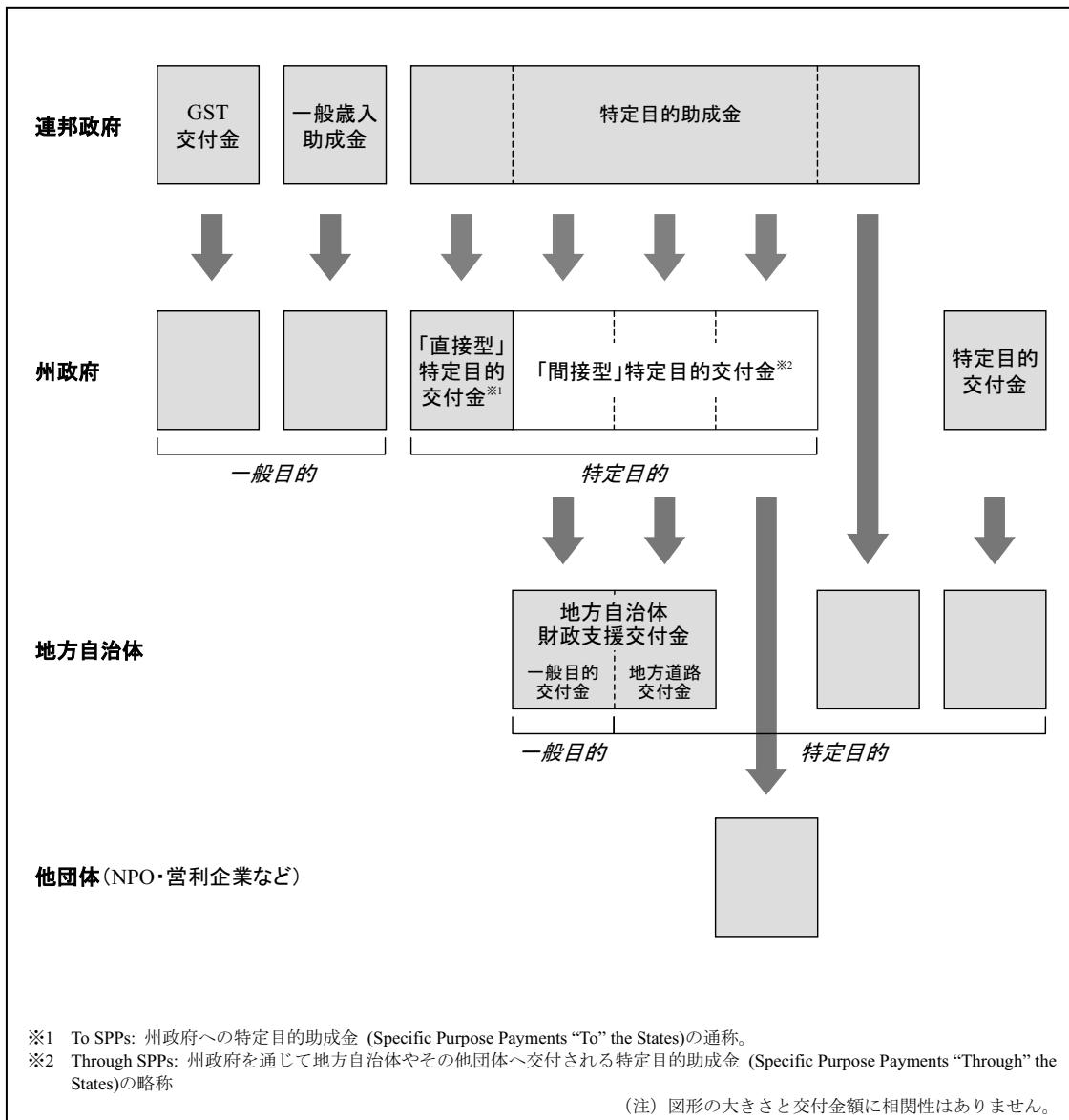
- ・委員会は、勧告に関連した公聴会を開催すること。
- ・委員会は、勧告に関する地方自治体からの具申を認めること。
- ・委員会は、国全体の基準および州固有のあらゆる協定に従って勧告を行うこと。

## (2) 州政府から地方自治体への交付金

地方自治体は、州政府から使途を特定する特定目的交付金を受ける。その使途は、消防、上下水道・環境、レクリエーション・文化、農業、林業・水産など、多岐にわたる。2001年度における交付金額は、11億4,800万豪ドルであった<sup>47</sup>。

<sup>47</sup> [資料] Department of Transport and Regional Services, *Local Government National Report 2002-03*, 2004, P.15

図表 3-4 交付金の流れ



## 第4節 一般消費税導入に伴う財政調整制度の改正

### 1 改正の概要

2000年7月、物品サービス税（以下GST）が導入された。新税制のスタートと同時に「1999年新税制（連邦・州間財政関係）法<sup>48</sup>」が施行され、それに伴い、豪州における政府間財政調整制度の仕組みも大きく変わった。この改正は、連邦首相、連邦財務大臣、各州の首相が署名した政府間財政改革協定（IGA<sup>49</sup>）に基づくものである。

新制度の骨子は、消費税と重複する性質を持つ州税を段階的に廃止するとともに、従来の「財政支援交付金（FAG<sup>50</sup>）」に代えて新たに導入されたGSTの収入額を全て財源調整交付金として各州に交付するものである。

この制度の要点は、次のとおりである。

- ・ 連邦から各州への交付金のうち、使途の制限されない一般目的交付金である「財政支援交付金（FAG）」は2000年7月1日をもって廃止する。ただし、「特定目的交付金」は存続する。
- ・ 連邦政府のGST税収は、各州間の水平的財源調整を図るための使途の特定されない財源である「GST交付金<sup>51</sup>」として、各州に交付される。交付時期は、毎月27日とする。
- ・ 各州への交付額は人口に基づいて算定するが、補正係数、すなわち住民一人当たりの相対係数<sup>52</sup>により額の調整を行う。委員会は、毎年、補正係数を決定し、5年ごとに算定方法の抜本的に見直す。
- ・ ギャンブル税の税率を引き下げ、以下の税を廃止する：宿泊税（ニュー・サウス・ウェールズ州と北部特別地域のみ）、金融機関取引税のうち「金融機関口座入金税」、有価証券に係る印紙税のうち「市場性のある有価証券に係る印紙税」、貿易企業からの納付のうち卸売上税。

---

<sup>48</sup> New Tax System (Commonwealth-State Financial Arrangements) Act 1999

<sup>49</sup> IGA: Intergovernmental Agreement on the Reform of Commonwealth-State Financial Relations

<sup>50</sup> FAG: Financial Assistance Grant

<sup>51</sup> GST revenue grants

<sup>52</sup> GST relativities: 各州政府の合意を得て連邦財務大臣が決定する基準により、連邦交付金委員会が算出。

図表 3-5 FAG（財政支援交付金）から GST 交付金への推移<sup>53</sup>

(単位: 百万豪ドル)

	FAG		GST 交付金		
	1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度
ニュー・サウス・ウェールズ州	4,733	5,038	7,258	8,132	9,080
ビクトリア州	3,532	3,522	5,099	5,993	6,365
クイーンズランド州	3,196	3,253	4,658	5,019	5,888
南オーストラリア州	1,667	1,680	2,279	2,477	2,910
西オーストラリア州	1,615	1,592	2,375	2,518	2,859
タスマニア州	736	786	988	1,060	1,247
首都特別地域	278	344	473	544	616
北部特別地域	1,023	1,074	1,226	1,290	1,514
合計	16,780	17,289	24,355	26,632	30,479

GST 導入以前は、州への財政支援交付金額をめぐり連邦政府と州政府との間で毎年折衝が行われていた。交付金総額は年ごとの連邦の財政状況に左右され、政治的に決定されていた。しかし、政府間財政改革協定により連邦・州間財政関係の安定化が図られた。また、連邦財務大臣と各州の財務大臣から構成される会議が設置され、新しい政府間財政調整制度の運営および経過措置について、年に一回以上議論することとなった。

新制度への経過措置としては、以下の点が講ぜられた。

- 連邦政府は、各州の財政状況が本協定に含まれる諸改革により悪化しないことを保証する。各州への交付金額が、連邦財務大臣が州別に定める最低保証額を下回る場合、連邦政府は、予算均衡助成金<sup>54</sup>を支給する。
- 連邦政府は、州へ交付する消費税収入が最低保証額を下回ると予測され

<sup>53</sup> [出典] P Costello (Treasurer), *Inaugural Meeting of Ministerial Council for Commonwealth-State Financial Relations and Outcome of Loan Council Meeting*, press release, Treasurer, 17 March 2000 (Treasurer ホームページ), Table 3; Treasury Department, *2003-2004 Budget Paper No.3*, May 2003, Table 3; *2000-2001 Budget Paper No.3*, May 2000, Table 13; *Final Budget Outcome 2002-03*, September 2003, P.27

<sup>54</sup> BBA: Budget Balancing Assistance

る 2007 年まで、予算均衡助成金を支払う<sup>55</sup>。

- 最低保証額を決定する際には、消費税が導入されずに財政支援交付金制度が継続されていると仮定した場合に用いる補正係数<sup>56</sup>を適用する。

## 2 GST 交付金の算定方法

GST 交付金は、従前の財政支援金 (FAG) と同様の水平的衡平の原則<sup>57</sup>と算定方法に従って、各州の人口にウェイト付けをした数値に比例して州政府に交付される。

水平的衡平の原則とは、各州政府が歳入増加のために同等の努力をし、かつ同等の効率性をもって財政運営を行った場合に同等の行政サービス提供能力を保持するよう、連邦政府が州政府を財政支援する原則である。連邦交付金委員会は、この原則に基づき各州の補正係数<sup>58</sup>を算出する。交付金額は、各州の人口比によって決められた金額にこの補正係数を乗じて決定される。

---

<sup>55</sup> ただし、ニュー・サウス・ウェールズ州およびビクトリア州以外の州においては、2007 年以前に消費税収入が最低保証額を上回ると予測されるため、予算均衡助成金を停止する見込みである。

<sup>56</sup> FAG relativities

<sup>57</sup> horizontal fiscal equalization

<sup>58</sup> 補正係数は、短期的な財政需要の変動や経済情報の変化による影響を除くため、過去 5 年間のデータをもとに算出される。

## 第4章 地方自治体公務員制度

### 第1節 地方自治体の職員数

#### 1 概況

2003年11月現在、地方自治体の全職員数は156,900人であり、州別の内訳は図表4-1のとおりである。

図表4-1 各州の地方自治体の職員数<sup>1</sup>

州・特別地域 <sup>2</sup>	職員数	構成比
ニュー・サウス・ウェールズ州	50,900人	32%
ビクトリア州	36,400人	23%
クイーンズランド州	36,900人	24%
南オーストラリア州	9,600人	6%
西オーストラリア州	15,600人	10%
タスマニア州	4,100人	3%
北部特別地域	3,300人	2%
合計	156,900人 <sup>3</sup>	100%

オーストラリアには合計680の地方自治体が存在するため、一地方自治体当たりの職員数は平均で231人である。ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体数は172であるため、同州の一地方自治体当たりの職員数は平均で295人であり、全国平均より多い。

オーストラリアで最も多くの職員を有している地方自治体の職員

<sup>1</sup> [出典] Australian Bureau of Statistics, *6248.0.5.001 Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, June Quarter 2004*, September 2004, Table 4

<sup>2</sup> 首都キャンベラでは、首都特別地域政府が州政府と地方自治体の機能を果たしており、独立組織としての地方自治体は存在しない。そのため、この図表からは除くこととした。

<sup>3</sup> 各州の職員数の総和と「合計」の値が一致しないのは、各州の職員数および合計の値がそれぞれ四捨五入されているためである。

数は、クイーンズランド州の州都ブリスベン市<sup>4</sup>の 7,770 人で、最少は北部特別地域のリッチフィールド<sup>5</sup>の 11 人である<sup>6</sup>。

## 2 職員数の変化

1986 年以降の地方自治体職員数の変化は、図表 4-2 のとおりである。この間、1993 年まで増加傾向が続いた後は減少に転じ、特に 1996 年から 1998 年にかけては同国の経済状況の悪化およびこれに伴う公的部門の行財政改革を受けて急激に減少した。2000 年以降は、管理・規制事務や建設部門を中心に再び増加している。

図表 4-2 全地方自治体職員数の変化<sup>7</sup>



ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体職員数の変化は、図表 4-3 のとおりである。1992 年から 1993 年には、電力公営事業の見直しにより、それまで地方自治体の職員とされていたシドニー周辺地

<sup>4</sup> City of Brisbane, 人口 917,216 人（2002 年現在）

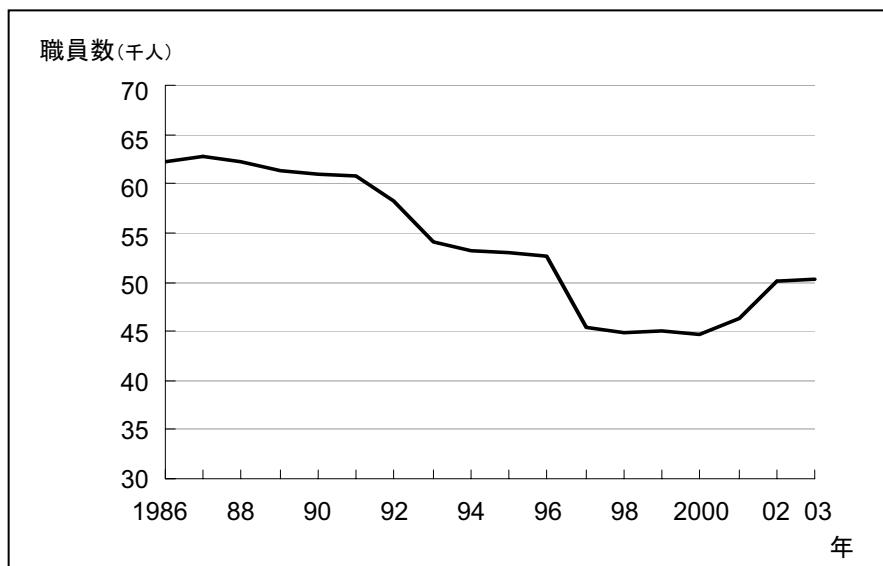
<sup>5</sup> Shire of Litchfield, 人口 15,738 人（2002 年現在）

<sup>6</sup> [資料] Directories Australia Pty. Ltd., *Local Governments of Australia*, October 2001

<sup>7</sup> [出典] Australian Bureau of Statistics (ABS), *6248.0 Wage and Salary Earners March Quarter 1997*, September 1997, P.16; ABS, *6248.0 Wage and Salary Earners March Quarter 2001*, July 2001, P.10; ABS, *6248.0 Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, June Quarter 2003*, September 2003, P.10

域の電力関係職員が州政府職員になったため、地方自治体職員数は大幅な減少を示した。1996年から現在にかけては、全国の傾向と同様の動きをとっており、2001年には再び増加傾向に転じている。

図表4-3 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員数の変化<sup>8</sup>



### 3 従事業務別職員数とその変化・傾向

オーストラリアの地方自治体は、伝統的に道路・公園など公共施設の整備・維持管理やごみ収集・街路清掃などを主要な事業としているため、現業職員を多く抱えている。しかし、機械化・技術革新による作業の効率化、行財政改革の一環としての行政サービスの積極的な外部委託化や周辺都市との広域的な連携により、屋外業務の合理化が著しく進んできた。これを受け、近年、技術・技能職、機械操作職・単純労務職（現業職員）の比重は著しい減少傾向にある。その反面、管理・専門職、福祉・コミュニティや文化部門における職員数の比重は増加中である。このことは、地方自治体の所掌業務の拡大を如実に反

<sup>8</sup> [出典] Australian Bureau of Statistics (ABS), *6248.0 Wage and Salary Earners March Quarter 1997*, September 1997, P.16; 同 *March Quarter 2001*, July 2001, P.10; ABS, *6248.055.001 Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia September Quarter 2003*, January 2004, Table 4

映している。

事業別に職員数を見ると、特に電気・ガス・水道事業の職員数の変化が顕著で、2003年までの8年間で7割強の10,100人が減少した<sup>9</sup>。また、農林水産、製造、教育事業の職員数も著しく減少した。一方で、建設、健康管理・衛生、文化・レクリエーション事業の職員数は増え、特に健康管理・衛生事業は1995年のわずか100人から2003年には1,600人と大幅に増加している。

図表4-4 全国地方自治体の事業別職員数の変化<sup>10</sup>

事業	1995年 <sup>11</sup>		2003年		構成比増減 (ポイント)	職員数 増加率 (95-03年)
	職員数(人)	構成比	職員数(人)	構成比		
農林水産	300	0.2%	50 <sup>&gt;12</sup>	0.0%	△0.2	△83.3%
製造	700	0.5%	300	0.2%	△0.3	△57.1%
電気・ガス・水道	13,600	8.8%	3,500	2.3%	△6.5	△74.3%
建設	1,300	0.8%	3,000	1.9%	1.1	130.8%
財産管理	100	0.1%	100	0.1%	0	0%
管理・規制事務	134,600	87.2%	141,700	91.8%	4.6	5.3%
教育	200	0.1%	100	0.1%	0	△50.0%
健康管理・衛生	100	0.1%	1,600	1.0%	0.9	1,500%
文化・レクリエーション	1,100	0.7%	1,700	1.1%	0.4	54.5%
その他サービス	2,300	1.5%	2,300	1.5%	0	600.0%
合計	154,300	100.0%	154,300	100.0%		

<sup>9</sup> Australian Service Unionによると、減少の主な要因は事業の見直しならびに技術革新に伴う人員の削減である。なお、ビクトリア州では95年から96年にかけて電気事業の見直しを行い同事業の地方自治体職員の多くを州政府へ移管したため、この分野の職員が大幅に減少した。(Municipal Association of Victoriaへの聴取による。)

<sup>10</sup> [出典] Australian Bureau of Statistics (ABS), *6248.0 Wage and Salary Earners March Quarter 1997*, September 1997, P.25; 同 *June Quarter 1999*, October 1999, P.15; ABS, *6248.0 Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, June Quarter 2003*, September 2003, P.10 職員数は、各年2月現在の数値。ただし、2003年の建設部門は同年8月現在の数値。

<sup>11</sup> 1995年以前の地方自治体事業別職員数の詳細なデータは、ABSに存在しない。従って、それ以前の事業別職員数との比較は不可能であった。

<sup>12</sup> ABSは、10の位で四捨五入し100人単位で表記しているため、2003年の農林水産事業は「0」となっている。ここでは50未満と表記し、構成比、職員増加率の算出に当たっては「50」を用いた。

#### 4 地方自治体職員の年齢構成

ニュー・サウス・ウェールズ州においては、雇用機会均等<sup>13</sup>の原則により、採用・昇給から退職に至るまでの間、「年齢」による差別・考慮が一切禁止されている。そのため、人事管理資料としての職員年齢の意義はなくなり、地方自治体職員の年齢構成の実態把握は困難である。

また、同州の政府職員や地方自治体職員には定年がない。これは、定年制度は年齢に基づく差別であるという理由により同州差別禁止法<sup>14</sup>で禁止されているためである<sup>15</sup>。

---

<sup>13</sup> EEO: Equal Employment Opportunity

<sup>14</sup> Anti-Discrimination Act 1977

<sup>15</sup> 定年制度の廃止は、1991年1月から。(Anti-Discrimination Act 1977 第 49ZU 条)

## 第2節 法的基礎

### 1 職員制度に関する法令

#### (1) 通則

オーストラリアには地方自治体の職員制度に関する日本の地方公務員法に相当する独立の州法はない。日本の地方自治法に相当する各州の地方自治法中に数か条の規定が設けられているのみである<sup>16</sup>。地方自治法に規定のない事項については、各州労使関係法や同法に基づき設置される裁定<sup>17</sup>などによる。

#### (2) 地方自治体職員に適用される裁定

地方自治体の議会は、雇用条件を規定する裁定に則り、各地方自治体職員の勤務条件<sup>18</sup>を決定する。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体職員に適用される裁定は、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体裁定<sup>19</sup>である。これは同州地方自治体協会と、職員を代表する主要な4つの職種別組合との合意に基づいて、労使関係委員会が決定したものである。

裁定は、幹部職員である「上席職員」（本章本節2参照）の任用には、原則として適用されない。

### 2 上席職員制度

ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法は上席職員制度を採用しており、現在同州の地方自治体職員は、幹部職員である上席職員とそれ以外の職員（以下「一般職員」という）に大別される。

上席職員とは、ジェネラル・マネージャーおよび議会が上席職員職

---

<sup>16</sup> 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、同州地方自治法第332条から第354条に職員制度について記載されている。

<sup>17</sup> 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、Industrial Relations Act 1996（労使関係法）は、同州労使関係委員会（Industrial Relations Commission）が裁定を作ることを認めている。（同法第10条参照。）

<sup>18</sup> 給与基準表を含む。

<sup>19</sup> Local Government (State) Award

として規定した職にある地方自治体の幹部職員であり、ディレクターの名称で呼ばれることが多い。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体の総上席職員数は約 700 人で、全職員の 1.3% を占める。上席職員の数が 3 人の地方自治体が約 100 団体、4~5 人が約 20 団体、6~19 人が約 50 団体である<sup>20</sup>。

なお、一般職員は期限を定めずに任用されるのに対し、地方自治体の上席職員は最高 5 年間の期限付き個別雇用契約に基づいて任用される。

### 3 定数、組織・職の改廃

オーストラリアの地方自治体には、「議会が条例で定める職員定数」の概念はない。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体では、議会が上席職員の職とその他の必要な職を含んだ組織機構図と人件費の大枠を定め、その範囲内でジェネラル・マネージャーが必要な組織・職と職員数を定めている。

---

<sup>20</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体協会から聴取。

## 第3節 任用

### 1 任用原則—雇用機会均等

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体は、法律により、人種、性別、年齢、婚姻の有無、身体障害を理由とする差別の除去と、女性、少数民族グループ、身体障害者の雇用の促進に務めなければならず、雇用機会の平等を確保するため、地方自治体は雇用機会均等計画を作成し、実施しなくてはならないとされている。日本のように、職員の任用に際して年齢制限を設けることは、雇用機会均等の考えに反する。

### 2 任用方法

定時の一括採用は行っておらず、職ごとに補充の必要が生じた段階で任用する。筆記試験制度は取られていない。任用は、通常「募集（地方自治体内・外）→応募→書類選考→面接・関係者（前の職場など）への照会→任用決定」の過程を経て行われる。

職員の公募が行われた場合、応募者は既に当該地方自治体に職を有するか否かに関わりなく、全て対等に扱われる。

議会が決定した組織機構図に基づいた職員の補充は、法律上公募が義務づけられている。特に、上席職員の場合、州内の主要日刊紙に最低2回掲載して公募しなければならない。一般職員も、通常は人材を広く求める意味で公募される。

公募の媒体としては、ニュー・サウス・ウェールズ州の代表的な日刊紙であるシドニー・モーニング・ヘラルド紙やデイリー・テレグラフ紙の求人欄および全国版の地方自治体職員求人専門誌が利用されている。参考として、過去に掲載された求人公告例を掲げる。

なお、任用選考方法に関する特別の定めはなく、実施方法は各地方自治体が定める。

## 参考 求人公告例(Ballina Shire Council, ニュー・サウス・ウェールズ州)<sup>21</sup>

### 人事課長 (Human Resources/Risk Manager)

- ◆ 当該職の責務：経営管理・人事管理計画の改善、適用および見直しを通じての効率的で効果的な人事行政の実現。
- ◆ 必要な能力：高水準の口頭・文書での情報交換能力と対人関係能力。人事管理の全ての分野にわたる専門的な知識と高水準の現実的な能力。予算管理の経験、課題解決への革新的な取組み。交渉および紛争解決の実績。パソコン操作の知識。人事管理の分野での大学教育履修。
- ◆ 望ましい能力：事業活動の評価指標導入に当たっての指導力。
- ◆ 給与：本市給料表 15 級相当、928.06～1,011.58 ドル／週 35 時間。
- ◆ 勤務条件：勤務条件はニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体裁定による。
- ◆ その他（問い合わせ先、応募提出先、締切日）

<sup>21</sup> [出典] *Sydney Morning Herald*, 15 January 2002

## 第4節 任用後

### 1 人事異動

オーストラリアで職を得ることは、組織に就職することではなく特定の職に雇用されることであり、「定期的な人事異動」という概念はない。しかし、有能な人材の維持と有効な活用および職の再編成などを目的とした人事異動が行われることはある。

### 2 昇任

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体の場合、旧地方自治法下では、内部昇任が一般的であったが、新法および新地方自治体裁判の下では、任命権者の判断に基づく内部昇任は原則として廃止された。昇任を希望する職員は、上位等級の職の人員募集に対して応募し、任用選考過程を経て選考される必要がある。

以上のように、オーストラリアでは定期的な人事異動の概念はないが、一方では、主として職員の意欲向上を図るために内部職員に対して異動や昇任の機会を優先的に与えているという実態も存在している。

### 3 退職

#### (1) 解雇

##### ① 上席職員の解雇

解雇事由は法に規定されていないが、通常、目標水準を達成できない場合、心身の故障により職務遂行が不可能な場合および服務義務違反を犯した場合は、解雇されることが雇用契約に記載される。

その他、地方自治体は必要な事前通告期間を置けば理由にかかわらず上席職員を解雇できる旨の条項が通常雇用契約に記載され

る。この雇用の不安定さは、上席職員制度の大きな特徴である。解雇事由と通告期間は、地方自治体裁定が図表 4-5 のとおり規定する。

図表 4-5 解雇事由と通告期間<sup>22</sup>

解雇事由	通告期間
評価水準以下の勤務実績	1か月以上
懲戒処分	即時
心身の故障などによる職務遂行不能	1か月以上
その他	3か月以上

## ② 一般職員の解雇

廃職・過員（人員整理）による解雇を行うときは、一定の事前通告期間を置かなくてはならない。事前通告期間は図表 4-6 のとおりである。なお、かつては通告期間の条件として年齢も考慮されていたが、現在は勤務年数のみを条件としている。

図表 4-6 事前通告期間<sup>23</sup>

勤務年数	最低告知期間
2年未満	2週間
2年以上3年未満	3週間
3年以上5年未満	4週間
5年以上	5週間

<sup>22</sup> [出典] Local Government and Shires Associations of NSW, *Executive Staff Kit*, 1998

<sup>23</sup> [出典] New South Wales Local Government (State) Award 2001 第 30 条

## (2) 定年制度

地方自治体職員の定年制度は存在しない。年齢に基づく差別に該当するという理由で、ニュー・サウス・ウェールズ州差別禁止法により、1992年1月から廃止された。廃止前の定年年齢は65歳であった。他の全ての州、特別地域でも同様に定年制度が廃止されている。

実際には、老齢年金の受給資格を得る65歳で退職（引退）する職員が多い。

## 第5節 勤務条件

### 1 勤務時間・休暇

裁定の対象とならない上席職員も、勤務時間、休暇などの勤務条件に関しては裁定の対象となる職員と基本的に同じである。

図表4-7は、休暇などの主要な勤務条件である。

下図の勤務時間以外の条件で地方自治体業務に従事する職員としてパート・タイム、ジョブ・シェアリングなどの職員も存在する。これらの職員も他の職員と同じ法の適用を受け、同等の権利を有する。例えば年次有給休暇も、実際の勤務時間を一般のフル・タイム職員の勤務時間と比較し、その割合に相当する日数が与えられる。つまり、両者の違いは、基本的には勤務時間の違いでしかない。

図表 4-7 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員の勤務条件<sup>24</sup>

勤務条件項目	内容
給料の支払い（第 9 条）	原則として週給または隔週給。他の期間による支払いも労使双方の合意により可能。
勤務時間（第 15 条）	一週間あたり、非現業職 35 時間、現業職 38 時間。 通常の勤務は月曜日から金曜日で、始業・就業時間は労使双方の合意によるが、9:00～17:00 が多い。
病気休暇（第 18 条 A）	勤務 1 年にあたり 3 週間の有給が与えられ、未使用分は翌年に加算される。 10 年以上の勤務者で、病気休暇を全て使用した者に対しては、規定以上に与えることもできる。 ニュー・サウス・ウェールズ州内の他の地方自治体に転職した場合、従前の病気休暇を、13 週間を上限として持ち越すことができる。
看護休暇（第 18 条 B）	職員は、自己の病気休暇を家族の看護のために用いることができる。家族の定義は、同居者、その他配偶者など、幅広く認める。
年次有給休暇（第 18 条 C）	1 年で 4 週間(20 日間)。未使用の休暇は翌年に繰り越される。 休暇の合計が 8 週間を超えるとき、または、職場が 4 週間以内の休業(クリスマス・年末年始など)を予定するときは、4 週間以上の事前通知を条件として、当局は職員に年次有給休暇を使用するよう命じることができる。 退職の際、未使用的休暇は、金銭に換算して支給される。
長期勤務休暇（第 18 条 D）	5 年の勤務後 6.5 週間、10 年の勤務後 13 週間、15 年の勤務後 19.5 週間、20 年の勤務後 30.5 週間の有給長期勤務休暇が付与され、以後 5 年の勤務ごとに、11 週間分が加算される。 中途退職者に対しては、15 年未満の勤務者に対しては年 1.3 週間分、以後の勤務期間に対しては年 2.2 週間分が加算される。退職の際、未使用的休暇は、金銭に換算して支給される。
無給休暇（第 18 条 G）	上記以外に労使双方の合意により、無給の休暇を取得できる。
陪審員休暇（第 18 条 F）	陪審員として法廷に出頭する場合、陪審員報酬額と出頭時間分の職員の給与計算額との差額分が支給される。
忌引休暇（第 18 条 F）	近親者の死去に伴う休暇。有給 2 日間。
組合研修休暇（第 18 条 F）	労働組合の資金援助を受けて組合主催の研修に参加する場合。有給年間 10 日。
組合総会参加休暇（第 18 条 F）	労働組合の代表として組合の年次総会に参加する場合は、総会の間有給となる。
出産休暇（第 18 条 E）	9 週間の有給出産休暇(半日単位で 18 週間)。無給休暇として 12 か月。取得開始前に 1 年以上の勤務経験のあることが条件。
育児休暇 <sup>25</sup>	出産休暇に該当しない職員で、親になった職員(養子縁組を含む)が対象。12 か月の無給休暇。出産(または養子縁組)の日から 1 年を経過すると取得できない。
時間外勤務手当（第 16 条）	所定の勤務時間終了後 2 時間半までは、1.5 倍の時給が支払われる。それ以降は 2 倍の時給が支払われる。 また、土曜日正午以降および日曜日の出勤に対しては、時給は 2 倍になる。

<sup>24</sup> [出典] New South Wales Local Government (State) Award 2001

<sup>25</sup> New South Wales Industrial Relation Act 1996 第 54 条

## 第5章 地方行政改革

### 第1節 地方自治体合併

1990年代初頭から、タスマニア州、ビクトリア州、南オーストラリア州の3州は、地方行政改革の一環として、自治体の大規模な合併を実施した<sup>1</sup>。タスマニア州は、州地方自治法を大幅に改正するとともに、合併の調整のために州政府と州地方自治体協会が合同委員会を設置した。南オーストラリア州では、連邦と州政府の資金援助のもとに地方自治体が自発的に合併を行った。一方、ビクトリア州では、州政府が地方自治体の議会を解散して新たな地方自治体を設置し、州政府主導で合併を行った。

図表5-1 各州の地方自治体数の変遷<sup>2</sup>

州名	地方自治体数		
	1910年	1991年	2003年
ニュー・サウス・ウェールズ州	324	176	172
ビクトリア州	206	210	79
クイーンズランド州	164	134	125
南オーストラリア州	175	122	68
西オーストラリア州	147	138	144
タスマニア州	51	46	29
北部特別地域	—	—	63
合計	1,067	826	680

<sup>1</sup> タスマニア州は、1993年に地方自治体数を46から29へ、ビクトリア州は1994年に210から78へ、南オーストラリア州は1996から1998年にかけて122から69へと削減した。現在は、ビクトリア州の地方自治体数は増加し79に、南オーストラリア州は減少し68になっている。

<sup>2</sup> [資料] National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services, *Local Government National Report 2001-02, 2003*, P.3; 各州地方自治体協会ホームページ; クイーンズランド州 Department of Local Government, Planning, Sport and Recreation ホームページ

## 第2節 内部組織改革—ジェネラル・マネージャー制度

オーストラリアの地方自治体における常勤の最高位職職員は、ジェネラル・マネージャーである。ジェネラル・マネージャーは、議会が決定した政策を受けて地方自治体の日常的な意志決定と業務執行を行い、職員を指揮する、行政のプロフェッショナルである。本章では、ニュー・サウス・ウェールズ州のジェネラル・マネージャー制度を中心について述べる。

### 1 ジェネラル・マネージャー相当職の各州における名称

常勤の最高位職の名称は、州によって異なる。ジェネラル・マネージャーではなく、首席行政職員<sup>3</sup>やシティ・マネージャーという名称を用いる州もある（図表5-2参照）が、本レポートでは「ジェネラル・マネージャー」に統一して記述する。

図表5-2 各州地方自治体の常勤最高位職の名称<sup>4</sup>

州・特別地域	常勤最高位職の呼称
ニュー・サウス・ウェールズ州	General Manager (GM)
ビクトリア州	Chief Executive Officer (CEO)
クイーンズランド州	Chief Executive Officer (CEO)
南オーストラリア州	Chief Executive Officer (CEO) City Manager
西オーストラリア州	Chief Executive Officer (CEO) City Manager Town Clerk Shire Clerk Shire Manager
タスマニア州	General Manager (GM)
北部特別地域	Chief Executive Officer (CEO) Town Clerk

<sup>3</sup> Chief Executive Officer

<sup>4</sup> [資料] Directories Australia Pty. Ltd., *Local Governments of Australia*, October 2001

## 2 権限・採用制度の改革

### (1) 権限

ニュー・サウス・ウェールズ州では、1993年の地方自治法改正に伴い、権限の改革が行われた。従来、議会が保持した職員の任免権や指揮監督権はジェネラル・マネージャーに移譲され、ジェネラル・マネージャーが行政の実質的な責任者となった<sup>5</sup>。ジェネラル・マネージャーは、市町村長や議員とともに各種委員会の議事に参加し、主要な政策決定に深く関与している。

ジェネラル・マネージャーの主な役割は、次のとおりである。

- ① 日常の地方自治体運営
- ② 議会による決定事項の遂行およびその確認
- ③ 歳入・歳出の適正な管理
- ④ 地方自治体の記録の正確な管理
- ⑤ 職員の任免および指揮監督 など

### (2) 任用

ニュー・サウス・ウェールズ州では、権限と同時に採用制度も改革された。かつて、地方自治体はカウンシル・クラーク、タウン・クラーク、シャイア・クラークなどを雇用契約の締結や期限の明示をせずに任用していたが、現在では、期限付きの雇用契約に基づく上席職員の任用制度を導入している<sup>6</sup>。

ニュー・サウス・ウェールズ州では、ジェネラル・マネージャーは地方自治法上必置の職である<sup>7</sup>。ジェネラル・マネージャーを任用、解雇する権限を有するのは市長ではなく合議体としての議会である。

ジェネラル・マネージャーのポストは、新聞紙上の求人・求職欄な

---

<sup>5</sup> ジェネラル・マネージャーは、議会の定めた組織機構図および人件費予算の範囲内で上席職員を含む職員を任免し、指揮監督を行う権限を持つ。ただし、上席職員の採用・解雇は議会との協議を経なくてはならない。

<sup>6</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州 1993年地方自治法第338条参照。上席職員については、第4章第2節などを参照。

<sup>7</sup> 同州地方自治法上、渉外・広報担当者も必置である。ただし、同職は必ずしも上席職員である必要はない。

どで一般公募し、議員による選考を経て数年間（多くは5年）の任用契約を結ぶ。給与は年俸制であり、再任の可否は契約期間中の実績に基づいて判断される。

契約を更新しない場合は、新聞や求人専門誌などで一般公募を行い、議員による選考を経て職が補充される。こうして、民間を含む広い範囲から実力・実績に基づいて適材を採用している。

ジェネラル・マネージャー相当職およびその他の上席職員についてニュー・サウス・ウェールズ州と同様の雇用契約制度を導入しているのは、ビクトリア州（1994年）および西オーストラリア州（1996年）である<sup>8</sup>。タスマニア州ではジェネラル・マネージャー相当職のみ雇用契約制度を導入している<sup>9</sup>。また、クイーンズランド州および南オーストラリア州では一部地方自治体での導入が増えており、全州的な制度化も検討されている。なお、北部特別地域では制度化の動きはない。

### 参考 ジェネラル・マネージャーの人材斡旋

地方自治体協会<sup>10</sup>が採用活動のコンサルティングを行う州もある。例えばニュー・サウス・ウェールズ地方自治体協会は、「雇用対策部<sup>11</sup>」という組織を持ち、州内の地方自治体に人材を有料で派遣する。その主な業務内容は、民間の人材派遣会社と同様、選出基準の設定、職位記述書の作成、媒体広告に関するアドバイス、応募の受付などである。

2000年度に当協会の斡旋を受けて20名のジェネラル・マネージャーが誕生した。うち10名はほかの地方自治体のジェネラル・マネージャー、CEO、または、その他上席職員、5名は州政府職員であった。ほとんどの場合、任用の条件として公的部門での勤務経験を求めている。

<sup>8</sup> それぞれ、ビクトリア州地方自治法第95条および西オーストラリア州地方自治法第5章第39条参照。

<sup>9</sup> タスマニア州地方自治法第61条参照。

<sup>10</sup> Local Government Association

<sup>11</sup> Employment Solutions. 1992年に‘Executive Staff Service’として設立されたが、2002年に改称。

### 3 給与

ニュー・サウス・ウェールズ州では、ジェネラル・マネージャーの給与は州地方自治法の中で最低額の定めがある<sup>12</sup>以外は規定がなく、個々の契約の中で年俸が決定される。各議会は、同州地方自治体協会の雇用対策部<sup>13</sup>の資料をもとに、他の地方自治体のジェネラル・マネージャーの給与や地方自治体の規模、その他特殊要因を分析・比較して、給与を決める。

地方自治体ごとのジェネラル・マネージャーの給与は公表されていないが、年俸（基本給のみ）は農村部などの小地方自治体では8万5千から9万豪ドル、都市部などの大地方自治体では25万から26万豪ドルであり、平均年収はおよそ10万豪ドルである。

---

<sup>12</sup> この最低額は、地方自治体裁定が定める上席職員職群の最高額である。

<sup>13</sup> Employment Solutions. 前述の「参考 ジェネラル・マネージャーの人材斡旋」参照。

## 参考 ジェネラル・マネージャーに関する事例

ジェネラル・マネージャーに関する興味深い事例を 2 つ紹介する。

### 〈ケース1〉3,000 キロの人事異動

2002 年 1 月に、ニュー・サウス・ウェールズ州サウス・シドニー市のジェネラル・マネージャーが交代した。新任のジェネラル・マネージャーは、西オーストラリア州バンパリー市から応募し、任用された。日本の約 20 倍の広さを持つオーストラリア大陸。その東海岸サウス・シドニー市と西海岸バンパリー市は、直線距離にして 3,000 キロ以上！（北海道根室市から沖縄県与那国島の直線距離に相当。）

ちなみにジェネラル・マネージャーの募集は、全国から優秀な人材を求めるため、民間の専門業者に委託して行われた。

### 〈ケース2〉州政府が特定の地方自治体の議会を解散

ビクトリア州との境界の町、ニュー・サウス・ウェールズ州ベガ・バリー市では、州政府によって議員数 12 名の議会が強制的に解散された。

1999 年 1 月、7 名の議員がジェネラル・マネージャーの解雇事業を発議、過半数をもって可決した。当時のジェネラル・マネージャーは任用後 1 年にも満たなかった。この他にも、同市上席職員が次々に解職される事態が続いていた。

同年 8 月、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省は、同州地方自治法第 430 条の規定に基づき、同市の実態調査に乗り出した。その結果、特定の市議 7 名がジェネラル・マネージャーを始め、上席職員を次々に解職決議した事実が発覚。結局、調査団は議会と行政の関係がもはや修復不可能と判断し、州地方自治大臣が議会を解散させた。

## 第3節 公共サービスの民間開放（PPP）

### 1 競争原理の導入

#### （1）国家競争政策

1992年、オーストラリア政府は、当時のオーストラリア経営大学院長フレッド・ヒルマー<sup>14</sup>教授が議長を務める調査委員会<sup>15</sup>に競争原理に関する調査を依頼した。その成果が、「国家競争政策<sup>16</sup>」の基礎となった「ヒルマー報告」と呼ばれる委員会調査報告書である。1995年4月、連邦首相、州首相などで構成されるオーストラリア政府間協議会<sup>17</sup>は、国家競争政策の最終合意書に署名した。この政策では、地方自治体の行うサービス活動に市場競争原理を導入し、財源の効率的利用および公共部門と民間部門との公平な競争を実現することを目指した。これにより、行政サービスの種類によっては、競争入札に地方自治体内部の部署（一般には現業部署）の参加も可能となった。

国家競争政策の具体的施策としては、以下の点が挙げられる。

- ① 経済活動における競争制限行為禁止範囲の拡張
- ② 競争中立の確保 – 公企業、民間企業を問わず、平等な競争条件を適用すること
- ③ 規制緩和の徹底 – 競争を不当に制限する法規の改正（特に公益上必要と認められるものを除き、種々の規正法を廃止）
- ④ 基幹的サービス施設の所有者に対する、企業によるアクセス（利用）容認の義務化
- ⑤ 自然的独占企業による価格支配に対する監視の強化 – 公企業を含む企業の反競争行為を制限する商業慣行法<sup>18</sup>による市場行為規則の拡大・修正
- ⑥ 独占公営事業（ガス・電気・水道および道路整備事業）分野における

---

<sup>14</sup> Fred Hilmer

<sup>15</sup> Committee of Enquiry

<sup>16</sup> National Competition Policy (NCP)

<sup>17</sup> COAG: Council of Australian Governments（第2章第5節3参照）

<sup>18</sup> Trade Practices Act

## 抜本的改革

また、その他行政全般についても、市場競争原理の導入により効率的かつ効果的な運営を目指している。

### (2) 地方自治体への国家競争政策の適用

国家競争政策は、連邦や州政府が保有する大規模な事業の構造改革を提言したものであり、地方自治体への適用に関しては各州政府がその方法を策定する義務を負う<sup>19</sup>。国家競争委員会<sup>20</sup>は、各州政府が当初の計画どおりに国家競争政策を展開しているかを評価する。計画どおりに展開している場合、連邦政府は各州政府に国家競争政策交付金<sup>21</sup>を支払う。

具体的には、既にほとんどの地方自治体が、ごみ収集、海岸清掃、除草、樹木剪定、道路維持管理、公共施設管理の一部などを一般競争入札を経て外部委託した。レクリエーション施設、図書館、プールなどスポーツ施設の運営管理や、法律相談などの専門的サービス分野でも外部委託が進み、職員研修・能力開発を外部に委託している地方自治体もある。こういった変化の結果、入札の過程で地方自治体内部の現業部署が落札できなかったサービス分野を中心に、約 80 人の現業職員が解雇された例もある。

### (3) ビクトリア州の競争改革

地方行政改革の最も積極的な推進者は、ケネット自由党・国民党連合政権下のビクトリア州であった。同州は、国家競争政策の最終的な制定に先立って、抜本的な競争改革に着手した。この改革では以下のようなことが行われた。

- ・ 強制競争入札制度<sup>22</sup>を導入した。この制度は、公共サービスに関

<sup>19</sup> [資料] National Competition Council, *Compendium of National Competition Policy Agreements, Second Edition*, June 1998, P.24, Clause 7

<sup>20</sup> NCC: National Competition Council

<sup>21</sup> NCP payments

<sup>22</sup> CCT: Compulsory Competitive Tendering

し、地方自治体直営の現業部門と民間企業とで競争入札を行い、官民を問わず落札者がその営業権を獲得する制度である。同州は、競争入札を行う事務の歳出が地方自治体の総歳出に占める比率を、1994年度から1996年度まで段階的に20%、30%、50%と高めることを地方自治体に義務づけた。その結果、1996年には、同州地方自治体の総歳出のうち56%の事務について競争入札が行われた。競争入札を経て執行する行政サービスへの歳出は、1995年度には6億5000万豪ドルだったが、1999年度には10億豪ドルに達した。

- ・ 地方自治体の合併を行い、地方自治体数を210から78に削減した。州は、ほぼ全ての地方自治体を解散し、地方自治体の境界を新しく設定した。新しく作られた地方自治体の次の選挙で市長や議員が選任されるまでの間、州政府がコミッショナー<sup>23</sup>を任命して地方行政にあたらせた。
- ・ 法令職制および資格要件を全て廃止し、意思決定のための組織編成を自由化した。
- ・ 「購入者／供給者の分離<sup>24</sup>」を実施した。政策や規制の枠組みを設定する部署を明確にし、地方自治体が供給するサービスのレベルや基準を明確化した。

ビクトリア州は、これら一連の改革によって費用を削減し資産税を20%下げるなどを地方自治体に求めた<sup>25</sup>。

その後、1999年にブラックス労働党政権が誕生し、ケネット政権の施策を修正した。強制競争入札制度を廃止し、代わりに英国に倣った「ベスト・バリューの原則」<sup>26</sup>を導入した。

---

<sup>23</sup> 多くは3名で、Chief Commissionerが市長を代行。

<sup>24</sup> Purchaser/Provider Separation

<sup>25</sup> その結果、ビクトリア州地方自治体の資産税収入は、14.5億豪ドル（1993年度）から12億豪ドル（1995年度）～17%減少した。〔資料〕Australian Bureau of Statistics, *5506.0 Taxation Revenue 1996-97, December 1997*, P.32

<sup>26</sup> Best Value Principles: 地域社会の需要に応えた、質・効率性の高い行政サービス供給を地方自治体に義務付ける政策。

## 2 公共・民間部門の共同経営（PPP）

### (1) PPP の背景と歴史

オーストラリアでは、「PPP<sup>27</sup>」という言葉が使われる以前から、公共部門の事業に民間部門が参加してきた。その内容は、単純なものでは、一部のサービスなどの外部委託から、複雑なものではインフラ整備やその管理などにおよんだ。1980年代後半から、BOOT方式<sup>28</sup>など様々な契約形態をとって、公共部門のインフラ設備と管理を中心に民間部門が参加し、現在では、公共と民間部門の連携は、教育などそれ以外の分野にも広がっている。80年代後半に民間部門が関わるようになった背景には、民間からの資金調達という意味合いがあった<sup>29</sup>。

1988年には、ニュー・サウス・ウェールズ州が他州に先駆けてインフラ整備への民間部門の参加に関するガイドラインを発表したが、民間と提携して事業（プロジェクト）を進めるかどうかの判断基準が明確ではなかった。また、提携する場合は、案件ごとに事業の運営方法やリスクの分散方法などの契約形態を個別に吟味し契約交渉を行っていた。

1995年には、連邦が国家競争政策法<sup>30</sup>を施行した。この法では、イギリスにおけるPPP導入の基本的な概念である「ベスト・バリューの原則」が採用された。この結果、主要なインフラ整備について、PPPによる事業の実施数が増加したため、事業の検討段階から遂行・完成

<sup>27</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州では、民間の出資を伴うPPP(Public Private Partnership=官民パートナーシップ)を「Privately Financed Projects」(PFP)と、特に称している。ただし、ビクトリア州を始めとする多くの州では、民間の出資を伴うものでもPPPと称し、PFPという名称を用いていない。本章では、混乱を避けるため「PPP」で統一する。

<sup>28</sup> Build, Own, Operate and Transfer(建設・所有・運営・返還)の略。民間企業が州政府などの公共部門に代わって公共施設を建設しその所有権を取得、自らの施設として運営を行う方式である。開発、財源調達、建設、運営のリスクを民間企業が負い、一定期間経過後は公共部門に所有権を譲渡する。豪州では、シドニー・ハーバー・トンネル(1992年完成)、南北縦断鉄道(アデレード～ダーリング港間を結ぶ。2004年に完成)にも採用している。

<sup>29</sup> [資料] D Jones, *Policy Development in Australia for Public Private Partnerships – What more is there to do?*, Clayton UTZ, June 2002, P.2; New South Wales Department of State Development, *Private Sector Participation in the Provision of Infrastructure*, 1988, 2nd page

<sup>30</sup> National Competition Policy Act

段階までに至る、より明確なガイドラインが必要となった。

ニュー・サウス・ウェールズ州は、1988年に発表したガイドラインを1995年9月に改訂<sup>31</sup>し、リスクの配分について初めて明記するなど、詳細な手順を定めた<sup>32</sup>。

2001年10月には、連邦政府が「民間資金調達の原則<sup>33</sup>」を発表した。その中で、連邦政府は「投資効率<sup>34</sup>」「手続きの透明性<sup>35</sup>」「説明責任<sup>36</sup>」を最も重要な原則<sup>37</sup>と定め、連邦と州政府との関係および州政府間の関係の強化を主張した。

2001年11月には、ニュー・サウス・ウェールズ州がPPPに関する新しいガイドライン<sup>38</sup>を発表した<sup>39</sup>。このころから、PPPの実施目的は、「民間から資金を調達するための手法」という考え方から、「最も効率よく事業を運営するために、民間も利用する」<sup>40</sup>という考え方へ変化した<sup>41</sup>。

---

<sup>31</sup> その後、1990年、1994年、1995年、1997年に改訂された。

<sup>32</sup> 2001年6月にビクトリア州がPPPに関するガイドライン「Partnership Victoria Policy and Guidance Materials」を発表した。その後、各州でより詳細なガイドラインが発表された。このころから、ガイドラインの中に「PPP」という言葉が用いられ始めた。

<sup>33</sup> Commonwealth Policy Principles for the Use of Private Financing

<sup>34</sup> Value for money

<sup>35</sup> Transparency

<sup>36</sup> Accountability

<sup>37</sup> Core Principle

<sup>38</sup> Working with Government Guidelines for Privately Financed Projects

<sup>39</sup> このガイドラインは、PPPに先進的に取り組んでいたビクトリア州のガイドライン（Partnership Victoria）をベースに作成されたため、かなり類似している。ニュー・サウス・ウェールズ州のほかにもNTがビクトリア州のガイドラインをベースにガイドラインを作成。なお、ガイドラインは、2001年9月にクイーンズランド州も発表。タスマニア州は、2000年7月にインフラに対する民間部門出資についてのPolicy Statementを発表したが、現在PPPの手法をベースにしたガイドラインを作成する予定はないとしている。〔資料〕Australian Council for Infrastructure Development Ltd., *Public Private Partnerships – A Brief Summary*, 3rd page; D Jones, *Policy Development in Australia for Public Private Partnerships*, P.3-8

<sup>40</sup> 〔資料〕D Jones, *Policy Development in Australia for Public Private Partnerships*, P.2

<sup>41</sup> ガイドラインは、この視点に立ち、インフラ整備のプロジェクトに民間・公共部門のどちらがより相応しいという前提は持たない。

## (2) PPP の定義と目的

### ① 定義<sup>42</sup>

PPP とは、民間部門がインフラの企画（デザイン）、建設、資金提供、運営、維持の一部または全てのサービスを行い、公共部門がそれらのサービスの対価を支払うという、パートナーシップ（提携関係）を意味する<sup>43</sup>。

民間部門は公共インフラに資金を提供し、学校や病院の施設といった「非中核サービス」を提供する。一方、政府は、「非中核サービス」で提供された施設の中で行われる教育や患者臨床ケアといった「中核サービス」を提供する。民間部門と公共部門は、長期の契約を結び、民間部門により一定基準以上の品質のサービスが一定期間提供された場合、対価が支払われる。

各州は、民間の出資の有無を PPP の定義としていないが、州によっては、「民間の出資を伴う PPP」のみをガイドラインの対象としている<sup>44</sup>。

### ② 活用目的<sup>42</sup>

ニュー・サウス・ウェールズ州は、PPP を活用する目的は、よりよいサービスとより高い投資効率を提供することであるとしている。それらは、適切なリスクの移転、新しい取り組みや改革の促進、資産の有効活用、事業（資産）の長期間に渡る管理（Whole-of-Life）によって実現されるとしている<sup>45</sup>。

また、ニュー・サウス・ウェールズ州とビクトリア州は、民間

<sup>42</sup> [資料] 各州 PPP ガイドラインおよびポリシー; R Webb and B Pulle (Economics, Commerce and Industrial Relations Group), *Public Private partnerships: An Introduction*, Research Paper No. 1 2002-03, Department of the Parliamentary Library, September 2002 など

<sup>43</sup> Privatization は含まない。

<sup>44</sup> 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州などがあげられる。

<sup>45</sup> [資料] New South Wales Government, *Working with Government – Guidelines for Privately Financed Projects*, November 2001, P.iii

資金の確保を PPP の目的としていないが<sup>46</sup>、資金調達をその目的に含めている州もある。

### ③ PPP の条件

州は、投資効率が向上すると認めた場合のみ、PPP を活用する。投資効率の評価にあたっては、主に以下の点が考慮される。

- **Risk Management** (公共部門と民間部門のリスク配分を最適化)

民間部門がよりうまくリスク管理できるものは民間部門が、そうでないものは公共部門が分担する。そうすることで、コストを最小限に抑えることができる。

- **Whole-of-Life Costing** (契約期間中全体を通したコストを最小化)

民間部門に運営と資産管理の両方を任せることで、全体を統合した企画（デザイン）と建設が行われ、事業全体のコストを下げることができる。

- **Innovation** (民間部門の技術の活用)

サービスの提供に対する民間部門の裁量を大きく残すことにより、サービス・建築・金融などに関する民間部門の技術の活用による効果を享受することができる。

- **Asset Utilisation** (資産の有効活用)

公共サービスを提供するために資産が使用されない時間に、資産を賃貸することなどで、収入を得る。

---

<sup>46</sup> 両州は、きわめて優れた投資適格（AAA）を持っていることから、資金調達が容易であるため。

## 参考

### Public Sector Comparator (PSC)

PSC とは、政府が出資した場合のコスト試算。(詳細 WWG Guideline P.45)

PPP により Value for Money が向上するかどうかを検討するためのもの。

ニュー・サウス・ウェールズ州政府が PSC を作成する。

- PSC は、定義された成果を出すために公共部門が現在使用可能な、最も効率的だと思われる手段を元に計算される。
- 費用・収入に関し、潜在的なリスクを計算に入る。
- 「正味現在コスト(利益)」(Net Present Cost / Benefit)で表す。

民間部門の関与(一部サービスの提供など)も含めて計算されることもあるが、民間部門による出資は検討されない。

PSC は定量的なものであるため、PPP の VFM の検討は、定性的な側面も考慮に入れて行われる。

【資料: Working with Government Guideline (NSW)】

### (3) PPP に関する最近の流れ

#### ① 最近の状況

オーストラリア国内で現在入札の対象となっている PPP 事業は 23 件<sup>47</sup>である。その大半をニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州で行われる道路工事が占めており、その総額は 50 億ドルにのぼる。

連邦政府により検討されている案件が 2 件（国防省本部ビルの建設および管理・保守と、関税局の航空機による沿岸監視サービス）あるが、これまでのところは PPP を行っていない。これは、州が管轄する学校や道路、病院・医療施設、刑務所<sup>48</sup>、電力・他のエネルギー供給、水道、ごみ収集・処理、司法施設などについては、PPP の対象となりやすいが、連邦政府が所管する業務については PPP を用いる対象とはなりにくいためである。

州での PPP の活用は、事例として以下に取り上げる病院部門のほか、学校や刑務所にまで対象を広げている。計画数の急増により、それまで建築に関わる業務のみを担当した大手の建設会社が施設管理会社を買収しインフラ維持管理業務に進出するなど、業務を拡充し始めた。労働党政権の各州政府も PPP の広がりを容認する姿勢を示すなど、拡大に拍車がかかっている。

オーストラリアでは、有料道路、鉄道、電気、ガス、水道など、利用者に課金できる事業を「経済的インフラ」と称し、学校、病院、司法施設、刑務所など、利用者への課金が限られ、収入の大半を政府が負担する事業を「社会的インフラ」と称している。従来の PPP はほとんどが経済的インフラを対象としていた<sup>49</sup>。2001 年までに、ニュー・サウス・ウェールズ州では、

---

<sup>47</sup> [資料] L Allen and M Skulley, 'Private Money Drives Public Spending Boom', *Australian Financial Review*, 17 February 2004, P.1

<sup>48</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州には、26 の刑務所 (correctional centre) がある。なお、連邦政府の所管する刑務所はない。

<sup>49</sup> New South Wales (NSW) Treasury, *Privately Financed Projects Implemented* (内部資料、2004 年 5 月 4 日入手)

合計 55 億豪ドルの経済的インフラ事業が PPP 事業として実施された。

ニュー・サウス・ウェールズ州では、2000 年末までに契約を締結した PPP18 件のうち、社会的インフラを対象とするものは 4 件。その全てが病院関連であった。2000 年以降、ニュー・サウス・ウェールズ州が契約を締結した PPP は 7 件であり、そのうち社会的インフラは 2 件（学校 1 件、病院 1 件）であった<sup>50</sup>。

## ② 課題

### ・法人（所得）税に関する問題<sup>51</sup>

連邦法である 1936 年法人所得税課税法<sup>52</sup>は、第 51AD 条および第 16 章において、資産が「課税対象となる収益の産出に用いられない場合」（第 51AD 条）および「非課税対象の政府機関によって使用される場合」（第 16 章）に減価償却、修繕費、支払利息などに対する法人税の控除を認めていない。

この税制のために、PPP 事業のコストが上昇し投資に見合う価値が向上しない場合があり、PPP の魅力を損ねている。

現在、この第 51AD 条と第 16 章の削除が連邦政府により検討されている<sup>53</sup>。

### ・手数料に関する問題<sup>54</sup>

PPP に関する入札（特に複合的な PPP 事業の入札）やリスク配分や契約条件の設定などの調整や折衝には、政府、企業双方

<sup>50</sup> NSW Treasury, *Privately Financed Projects Implemented: NSW Government, Emerging PFP Opportunities and Major Project Proposals over \$100 million 2002*, 2002

<sup>51</sup> [資料] R Webb and B Pulle, *Public Private partnerships: An Introduction*, P.18-24; T Dyson, 'Tax Reform for PPP Delayed', *Public Private Partnerships Update*, Blake Dawson Waldron, November 2003; H Coonan (Assistant Treasurer), *More Time to Finalise Asset Financing Reforms*, press release, 4 December 2003

<sup>52</sup> Income Tax Assessment Act 1936

<sup>53</sup> 当初は、2003 年秋に施行される予定だったが、新たな条項の挿入に予想以上に時間がかかるており、まだ施行されていない。（2004 年 4 月調べ）

<sup>54</sup> [資料] R Webb and B Pulle, *Public Private partnerships: An Introduction*, P.12; D O'Neill and R Arndt, *Australia at a Crossroads – Public/Private Partnerships or Perish?*, Australian Council for Infrastructure Development, 2001

にとって多大な費用がかかる。このため、英国での例を活用し、基準を強化していくことが必要だとされている。

#### (4) 個別事例

##### ① イースタン・ディストリビューター高速道路

###### (ア) 概要

イースタン・ディストリビューター高速道路(ED)は、シドニー国際空港への近接区域内にある2つの高速道路を結ぶ有料高速道路であり、シドニー都市部郊外を囲む環状道路網の長期計画の一部として整備された。

EDは、民間部門の企業共同体から資金供給を受けて建設された。委託費用は、開発、設計、建設などを含め6億8000万豪ドル<sup>55</sup>と見積もられた。開通した1999年12月から公共部門に返却される2048年までの間、この企業共同体が管理、維持、修復を受け持つ。

###### (イ) 背景

シドニー市商業中心地区(CBD)とシドニーの主な港であるボタニーポートやシドニー空港を結ぶ道路は、細い一般道ばかりであり、この一帯にある道路は慢性的に渋滞がひどかった。1992年にシドニー・ハーバー・トンネルが完成したことで、シドニー湾北部からの交通量が増え、シドニー市東部地域(イースタン・サバーブ)内の交通問題は深刻化していた。シドニー国際空港に3番目の滑走路が完成した結果、国内および国際線の両方の利用者が増加したことでも、周辺地域を結ぶ交通網にさらなる負荷をかけた。

また、シドニーCBD近郊部の人口が増加するとともに、環境問題への意識が高まってきたため、地元の住宅地の道路に大量の車

---

<sup>55</sup> 事業費用は、7億ドル。0.2億ドルは政府が出資。(当初は、6.8億ドルの事業費用を見込んでいた。)

両が流れ込むことに対して、周辺住民からの不満や抵抗が高まっていた。

EDは、これらの問題を解消する目的で開発された。

#### (ウ) PPP の目的と特徴

EDの建設にあたり、政府が主たる目的としたことは、次のとおりである。

- ・ 増加し続ける交通量を緩和すること
- ・ 滞滞を避けるために地元道路を使用して交通量の増加を減らすこと
- ・ 周辺地域の景観および環境問題に対処すること

EDの特徴は、次のとおりである。

- ・ 周辺コミュニティのため、掘削した道路部分をカバーする形でおよそ 1ha の公園用地<sup>56</sup>を追加。
- ・ ウルムールー<sup>57</sup>の主要交差点を立体交差化。
- ・ オックスフォード・ストリートとフリンダー・ストリート<sup>58</sup>に新しいバス専用車線を増やし、大きなスポーツ・イベントへの公共交通サービスと同様に、シドニー市東部地域や南西郊外への公共交通サービスのスピードと信頼性を改善。
- ・ 各方向で 2 本の高速-普通車線につながる平面路やいくつかの入り口ランプ、高速道路の下にある地下道の両側の大規模な美化改善。
- ・ 通行料は北行きの交通のみに適用される。公共交通機関としてのバスを除く全ての自動車に通行料が課される<sup>59</sup>。電子通行料徴収システム (E-Toll) を全面的に採用。

---

<sup>56</sup> ドメイン (Domain) と呼ばれる公園に隣接する形で追加された。

<sup>57</sup> EDのシドニー市中央区域への出入り口付近となる地区。

<sup>58</sup> オックスフォード・ストリートとフリンダー・ストリートは、ともに市内の幹線道路のひとつ。

<sup>59</sup> 乗用車や自動二輪は 4 豪ドル、大型車両は 8 豪ドル。(2004 年 7 月現在)

この事業は、当初、次のような方法により資金を調達した。

- ・ 民間部門からの借り入れ<sup>60</sup>
- ・ 契約業者からの出資
- ・ ED 利用者が支払う通行料

ED が通っている敷地を管理しているのは、ニュー・サウス・ウェールズ州道路交通局（RTA）<sup>61</sup>である。RTA と企業共同体の間では、年間 1 豪ドルという名目上の使用料で、交通開通日から 48 年間、土地を占有できる賃貸借契約が規定されている。

#### (エ) PPP による効果

RTA が試算した利益／コストの評価比率は、条件が変動するため 1.7～4.5 の間であった。外部の経済研究によると、7.0～8.5 というもつと高い経済的利益が示唆された。

### ② オアシス・プロジェクト（PPP の失敗事例）

#### (ア) 概要

ニュー・サウス・ウェールズ州リバプール・シティ・カウンシルは、シドニー西部の郊外に位置し、15 万の人口を持つ。2000 年 3 月、同カウンシルではウッドワード・パークおよび周辺地域を開発するオアシス・プロジェクトを開始した。当初は、35,000 人収容のラグビースタジアム、7,000 人収容のアリーナ（主にバスケットボールに使用）、海辺のウォーターパーク、商業施設、720 戸の居住施設、駐車場などを建設する予定であった。8 億豪ドルの出資を要し、4,500 人の雇用創出を見込んだ同プロジェクトは、地方自治体の PPP としては最大規模のものであった。

<sup>60</sup> 事業施設協定とインフラ証券発行の下に期間借入金を含む民間部門からの借り入れ。

<sup>61</sup> ニュー・サウス・ウェールズ州政府の公的機関である「道路交通局」（RTA）は、州内の全ての国道や主幹道路交通網を管理する。

ところが、民間部門のプロジェクトメンバーが撤退し、同カウンシル獨力によるプロジェクト出資・運営を強いられた。カウンシルにはプロジェクト運営に必要なノウハウや財源がないため、プロジェクトは縮小。同カウンシルは、大幅な赤字を抱える結果となった。

#### (イ) 背景

1992年、リバプール・シティ・カウンシルはプロバスケットボールチーム、レイザーバックスの誘致を計画し、既存のアリーナの改築を検討し始めた。このアリーナ改築計画にレイザーバックスのオーナーである、プロラグビーチームのブルドッグスが参画。同カウンシルは、ホームチームを持たないブルドッグスも誘致しようと、ブルドッグスと共同でスタジアムの建設も計画に入れた。そして、2000年3月、マクオーリー銀行が参画し、オアシス・プロジェクトが開始。翌年2月、同カウンシル、ブルドッグス、および、マクオーリー銀行は、正式に契約を締結した。

ところが、契約締結の数ヶ月後、ブルドッグスと意見を異にしたマクオーリー銀行がプロジェクトから撤退した。プロジェクトの運営に関するノウハウを全く持たないリバプール・シティ・カウンシルは、この時からブルドッグスに依存せざるを得なくなつた。

2002年、ブルドッグスによるサラリーキャップ制<sup>62</sup>違反とオアシス・プロジェクトにおける不正入札が発覚する。サラリーキャップ制の違反では、同チームは選手に規定以上の年俸を支払うために同プロジェクトの基金を利用した。また、同チームは、スポンサー企業に入札における優先権を与えていた。これが引き金とな

---

<sup>62</sup> サラリーキャップ制とは、各チームが所属する選手に支払う年俸を一定額に制限する制度。ブルドッグスが所属するナショナル・ラグビー・リーグ (National Rugby League) では、「各チームの年俸上位 25 選手の合計額が 325 万豪ドルを超えてはならない」という規則がある。

り、2003年初旬、ブルドッグスも同プロジェクトから撤退した。

この段階でリバプール・シティ・カウンシルは、既に1,500万豪ドル以上を同プロジェクトに出資していた。そのため、同カウンシルはプロジェクトの進行を焦り、マクオーリー銀行と不利な条件で再契約した。

一方、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省は、2003年11月に同プロジェクトに関する調査委員会<sup>63</sup>を発足した。その調査の結果、同カウンシルがプロジェクトを通してビジネスプラン作成もリスク評価も行っていないことが発覚した。

2004年5月、同州政府はリバプール・シティ・カウンシルの議会を解散し、2008年9月まで地方行政官が同カウンシルを運営することとした。

現在、オアシス・プロジェクトは縮小され、アリーナの改築のみを予定している。

#### (ウ) 問題点と今後の対策

調査委員会によると、リバプール・シティ・カウンシルはプロジェクトの運営を民間部門に一任し、プロジェクトや契約内容に関する検討を十分検討していなかった。例えば、プロジェクトに関するビジネスプラン作成、リスク評価、財務評価などを十分に行っておらず、また、契約を締結することによる「社会的・経済的・環境的・地域的インパクトに関する分析も全く<sup>64</sup>」行っていなかった。

同委員会は、民間部門の無責任な行動も問題であったとも指摘している。プロジェクト開始直後、同カウンシルが顧問として向かえたプライスウォーターハウスクーパース社（PwC社）がマクオーリー銀行に対して、同行の財務評価モデルの開示を要求し

---

<sup>63</sup> Liverpool City Council Public Inquiry

<sup>64</sup> [出典] Liverpool City Council Public Inquiry, *Final Report Findings and Recommendations Volume 3*, July 2004, P.21

たが、同行はその要求を拒否した<sup>65</sup>。また、ブルドッグスは、自社の利益のみを追求して同プロジェクトを拡大し、同プロジェクトの基金を使用して不正を働いていた。

同委員会は、これらの問題は、地方自治体の PPP に関するガイドラインの欠如が原因と指摘した。そして、PPP 計画段階のプロセスや外部顧問の活用などについてガイドラインを作成し、\$3,000 万豪ドル以上または当該カウンシルの歳入の 25%以上のプロジェクトについて適用すべきであると主張した。また、プロジェクト監査や基金の運用に関して、環境計画および評価法<sup>66</sup>の改定も提案している。

---

<sup>65</sup> 更に、PwC 社が独自に財務評価を行うための資料を要求したが、同行はそれも却下している。

<sup>66</sup> Environmental Planning and Assessment Act 1979

## 第6章 地方自治関連テーマ

### 第1節 オーストラリアにおける歴史的建造物（ヘリテージ）の保存と活用

本節では、まず、オーストラリアの歴史的建造物（ヘリテージ）施策の概要を述べ、具体的な事例としてニュー・サウス・ウェールズ州とシドニー市を中心に取り上げ、歴史的建築物の活用施策を紹介する。

#### 1 オーストラリアのヘリテージ制度

オーストラリアの「ヘリテージ」（Environmental Heritage）は、自然・文化・アボリジニの3つに大きく区分される。ニュー・サウス・ウェールズ州政府の基準によると、ヘリテージとは「州にとって、歴史的、科学的、文化的、社会的、考古学的、建築学的、自然的、芸術的価値を有する、建物、遺物、場所」である。連邦政府はさらに「その他、地域社会及び将来の世代にとって重要であると認められるもの」と定義している。

つまり、ヘリテージは、オーストラリアの歴史や社会を特徴付けるもの、語るものであり、後世に伝えていくべきもの、として定義されている。ヘリテージの条件は、単に古いということではなく、その社会性が重要である。近年、1950年代の住宅やビルのような20世紀の建築物も「ヘリテージ」として認識されるようになり、「コンクリート・ヘリテージ」という言葉すら生まれている。

また、オーストラリアのヘリテージは、日本とは異なり、芸術文化の分野というよりも「都市・環境デザイン」の一分野として扱われる。ヘリテージを所管する部門は、連邦政府では環境・ヘリテージ省<sup>1</sup>の中に豪州ヘリテージ委員会<sup>2</sup>が置かれ、ニュー・サウス・ウェールズ州政

---

<sup>1</sup> Ministry of Environment and Heritage

<sup>2</sup> Australian Heritage Commission

府では都市計画省<sup>3</sup>の中に、シドニー市では都市開発部計画課の中に置かれている。

オーストラリアのヘリテージ制度は、連邦政府、州政府、地方自治体の三層の行政によって、明確に役割分担されている。州レベルでは、ヘリテージの保存活用制度は、州法によって規定されている。一方、地方自治体レベルでは、ヘリテージの定義は州に準じているものの特定の条例はなく、中期計画にビジョンを掲げ、土地利用計画である地域環境計画に組み込むことにより、ヘリテージの保存活用を進めている。地方自治体は、開発(建築)許認可に詳細な権限を有しているため、ヘリテージの破壊を未然に防ぎ、積極的に保存することができる。

## 2 オーストラリアにおけるヘリテージの保存施策

ニュー・サウス・ウェールズ州政府のヘリテージ施策は、1977年 のヘリテージ法の制定から始まった。ヘリテージ・オフィスはヘリテージ施策の根幹をなす「ヘリテージ・リスト」を管理している。ヘリテージは登録されることにより、ヘリテージとして認識され、積極的に保護され、破壊から免れる。州政府はヘリテージ所有者への支援(補助金、税優遇措置など)にかぎらず、教育分野、雇用促進のための啓発活動も実施している。

州政府の指導のもと、地方自治体はヘリテージ保存に取り組んでいる。ヘリテージ保存の方法はどこも同様で、最初に地域を調査し、地域内のヘリテージを把握する。次にヘリテージの認定をし、地域環境計画を作成する。また、地方自治体レベルのヘリテージの持ち主は住民が多いので、所有者を支援するため財政的支援や維持修繕のアドバイスサービスを提供している。

州レベルのヘリテージは単体の大きな建築物に偏りがちであるが、地方自治体レベルのヘリテージは小粒で、通りや地区を構成する「かたまり」としての意味がある。このことから、永久保存の厳しい改造

---

<sup>3</sup> Department of Urban Affairs and Planning

規制を敷く州と、外装だけ残せば内部の改装は自由とする地方自治体の間では、ヘリテージの維持保存の考えに違いがある。

しかし、課題はある。ヘリテージを保存していくためには、現代社会に適合させなくてはならず、バリアフリー対策や防災対策、老朽化など、ヘリテージを使い続ける難しさは存在している。

### 3 ヘリテージの活用と事例

ヘリテージはビジネスにつながる。オーストラリアでは、歴史を感じさせる雰囲気が、顧客を呼び寄せる大きな要因であると広く認識されている。パブやホテル、レストランでのサービス価格が多少割高だったとしても、歴史的雰囲気がある店の方を好む傾向がある。そのため、ビジネス戦略としてヘリテージを改修し別の用途に活用することが盛んに行われている。

ヘリテージを博物館に転用することは有効な手法であるが、転用できる数には限界がある。このため、最近では、ホテルやレストラン、ショッピングセンター、劇場（商業的利用）、企業オフィス、市議会（公的利用）、アパートメントなどに転用されることが多く、利便性を備え現代のデザインと融合したヘリテージは現代の街で輝いている。

また、シドニー市は、ヘリテージの再利用を「環境にやさしい開発」であると考えている。取り壊せば大量の廃棄物が出ること、また、新しいビルを建てるためには建築資材が必要であり、エネルギーを消費することなどからである。市は近年、「リビング・シティ」戦略のもと、建築物の個性を活かせる転用を心がけて、多くのヘリテージを再利用してきた。改装して内部を撤去した場合、必ず写真など（改装の記録撮影したものや図面、古写真）を展示することとされており、市内のあちこちで見かけることができる。

### (1) 中央郵便局をホテルに（シドニー市 マーティン・プレイス）

中央郵便局<sup>4</sup>であった壮麗な建物は、国指定、州指定のヘリテージであり、「ヘリテージ保存と改修、転用におけるベンチマーク的事業」として高く評価されている。

この改装は、シドニー市の「リビング・シティ」施策の一環で、隣接するマーティン・プレイス広場の整備とともに 7 億ドルかけて行われた。ウェスティン・ホテルが当ビルを買い取り、新たに 31 階の宿泊ビルを接続した。増築部分の外装は、金属と、中央郵便局と同じ砂岩を用い、現代建築と中央郵便局とが調和するように配慮している。服飾小売店、オフィス、フードコート、レストラン、カフェ、ジム、地下駐車場を併設し、郵便局もそのまま残っている。歴史的建造物としての個性を保存しつつ大胆に改装された内部には、ガラス屋根をかけ作られた高さ 28m の吹き抜け空間もあり、開放感に満ちている。クラシックかつモダンという雰囲気が、結婚式の写真撮影ポイントとしての人気を生んでいる。



内部がホテルとして改装された元中央郵便局の外観



改装された建物内部は、ガラス屋根の吹き抜けがあるため、明るい雰囲気となっている

<sup>4</sup> General Post Office. 略して GPO と呼ばれる。

## (2) 倉庫桟橋をホテルに（シドニー市 ウルムールー）

シドニー市街地の東、ウルムールー湾に、全長 440m の木造の倉庫桟橋がある。1911 年から 1915 年にかけて建設され、羊毛や貨物の運搬基地として、また移民の受入れ地として、シドニー圏における重要な港湾施設であった。しかし 1970 年代から、物資輸送の手段が飛行機にシフトし、埠頭の役目は失われたため、1987 年、州政府は倉庫桟橋の取り壊しを決定したが、シドニー発展のシンボルであるとして、地元の人々、港湾労働者、ナショナル・トラスト、豪州建築家協会は、取り壊しに反対した。州政府、ヘリテージ評議会、保護活動家、開発業者は 3 年もの間、埠頭の将来について議論を続け、1992 年、州政府は決定を撤回し、保存計画が始まった。

再開発事業の運営と改修工事は入札にかけられた。羊毛の保管と運び出しの施設は 1 億ドルをかけ、4 階建て 312 戸のアパートメント、108 部屋の高級ホテル（W ホテル）、レストランに生まれ変わり、2000 年 3 月にオープンした。羊毛運搬に使われていたベルトコンベヤーはそのまま保存され、モダンなカフェ・バーのアクセントになった。木製デッキに面した地上階にはレストランやカフェを置き、テーブルを出して市街地の高層ビルと植物園の緑、停泊するヨットを眺めながらお茶を楽しむことができる。

現在、この地区は市街地から歩いて行ける静かでお洒落なスポットとなっている。



外観には手を付けず、内部を改装して生まれ変わったウルムールー湾の倉庫桟橋

### (3) 個人邸宅を市役所に（ウラーラ市）

ニュー・サウス・ウェールズ州ウラーラ市<sup>5</sup>はシドニー市の東、シドニー湾に面した高級住宅街を抱える地区である。19世紀に成功した商人の邸宅として1863年に建てられた「レッドリーフ・ヴィラ」は、1940年にウラーラ市が購入し、1961年から市議会として使用した。

1997年、老朽化の進んだこの建物を取り壊すか、改築するかを民間の建築家と協議して、復元を決定。過去の増築部分を取り払い、庭園との調和を図って、訪れた市民がシドニー湾の眺望を楽しめる空間を作った。庭園の地下に新しく2,000m<sup>2</sup>のオフィス空間を作り、市民サービスセンターを置いた。また、室内照明に太陽光を取り入れる工夫や、外気を利用して空調を最低限にするなど、エコロジーにも配慮している。この改修は、2001年ナショナル・トラスト（ニュー・サウス・ウェールズ州）賞の転用部門を受賞した。

ウラーラ市に限らず、建物内部を改装したり増築したりして、古い建物を使用している例は、シドニー市、モスマン市（ニュー・サウス・ウェールズ州）、アデレード市（南オーストラリア州）、ブリスベン市（クイーンズランド州）など、多く見ることができる。



個人邸宅を改修し、州のナショナル・トラスト賞の転用部門を受賞



敷地の地下に新しくオフィス空間を確保

---

<sup>5</sup> Woollahra Municipal Council

開発と破壊の波にもまれ、歴史的建築物の「純粹」な地区が少なく虫食い状態である、というオーストラリアの状況は、現在の日本に似ている。オーストラリアでは、「ヘリテージはビジネスである」と言い切るハウツー本もあるほど、ヘリテージは集客産業に結びつけられている。ヘリテージ・ツーリズムにより収益を上げる地方自治体も多く、人口減少に悩まされていた町が、地域の自然と文化的ヘリテージの保護と活用に数年かけて取り組んだ結果、観光客が増え、地域経済が活性した例もある。

オーストラリアの「保存と開発の共存」を図り、歴史的建築物を「ビジネス」として捉える視点には、日本の地方自治体にとって学ぶべき点が多い。

### 参考 都市再開発計画に巻き込まれるヘリテージ<sup>6</sup>

歴史的な価値がありながらも、ヘリテージ法の対象として扱われることなく、取り壊しの危機に瀕している建物も存在する。例えば、シドニー市南部にあり、治安が悪化した地域として知られるレッドファーン地区では、340ha にわたる州主導の大規模な都市再開発計画のため、裁判所や警察署、公立学校、病院、鉄道駅舎などの由緒ある建物がヘリテージとして保護されることなく、取り壊されようとしている。

取り壊される理由は、地元自治体などにはヘリテージとして登録されているが、再開発の主体となっている州にはヘリテージとして登録されていないことや、建物の修復・保存経費や移転経費がかかりすぎるために再開発費用が高騰することを避けるためなどであるが、地元自治体や住民などからの反発は強い。

<sup>6</sup> [資料] "Goodbye to history – heritage laws won't apply here" (The Sydney Morning Herald, 29 November 2004), "Ministerial memo: historic courthouse will just have to go" (The Sydney Morning Herald, 9 December 2004)

## 第2節 シドニー・オリンピックの波及効果

「史上最高の五輪」と称されたシドニー五輪は、開催規模・施設費などが莫大であるがゆえに都市基盤を大きく変えた。また、現在も様々な課題を残している。

### 1 シドニー五輪の運営

#### (1) 五輪関係組織

シドニー五輪の実質的な運営主体はシドニー市ではなく、ニュー・サウス・ウェールズ州である。同州政府は、輸送、警備、医療サービスなどを行い、五輪の費用を負担し、施設整備に関し責任を負った。また、同州は、非政府組織のシドニー五輪組織委員会<sup>7</sup>、州政府機関の五輪調整局<sup>8</sup>、五輪道路輸送局<sup>9</sup>、五輪警備センター<sup>10</sup>を設置。これらの組織がそれぞれ大会運営、施設整備と州政府窓口としての総合調整、輸送、警備を担当した。

シドニー市は、五輪に向けた市内の基盤整備を担当したほか、文化プログラムなどシドニー五輪組織委員会のプログラムへの財政支援を行った。また、同市が主催する五輪行事の企画運営を同委員会などと共同で推進した。

---

<sup>7</sup> SOCOG: Sydney Organising Committee for the Olympic Games

<sup>8</sup> OCA: Olympic Co-ordination Authority

<sup>9</sup> ORTA: Olympic Roads and Transport Authority

<sup>10</sup> OSCC: Olympic Security Command Centre

図表 6-1 シドニー五輪における各政府の役割

各政府	役割
連邦	税関、移民、渉外、観光業、麻薬取締りの協力など。 連邦五輪局 <sup>11</sup> が連邦政府内を調整。
ニュー・サウス・ウェールズ州	五輪費用を負担。 州五輪大臣の下、五輪調整局、五輪道路輸送局、五輪警備センターを設置し、施設整備、輸送、警備、医療サービスなどを担当。五輪大臣は、五輪とパラリンピックの運営及びダーリング・ハーバー開発を所管した。
シドニー市	五輪に向けた市内の基盤整備。 豪州オリンピック委員会と合同で、国際オリンピック委員会とホストシティ契約を締結(国際オリンピック委員会へ 1,000 万豪ドルを資金提供)。五輪行事の企画運営。

## (2) 開催経費

シドニー五輪の運営資金は、政府及び民間双方から調達された。

### ① 収入

TV 放映権(11.2 億豪ドル)、チケット売上(6.6 億豪ドル、売上率 87%)、スポンサー料(6.6 億豪ドル) 及び五輪関連税収<sup>12</sup>(7.7 億豪ドル) が主な収入である。なお、五輪効果による州税の増収額は 6 億豪ドル、連邦税の増収額は 20 億豪ドルであった。連邦から州への五輪開催のための補助金は 1.5 億豪ドルである。

### ② 支出

大会運営経費を含む五輪開催経費総額は、約 75 億豪ドルであつ

<sup>11</sup> Commonwealth Government Olympic Office

<sup>12</sup> 五輪関係税の一つに、五輪関連施設の整備費の捻出を目的とした「宿泊サービス税」がある。これは、シドニー中心部のホテルを対象に、1997 年 9 月から課されたものである。税率は 10% であるが、同税導入をめぐる交渉の結果、1997 年 12 月までにシドニー五輪組織委員会と五輪関係者利用契約を結んだホテルについては、宿泊サービス税率の引き下げが適用された。その場合の税率は 1997 年 9 月以降 5%、1998 年 4 月以降 7%、1998 年 9 月以降 10% となった。

た<sup>13</sup>。そのうち、道路、鉄道、上下水道、五輪公園の汚染除去・施設建設などの投資的経費は、総額約 33 億豪ドルである。2000 年 12 月の五輪大臣の発表によると、州政府の実質的な負担額は 17.4 億豪ドルであった。州政府が管理する五輪施設の五輪後の維持運営費は、年間 4,000 万豪ドルの見込みである。

## 2 施設整備・運営上の工夫

シドニー五輪では、施設整備費総額の約 30%が民間負担であった。メイン会場のスタジアム・オーストラリアやバスケットボール会場のスーパー・ドームでは、BOOT 方式<sup>14</sup>を活用した。選手村は、民間住宅として建築し、経費削減を図った。これら 3 つの例を以下で紹介する。

### (1) スタジアム・オーストラリア

所有・運営：スタジアム・オーストラリア社

建築：Multiplex Pty. Ltd.

建設費：7 億 1,000 万豪ドル（州政府 1 億 1 千万豪ドル。民間 6 億豪ドル。うち、3 億豪ドルは会員権の販売収入。）

- 会員権とは、株のように配当金を受け取ることのできる観覧席など施設利用権で、有効期間は 30 年。スタジアム・オーストラリアでは、五輪後もラグビーなど人気スポーツの開催が可能したことから、会員権方式により資金調達を図った。その結果、政府負担額がスーパー・ドームより低かった。

### (2) スーパー・ドーム

所有・運営：Millenium Agent (Abigroup Ltd.、株式会社大林組、Bank of Western Australia Ltd. (BankWest)、Macquarie Bank

---

<sup>13</sup> 2000 年 11 月発表の数値。シドニー五輪組織委員会と五輪調整局の経費はそれぞれ約 27 億豪ドル及び約 24 億豪ドルであった。

<sup>14</sup> BOOT 方式については、第 5 章第 3 節を参照のこと。

Ltd.の合弁企業)

建築 : Abigroup Ltd.

建築費 : 2 億豪ドル (州政府 1 億 4,500 万豪ドル、民間 5,500 万豪ドル。)

### (3) 選手村

所有・運営 : 州政府 (連邦海軍から購入)

建築 : Mirvac Lend Lease Village Consortium (MLLVC :  
Mirvac Group と Lend Lease Corp.の合弁企業)

建築費 : 5 億 9,000 万豪ドル (州政府 5,000 万豪ドル、民間 5 億 4,000 万豪ドル。)

- ・ 五輪後の活用を考慮し、民間企業が建設した住宅を五輪中のみシドニー五輪組織委員会が賃借するという形態を採用した。
- ・ 選手村内に、15,300 人の選手・役員用として住宅を建設した。住宅は、2 階建の一戸建から 4 階建の集合住宅まで様々で、シドニー五輪組織委員会が家具を設置した。
- ・ 五輪後に郊外の街として機能するように、小学校、ショッピングセンターの建設などを行った。
- ・ 村内は無公害のシャトルを運行し、住宅は太陽光発電設備を設置するなど、環境にも配慮した。2005 年は年間 100 万 KW の電力を供給し、7,000 トンの温室ガスを削減する予定。

## 3 五輪後の五輪公園・五輪関連施設の活用

### (1) 五輪公園

2001 年 7 月、五輪調整局はシドニー五輪公園協会に改組され、五輪公園<sup>15</sup>の活性化へ向け活動を始めた。

2001 年 6 月ニュー・サウス・ウェールズ州政府が発表した五輪

---

<sup>15</sup> 五輪 28 種目中 14 種目が開催された直径 2.5km のエリア (760ha)。敷地は、国の所有地 (Crown Land) であり、州が 99 年間租借している。

公園活用計画の概要は以下のとおりである。

- ・五輪公園駅周辺にレストランなどが入ったタウン・センター(1.7ha)、事務所ビル、4棟の高層住宅<sup>16</sup>を建設する。これに伴い10,000人の雇用が創出される。ビルなどの完成は15年後の予定。
- ・商業スペース 110,000 m<sup>2</sup>、娯楽スペース 45,000 m<sup>2</sup>、ホテル24,000 m<sup>2</sup>を確保する<sup>17</sup>。
- ・鉄道の増便やイベント時の運行している臨時バスの常時運行を検討する。
- ・テニス会場予定地であったが、希少種のグリーン・ゴールデン・ベル・ガエルの生息地であることがわかったため開発が中止されたレンガ採石場跡は、環境保護を訴えるエリアとして残す。

## (2) 選手村

五輪後の選手村は、2,000戸の家屋に5,000人が居住する郊外の街ニューイントン(Newington)として開発が進められている。

州政府は、5,000万豪ドルをかけて選手用住宅に台所、車庫などを設置した。さらに、周辺に中層住宅の建築を進めており、2003年時点で住宅の69.15%が売却済みである。高品質住宅として建設したことが好調な売れ行きに繋がった。大手スーパーが開店し小学校が開校するなど、周辺環境の整備も進んでいる<sup>18</sup>。

## (3) メディア村<sup>19</sup>

1997年、五輪調整局が州保健省から2,500万豪ドルで購入。五輪時は、シングルルーム3,000室、ツインルーム1,500室の居住

---

<sup>16</sup> 1,300戸、3000人住居予定。

<sup>17</sup> 全て延床面積。

<sup>18</sup> 小学校の生徒数は、2002年現在で130人であるが、2005年には400人に増加する見込みである。

<sup>19</sup> 五輪公園から4km南のリドコム(Lidcombe)に位置する。

スペース及び 24 時間営業のレストランやレクリエーション施設を備え、6,000 人の海外メディア関係者が滞在した。五輪後の 2002 年 1 月、オーストラランド社が州政府から 9,370 万豪ドルで購入。2003 年から 2007 年までの 5 年間で、750 戸のアパート及び一戸建住宅に建て替える予定である。

#### (4) おもな競技施設

シドニー五輪最大の競技場であるスタジアム・オーストラリアでは、維持費削減のため 110,000 席のうち 30,000 席を撤去とともに、クリケットなど円形グランドを使用する競技も開催できるよう、8,000 万豪ドルかけて工事した。その結果、2003 年にはラグビー・ワールド・カップ、国内ラグビー・リーグに加え、クリケットやオージー・ルールズ<sup>20</sup>も開催された。

同競技場は、五輪後イベント会場として活用された回数が少なく、イベント招致が課題である。また、国際オリンピック委員会ロゴ会長は、過去最大規模（110,000 席）のスタジアム・オーストラリアが五輪後財政難に陥っているため、今後の五輪メイン・スタジアムでは規模の縮小を検討する意向を示した。

五輪時に室内競技場として使用されたスーパー・ドームは、恒常的なイベントがほとんどなく使用回数が少ないという課題を持つ。2001 年にテニスのマスターズ・カップが開催されたほか、2002 年から 2004 年までシドニー交響楽団が定期公演を行っている。

---

<sup>20</sup> 豪州独特のラグビーでクリケットと同様、円形のグランドで行われる。

## 第3節 オーストラリアのギャンブル産業

### 1 ギャンブルの種類

オーストラリアのギャンブルは、電子ゲーム機<sup>21</sup>、レース競技（競馬、馬車レース、ドッグレース）、宝くじ、カジノの4種類に大別される。

イギリスの植民地であったオーストラリアでは、競馬を中心にギャンブルが発達した。連邦成立後の1920年代初頭、ニュー・サウス・ウェールズ州内に初めて電子ゲーム機が登場した<sup>22</sup>。現在では、パブ、クラブ、カジノに設置された<sup>23</sup>より高性能な電子ゲーム機が、ギャンブル産業の主力収入源である。

競馬などレース競技の投票券は、競技場及びTAB<sup>24</sup>と呼ばれる場外馬券売り場で販売される。TABは、国内各地に数多く存在し、当初は馬券の発売が主力であったが、現在では各種スポーツ競技の勝敗予想投票券も発売する。

宝くじは、1916年、第一次世界大戦の戦費調達のためにクイーンズランド州で非営利くじを発売したのが始まりである。これが大成功に終わったことから国内各州で発売を開始し、主に慈善事業団体の資金集めに用いられた。1930年代には全国的に合法化され、現在では各州の州政府および販売会社がロトやスクラッチくじを始め、様々な種類のくじを販売する。

オーストラリアのカジノの歴史は短い。1970年代に国内不況の影響を強く受けたタスマニア州と北部特別地域が地域振興目的にいち早くカジノを合法化し、1973年、タスマニア州の州都ホバート市に国内で初めてのカジノを開設した。また、不況時に税収の増加を図るため、1980年代にクイーンズランド州、西オーストラリア州及び南オーストラリア州が、1990年代にニュー・サウス・ウェールズ州及

---

<sup>21</sup> オーストラリアでは、ポーキー・マシーンと呼ばれる。

<sup>22</sup> 当初は「One-armed Bandits=片腕の盗賊」と呼ばれた。

<sup>23</sup> 西オーストラリア州では、カジノのみに設置。

<sup>24</sup> TAB: Totalizator Agency Board=場外馬券公社。設立当初は州営であったが、現在は民営化されている。

ビクトリア州がカジノを開設した。現在、国内には 13 か所のカジノが存在する。これらのカジノでは電子ゲーム機、ルーレット、ポーカーなどのゲームを楽しむことができる。また、TAB、レストラン、ショッピングモール、コンベンションセンターなどを備えた大規模商業施設を形成しているカジノも存在する。

## 2 州政府の重要な自己財源であるギャンブル産業

オーストラリアのギャンブルは直接的また間接的に州財政に貢献しているほか、経済的にも重要な一面を担っている。国民のギャンブルに対する 1990 年度の消費額は、約 59 億 3300 万豪ドルであった。その後、カジノ施設や電子ゲーム機の増加などの要因により、1999 年度には約 133 億 4000 万豪ドルまで伸びた。

図表 6 - 2 ギャンブルへの人口一人当たり消費額<sup>25</sup>

	1999 年度	2000 年度
ニュー・サウス・ウェールズ州	\$1,206.78	\$1,197.56
ビクトリア州	\$1,114.91	\$1,146.70
クイーンズランド州	\$814.25	\$808.40
南オーストラリア州	\$734.74	\$735.71
西オーストラリア州	\$500.48	\$464.44
タスマニア州	\$635.72	\$660.18
北部特別地域	\$1,164.14	\$1,250.95
首都特別地域	\$960.74	\$966.47
全国平均	\$987.17	\$988.90

各州政府は、これらギャンブル施設経営者に対し規制、許認可などを行うとともに、その収益に直接税や許可税、及び地域コミュニティへの義務的基金という形で賦課・徴収を行う。規定、徴収方法、税率は州によって異なるが、直接税にはカジノ税、電子ゲーム機税などがある。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、カジノ税はテーブルゲー

<sup>25</sup> [出展] Tasmanian Gaming Commission, *Australian Gambling Statistics 1975-76 to 2000-01*, 2002.

ムに対して最高で総利益の 35.91%、電子ゲーム機には同 13.41%課税する。また、電子ゲーム機税は施設により税率が異なり、収益に応じて 5.91%から 30.91%<sup>26</sup>、許可税はカジノライセンス料として 3 億 7,600 万豪ドルをカジノ運営会社より徴収した。

その他、電子ゲーム機条例は、クラブやパブなど、酒類を提供する施設における電子ゲーム機設置台数を規定し、クラブは 1 店舗当たり最大 450 台まで、州合計ではクラブに 78,020 台、パブに 25,980 台としている。また、電子ゲーム機設置に対する権利を設け、酒類監理委員会が統制している。クラブ、パブ経営者が電子ゲーム機設置権を売買する際には、その都度 250 豪ドルの申請料を支払う。

**図表 6 - 3 州政府自己徴収税歳入に対する  
ギャンブル税歳入の割合<sup>27</sup>**

(単位 : %)

	95 年度	96 年度	97 年度	98 年度	99 年度	00 年度	01 年度	02 年度
ニュー・サウス・ウェールズ州	11.0	10.2	10.4	10.0	10.3	9.1	9.1	8.9
ビクトリア州	12.6	13.0	15.2	15.7	15.6	15.0	15.6	14.3
クイーンズランド州	13.1	12.8	12.5	13.7	12.9	12.3	11.8	11.4
南オーストラリア州	11.5	13.0	13.8	12.7	12.3	13.3	14.2	14.0
西オーストラリア州	7.4	6.4	5.7	5.3	5.0	4.2	3.8	3.5
タスマニア州	8.8	9.8	10.3	10.5	11.4	10.9	12.7	12.9
北部特別地域	8.4	9.4	9.6	8.3	9.5	18.8	12.3	15.4
首都特別地域	10.1	8.6	8.3	9.3	8.8	6.7	7.4	6.6
全国平均	11.4	11.2	11.7	11.7	11.7	10.9	11.1	10.6

ギャンブル産業は、雇用面においても直接的・間接的に貢献している。1997 年度には、ギャンブルを主要業務とする企業は 37,000 人以上を雇用したが、これは文化・娯楽産業の就労者数の約 17%を占める。

<sup>26</sup> 他に賦課金あり。

<sup>27</sup> [出展] Australian Institute for Gambling Research, *The taxation of gambling in Australia*, May 2000, P.2, Table 1; Australian Bureau of Statistics (ABS), 5506.0 *Taxation Revenue 2001-02*, May 2003, P.14-17; ABS, 5506.0 *Taxation Revenue 2002-03*, April 2004, P.21.

更に、TAB、電子ゲーム機を設置するクラブ、パブ、酒場、バーでは、同年度に約 12 万人の雇用を生み出した。これらの店舗の主要業務はギャンブルではないが、平均雇用人数はギャンブル施設を併設しないクラブ、パブなどの 9 人に対し、併設した店舗は 23 人であるという調査結果もある。これは、ギャンブル施設の併設により 7 万人以上の雇用が創出したことを示唆している。

また、ギャンブル産業は、技術者、ゲーム機器製造従事者、レース産業における牧場従事者、カジノ併設ホテル、レストランなどの複合商業施設従事者などといった間接的な雇用も生み出す。ギャンブル関連の税収を直接的に得ることができない地方自治体は、これらの雇用による人口の定着や各種施設からの資産税徴収といった恩恵を受ける。

民間と共同でプール、レストラン、多目的ホール、運動場を完備したレジャーセンターを建設し、その中にゲームコーナーを設置した地方自治体の例もある。

### 3 ギャンブルがもたらす諸問題

ギャンブル産業が州及び地方自治体の財政に寄与する一方、社会的問題が潜在していることも無視できない。1999 年に発表されたオーストラリア生産性委員会の報告は、オーストラリア成人人口の 2.1% が年間 12,000 豪ドル以上の損失を出す重大なギャンブル中毒に陥っていると指摘する<sup>28</sup>。同報告によると、特に電子ゲーム機の増加が著しいニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリアの両州において常習者が多い。

また、同委員会は歳入増加のためのギャンブル促進及びギャンブルの社会的諸問題解決という密接に関連した 2 つの問題を解消するよう州政府に勧告した。この勧告を受け、連邦及び州政府はギャンブル産業を縮小するのではなく、悪影響を最小化するための様々なギャンブル

---

<sup>28</sup> [出典] Productivity Commission, *Australia's Gambling Industries*, Report No.10, 1999, Chapter 7.

ル弊害防止プログラムを導入した。同プログラムには、ギャンブル依存者への各種カウンセリングの提供、カジノやゲーム機を設置する酒類提供可能なクラブ、パブへの泥酔者入店の禁止などがある。後者は、ギャンブル依存とアルコール消費に直接的相関関係があると言われることに対応したもので、この法律の施行後は過度のギャンブル依存者が減少した。

また、各カジノに各州のレース・ゲーム省が統括する「カジノ地域基金」の設置が義務付けられている。これは、ギャンブル活動の影響の調査・研究、ギャンブル中毒者に対してカウンセリングやリハビリサービスを提供する団体への援助、地域福祉団体の基金設置などに用いられる。

## 第2編 ニュージーランドの地方自治

### 第1章 ニュージーランドおよびその政府構造の概要

#### 第1節 ニュージーランドの概要

ニュージーランドは、北島と南島の2つの主要島および多数の島々からなる。総面積は268,021km<sup>2</sup>で、日本の約3分の2である。

総人口は401万人である<sup>1</sup>。人口密度は14.9人／km<sup>2</sup>であり、オーストラリアよりは高いが、日本のそれと比べると23分の1である<sup>2</sup>。また、人口の85%が都市部に居住しているため、非都市部の人口密度はさらに低い。

いつ頃からニュージーランドに人が住み始めたかは定かではないが、紀元700年頃にはポリネシア人が定住していた。1642年にオランダ人のアベル・タスマンがこの陸地を目撃して「ニュージーランド」と命名したが、ニュージーランドの「発見」は、1769年、イギリス人ジェームズ・クックによる。

1840年、先住民マオリ族の多くと英国が、マオリ族の権利を保障する代わりにニュージーランドを英國領土とする「ワイタンギ条約」を締結した後、英國からの植民が本格化した。この条約は現在でも効力を有しており、マオリ族はそれを根拠に現在政府が所有するマオリの伝統にとって重要な土地と漁業権を中心とする資源の利用権の返還を要求しているため、大きな問題になっている。

1960年代までの入植はほとんどが英國からであったが、その後は太平洋諸島や特に最近では香港、台灣などアジアからの移民が増えた。2001年現在、人口の77%は英國その他のヨーロッパ系民族であり、それに次いでマオリ系が14%、ポリネシア系およびアジア系がそれぞ

<sup>1</sup> 2003年6月現在。〔資料〕Statistics New Zealand, *Estimated Resident Population of New Zealand, As At 30 June 2003*, Table 13

<sup>2</sup> オーストラリアおよび日本の人口密度は、それぞれ2.4人／km<sup>2</sup>、335.7人／km<sup>2</sup>。

れ 6%を占める<sup>3</sup>。

図表 1-1 ニュージーランドの概要<sup>4</sup>

	ニュージーランド	日本
面 積	27 万km <sup>2</sup> ※ 日本の約 7 割	38 万km <sup>2</sup>
位 置	東経 160~西経 173 度 南緯 33~53 度	東経 123~154 度 北緯 20~46 度
気 候	<p>【平均気温(夏／冬)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ オークランド(北島) 19.0 度／11.2 度</li> <li>■ クライストチャーチ(南島) 16.8 度／7.1 度</li> </ul> <p>【年間降雨量】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ オークランド(北島) 1,240mm</li> <li>■ クライストチャーチ(南島) 648mm</li> </ul>	<p>【平均気温(夏／冬)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東京 25.2 度／4.7 度</li> </ul> <p>【年間降雨量】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東京 1,503 mm</li> </ul>
人 口	401 万人 (2003 年 6 月現在) ※ 日本の約 32 分の 1	12,757 万人 (2003 年 9 月現在)
人口増加率	9.1% (1995~2003 年)	1.5% (1995~2003 年)
人口密度	14.9 人／km <sup>2</sup>	335.7 人／km <sup>2</sup>

<sup>3</sup> この統計は複数回答可のアンケートによるため、総数は人口を超える。(つまり、割合も 100%を超える。) [資料] Statistics New Zealand, *2001 Census: National Summary*, March 2002, Table 8

<sup>4</sup> [資料] 在シドニー日本国総領事館「豪州及び NSW 州の概況」(2003 年 4 月) P1; Statistics New Zealand (SNZ), *New Zealand Official Yearbook 2000*, 2000, P.5; National Institute of Water & Atmospheric Research (NIWA), *Mean Monthly Air Temperature (1971-2000)*, 2003; NIWA, *Mean Monthly Rainfall (1971-2000)*, 2003; SNZ, *2001 Census: Regional Summary*, May 2002, Table 1; 総務省統計局ホームページ

**図表 1-2 ニュージーランドの人口に関する情報<sup>5</sup>**

先住民(マオリ)の人口	53 万人 (全人口の 14%)
在留邦人 (2001 年 10 月現在、外務省調べ)	9,090 人 (うち永住者 3,953 人)
主要都市の人口(周辺地域を含む)	
オークランド地域	107 万人
ウェリントン地域	34 万人
クライストチャーチ地域	33 万人

<sup>5</sup> [資料] Statistics New Zealand, *2001 Census: Regional Summary*, May 2002, Table 1, Table 1a; 2003 年に在オークランド日本国総領事館確認

図表 1-3 ニュージーランドの歴史<sup>6</sup>

紀元前 700 年頃	ポリネシア系移民(先住民マオリ)がニュージーランドに移住。
1642 年	オランダ人アベル・タスマンが南島に到着、Nieuw Zeeland と命名。
1769 年	英国人探検家ジェームズ・クックが到着。
18 世紀末～19 世紀前半	捕鯨、あざらし捕獲、カウリ材(ニスの材料)、亜麻などの積み出しのため西欧人渡来。
1839 年	ニュー・サウス・ウェールズ州(オーストラリア)がニュージーランドを併合。英国からの本格的な入植が始まる。
1840 年	ワイタンギ条約締結、英領植民地となる。
1841 年	ニュー・サウス・ウェールズ州からの独立を宣言。
1842 年	ニュージーランド初の地方自治体ウェリントンが誕生。
1843 年	マオリとの土地をめぐる争いが激化し、22人の移住者と4人のマオリの死者を出したワイロウ虐殺事件が起こる。
1852 年	中央議会、6つの県およびその議会の設置を定めた憲法が公布。
1854 年	オークランドで最初の中央議会が開催される。
1860～1872 年	土地問題をめぐるマオリと移住者との間の激しい対立が続く(マオリ戦争)。
1861 年	南島のオタゴでゴールドラッシュ始まる。
1865 年	ウェリントンへ遷都。
1876 年	県が廃止され、従前の地方自治体を再編して、全国に 63 の農村部地方自治体(カウンティ)と 45 の都市部地方自治体(ミュニシパリティ)が設置される。
1877 年	義務教育の開始。
1882 年	冷凍食肉の輸出が開始。これを契機に牧畜・酪農業が飛躍的に発達。
1890 年	初の普通選挙(男性のみ)で自由党政権が成立。以後 21 年間同党政権が続く。
1893 年	世界で初めて女性の参政権が認められる。
1898 年	老齢年金法成立。世界的に早期に社会福祉制度が整備される。
1907 年	英國連邦自治領となり、自治権が拡大される。
1914～1918 年	第一次世界大戦参戦。
1939～1945 年	第二次世界大戦参戦。

<sup>6</sup> [出典] 財団法人自治体国際化協会シドニー事務所「ニュージーランドの概況及び地方行政事情」(2001 年 2 月) P.2, 3

図表 1-3 ニュージーランドの歴史（続き）

1947 年	英国のウェストミンスター法 <sup>7</sup> に基づき、国家としての主権を確立。
1950 年	上院が廃止され一院制になる。朝鮮戦争に派兵。
1951 年	南太平洋地域の安全保障体制を確立するため、アメリカおよびオーストラリアと ANZUS 条約締結。
1965 年	ベトナム戦争に派兵。
1973 年	イギリスが EEC に加盟。輸入関税の引き上げに伴い、ニュージーランドは農作物の安定した輸出先を失ったため、アジアとの政治的・経済的関係の強化に努める。
	石油危機。以後経済悪化。
1984 年	労働党ロンギ政権成立。大規模な経済改革に着手。
1985 年	核兵器搭載の確認を拒んだアメリカの駆逐艦「ブキャナン」号の入港を拒否。
1986 年	大規模な税制改革を実施し、消費税(GST <sup>8</sup> )を導入。
1987 年	非核・軍縮・軍備管理法成立。
1990 年	ボルジャー国民党政権成立。
1997 年	国民党党首にシップリーが就任。初の女性首相が誕生する。
1999 年	労働党が 9 年ぶりに政権を奪取。首相にクラーク(女性)が就任。
2002 年	クラーク首相率いる労働党が総選挙で勝利。 政権 2 期目を決める。

<sup>7</sup> イギリス連邦内の国に本国と同様の主権を認める法律。

<sup>8</sup> GST: Goods and Services Tax

## 第2節 ニュージーランドの政府構造

ニュージーランドの政府構造は、中央政府と地方政府の2層である。地方政府には「広域自治体」と「地域自治体」の2種類があるが、両者の担当事務は明確に区別され並列の関係に立っている。(詳しくは第2章を参照。)

ニュージーランドは、憲法上、英國女王エリザベス二世を元首<sup>9</sup>とする立憲君主国であるが、実際は慣習法に則り内閣が行政権を行使する。議会は一院制であり、定数は120名、任期は3年である。(図表1-4を参照。)

図表1-4 ニュージーランド中央政府の基本構造<sup>10</sup>

立法府	<p>一院制議会 ＜議員数＞ 120名（小選挙区67名、比例区53名） 〔内訳〕 労働党52名、連合党2名（連立内閣） グリーン党9名（閣外協力） 国民党27名、ACT党8名、ニュージーランド・ファースト党13名、 ユナイテッド・フューチャー党8名、無所属1名（2003年12月現在） ＜任期＞ 3年 ＜選挙制度＞ 小選挙区比例代表併用制</p>
行政府	形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制
司法制度	地方裁判所、高等裁判所、控訴裁判所による三審制 控訴裁判所の判決に不服のある場合は、英國の枢密院司法委員会に上告できる。 ほかに、特定事件を扱う裁判所として、雇用問題を扱う雇用裁判所、結婚・養子問題などを扱う家庭裁判所、17歳以下の刑事事件を扱う少年裁判所、マオリ族の土地問題に関する紛争を扱うマオリ土地裁判所およびマオリ控訴裁判所がある。

<sup>9</sup> 元首はその代行者として、内閣総理大臣の推薦に基づき、総督(任期5年)を任命する。

<sup>10</sup> [参考] Statistics New Zealand, *New Zealand Official Yearbook 2000*, 2000, P.29-33, P.235-237; New Zealand Parliament ホームページ

地方自治体の組織、権限、財源、運営などは地方自治法などが明確に定めている。現行の地方制度は次の 6 つの原則に基づく。

- (a) 中央政府が法律に基づいて全ての地方自治体を設置する。(通常は、個別の設置法ではなく、一般法に基づいて設置する。)
- (b) 法律やその他の法令が地方自治体の権限を規定する。地方自治体は、下位の立法機関として、条例を制定できる。
- (c) 各地方自治体は一定区域を基盤とし、その区域において活動する。
- (d) 全ての地方自治体には、その活動を統括する議会を設置する。
- (e) 地方自治体は、土地に対して課す資産税<sup>11</sup>、供給サービスの対価である使用料・手数料、当該地方自治体が出資し設立した事業体からの配当などを財源とする。
- (f) 全ての地方自治体は、その収支の総額および支出の内容を決定する。

---

<sup>11</sup> 資産税については、第 3 章第 3 節参照。

## 第2章 地方自治体の概況

### 第1節 地方自治体の種類と数

ニュージーランドの地方自治体には、「地域自治体<sup>1</sup>」および「広域自治体<sup>2</sup>」の2種類がある。ギズボーン、ネルソン、タスマンおよびマールボロの4つの地域自治体は、広域自治体の機能も兼ね備えており、「統合自治体<sup>3</sup>」と呼ばれる。これら地方自治体の総数は、2003年現在、86である<sup>4</sup>。

図表2-1 ニュージーランドの地方自治体の種類と数<sup>5</sup>

		北島	南島	合計
地域自治体	シティ	11	4 (1)	15 (1)
	ディストリクト	38 (1)	21 (2)	59 (3)
	小計	49 (1)	25 (3)	74 (4)
広域自治体		8	4	12
合計		57	29	86

(注) 地域自治体の数値には、統合自治体も含まれている。()内は、統合自治体数。

「地域自治体」は、日本の市町村に相当する基礎的自治体で、呼称には「シティ」と「ディストリクト」がある。シティの要件は人口5万人以上であることだが、シティとディストリクトの間で権限の差はない。2003年現在、4の統合自治体を含めて全国で74の地域自治体

<sup>1</sup> Territorial authority

<sup>2</sup> Regional authority.

<sup>3</sup> unitary authority.

<sup>4</sup> 1989年までニュージーランドの自治体の数は200以上あり、その他様々な特別目的地方団体が数多く存在したが、同年、大規模な自治体再編が行われ、小規模な自治体は整理統合され、特別地方公共団体の事務は地域自治体または広域自治体に移譲された。(地方行政改革については、本編第4章参照。)

<sup>5</sup> 2003年12月現在。〔資料〕Local Government New Zealand ホームページ

がある。地域自治体の平均人口は約 5 万人、平均面積は約 3,600km<sup>2</sup>であるが<sup>6</sup>、以下のとおり人口・面積とも地域自治体間の幅はかなり大きい。

図表 2-2 人口・面積が最大・最小の地方自治体（地域自治体）<sup>7</sup>

	人口		面積	
	最大	最小	最大	最小
ニュージーランド (地域自治体)	37 万人 オークランド・シティ <sup>8</sup>	717 人 チャタム・アイランド・ディストリクト	14,538km <sup>2</sup> タスマン・ディストリクト	22km <sup>2</sup> カウエラウ・ディストリクト
オーストラリア	90 万人 ブリスベン (クイーンズランド州)	58 人 シルバートン ビレッジ (ニュー・サウス・ウェールズ州)	38 万 km <sup>2</sup> 東ピルバラ (西オーストラリア州)	1.5km <sup>2</sup> ペパーミント グローブ (西オーストラリア州)
日本	346 万人 横浜市 (神奈川県)	197 人 青ヶ島村 (東京都)	1,408km <sup>2</sup> 足寄市 (北海道)	1.34km <sup>2</sup> 高島町 (長崎県)

一方「広域自治体」は、全国を 12 に区分しそれぞれに設置された広域的な地方自治体であり、環境保全、海岸・河川管理、大規模災害対策など、国土管理に関する広域的事務を処理する。広域自治体は地域自治体の上位団体ではなく、並列的な関係にあり、地域自治体とは異なる機能を補完的に果たしている。

<sup>6</sup> 日本の市町村の平均は、人口約 4 万人、面積 117 km<sup>2</sup>

<sup>7</sup> [資料] Statistics New Zealand, *2001 Census, Regional Summary*, March 2002, Table 1; Local Government New Zealand ホームページ; Australian Local Government Association ホームページ; 市町村自治研究会編集「平成 15 年版全国市町村要覧」(第一法規、2003 年)

<sup>8</sup> オークランドに次いで人口の大きい地域自治体としては、クライストチャーチ (316,224 人)、マヌカウ (283,200 人)、ウェリントン (163,824 人) などがある。

## 第2節 地方自治体の事務

### 1 政府間の事務配分

図表 2-3 は、ニュージーランドの中央政府、広域自治体および地域自治体が処理する主な事務である。

中央政府は、以下のとおり教育、社会福祉、警察および消防に関する事務を処理している。

- ・ 就業前教育から高等教育まで、全段階の教育を中央政府の教育省が管轄し、学校などの各教育機関に直接資金（給与、施設維持費など）を提供する。
- ・ 高齢者福祉のうち、公的年金は労働・所得省が管掌し、施設ケアや在宅ケアに関わる公的サービスは保健省が所管する。
- ・ 警察は、首都ウェリントンにあるニュージーランド警察が統括する。全国を 12 の管区に分け、管区警察本部長が各地域の警察組織を指揮する。
- ・ 消防は、ニュージーランド消防サービスが統括する。全国に 359 の消防区域が設けられ、そのうち 19 区域の消防組織では常勤の消防職員が主体であるが、他の区域ではボランティアの消防団員が主体である。

地方自治体の事務の中には、下水道のように、法によってその処理法が詳細に定められているものがある。

図表 2-3 ニュージーランドの政府間の事務配分<sup>9</sup>

	中央政府	広域自治体	地域自治体
安全保障	外交 防衛 司法 警察/消防	広域的災害対策	災害対策 保健・安全に関する条例の制定
社会資本	国道 国立公園/保護地区 空港 <sup>10</sup>	広域的資源管理 ・海岸、港湾、および、河川管理 ・水質および土壤保全 ・その他環境保全 広域交通計画 公共交通への助成 広域公園	上下水道/ごみ処理/雨水処理 地域交通計画 地方道路/駐車場 都市計画/地域開発計画 建築規制 空港(貨物専門の小規模なもの) /港湾 <sup>10</sup> 公共交通 <sup>10</sup> 交通管理
教育	大学/技術専門校(ポリテック) 公的学校 私立学校への助成 国家資格の認定 就学前教育(幼稚園など)の運営・補助		就学前教育の運営・補助
保健福祉	健康保険/医師免許 公的病院 指定伝染病予防 住宅援助/就業支援 身障者・高齢者に対する給付 児童福祉	汚染規制 伝染病予防	住宅整備 公園 飲食店などの営業許可 飼犬の登録
文化	国立美術館/博物館		各種レクリエーション・スポーツ施設 公園 図書館 地方美術館/博物館
経済	通貨 税関/通商規制 郵便 発電/送電 科学/研究開発 貿易振興		産業振興(情報提供、產品普及など) 林野 <sup>10</sup> 電気供給 <sup>10</sup>

<sup>9</sup> [出典] 自治体国際化協会「ニュージーランドの地方行政改革 1987~1996」(1999年3月) P.25

<sup>10</sup> 現在、中央政府または自治体が全額出資した公社が、これらの事務の全てまたはほとんどを運営する。

## 2 地域自治体の事務

図表 2-4 は、人口 2~3 万人と 9 万人以上の地域自治体について、地域自治体の事務を経常支出額順に掲げたものである。

図表 2-4 地域自治体の経常支出の目的別割合<sup>11</sup>

順位	人口 2~3 万人の 地域自治体		人口 9 万人以上の 地域自治体	
	事務	%	事務	%
1	道路	29.7	道路	15.5
2	上水道	9.5	公園およびレクリエーション	11.2
3	公園およびレクリエーション	8.6	芸術および文化	11.1
4	議会	6.7	下水道	8.3
5	下水道	6.5	上水道	7.6
6	芸術および文化	6.2	ごみ処理	5.5
7	ごみ処理	5.6	議会	4.2
8	ビジネス・ユニット(独立事業単位)事業 <sup>12</sup>	3.4	公共財産(住宅を除く)	3.7
9	資源管理	2.4	資源管理	3.6
10	公共財産(住宅を除く)	1.9	雨水管理	3.1

地域自治体の歳出額の最も大きい事務は道路の整備・管理<sup>13</sup>である。人口規模が小さい地域自治体ほど総歳出額に占める道路費の割合は大きく、1万人未満の地域自治体では、予算の 40%近くを道路費が占める。これに対し、9万人以上の地域自治体では道路費の割合は 16%以下である。

道路以外の各地域自治体に共通する事務としては、公園、スポーツ

<sup>11</sup> 数値は、1998 年度のもの。〔参考〕Local Government New Zealand, 1998/99 Local Authority Database Survey, November 2000, Table 3

<sup>12</sup> ビジネス・ユニット（独立事業単位）事業については、本章 3（6）参照。

<sup>13</sup> ニュージーランドには総延長 11,500km の国道と総延長 85,000km の地方道があり、基本的に国道は中央政府機関 Transit NZ、地方道は地域自治体が建設・管理する。中央政府には、道路管理を担当する Transit NZ とは別に、Transfund という道路財政担当機関が設置されており、国道の建設・管理にかかわる国費の支出のほか、地域自治体に対して地方道の建設・維持費にかかわる補助金を交付している。

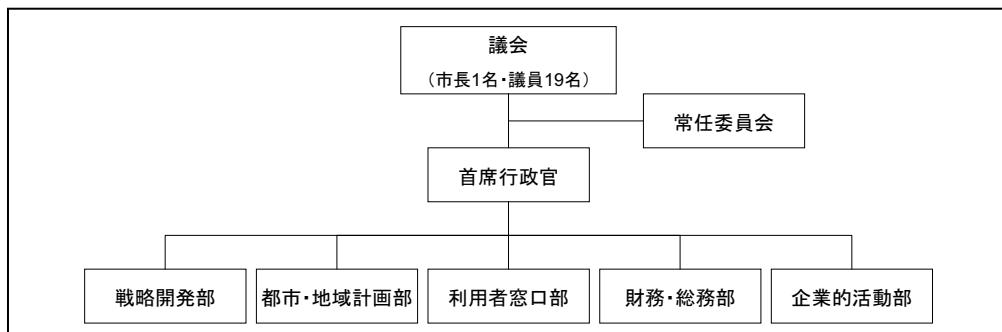
施設、各種ホール、図書館などのコミュニティ施設の設置運営、水道やごみ処理事務の運営管理、土地利用計画の策定および同計画に基づく開発・許可などがある。地域自治体の福祉分野への関与は小さく、年金受給者用住宅の供給、託児所の運営などに限られる。

近年は、地域自治体の事務についても民営化や外部委託が進み、直営のサービス提供は縮小する傾向にある。その一方で、どのような事務を処理するかについて、かなりの裁量が認められるようになったので、地域自治体が民間部門と競合して供給する事務も増えている。

#### <オークランド・シティ地域自治体の事例>

オークランド・シティの人口は367,737人であり、地域自治体では最大である。同自治体の最高意思決定機関は議会であり、その定数は市長（議長）を含め20人である。市長、議員とともに、三年に一度の選挙で公選する。議員は、7の選挙区から選出される。2003年度の報酬は、市長が年額約143,000NZドル、議員が約29,000NZドルである<sup>14</sup>。オークランド地域自治体の組織図は、以下のとおりである。

図表2-5 オークランド地域自治体の組織図<sup>15</sup>



<sup>14</sup> [資料] Auckland City Council ホームページ

<sup>15</sup> [資料] Auckland City Council, *Auckland City 2003 Annual Report*, 2003, P.10 なお、図中の「企業的活動部 (Enterprise Services)」は、駐車場ビルなどの既存事業の管理運営、公益事業の企画・実施、公立企業の統括を行う。

オークランド地域自治体の2003年度の歳入は、約4億5,000万NZドルで、歳入の内訳は、資産税収入が64%、諸収入が23%、その他が16%である。歳出は4億3,200万NZドルで、活動費が3億8,000NZドルと88%を占める。道路・交通がその24%を、地域インフラ整備がその21%を占め、これら2項目で活動費の45%を占める（図表2-6を参照）<sup>16</sup>。

**図表2-6 オークランド地域自治体活動費の目的別構成比<sup>17</sup>**

項目	主な事業内容	構成比
道路・交通	道路の整備、空港・港湾の管理、駅など公共交通施設の整備、駐車場の運営など	24%
地域インフラ整備	地域開発計画の立案・実施、コミュニティセンター・図書館などの管理運営、地域関連団体への助成、老齢者住宅の管理運営、公園の管理など	21%
都市統治	カウンシル運営、情報管理、住民意見聴取（コールセンター運営など）、資産・負債管理など	13%
環境インフラ整備	雨水道の整備・管理、公衆便所・更衣室の整備・管理、ゴミの収集・処理など	12%
芸術・文化・レクリエーション	美術館、博物館、動物園、劇場、ホール、運動場、娯楽施設などの運営、芸術・文化イベント実施など	10%
都市開発	都市環境開発計画の実施、条例・規制の施行・管理など	10%
資産管理	諸施設など、資産の管理	10%
合計		100%

<sup>16</sup> [資料] Auckland City Council, *Auckland City 2003 Annual Report*, 2003, P. 22, 87, 88, 96, 97

### 3 広域自治体の事務

広域自治体は、「資源管理」と総称される次の事務を担当する。

- ・大気、土壤、水質保全などの環境保全
- ・河川および水源の管理
- ・大規模な自然災害、原油流出事故などに関わる防災対策
- ・広域交通計画
- ・海上交通の安全管理および海岸から 12 海里以内の海洋の汚染防止
- ・危険物や危険廃棄物の管理
- ・有害動植物の駆除

#### <カンタベリー広域自治体の事例>

カンタベリー広域自治体区域の総面積は 56,612km<sup>2</sup>で、面積最大の広域自治体である。区域内には、クライストチャーチ市をはじめ、11 の地域自治体がある。2002 年 6 月時点の推定人口は 503,800 人であり、ニュージーランドの総人口の 12.8%を占める<sup>17</sup>。

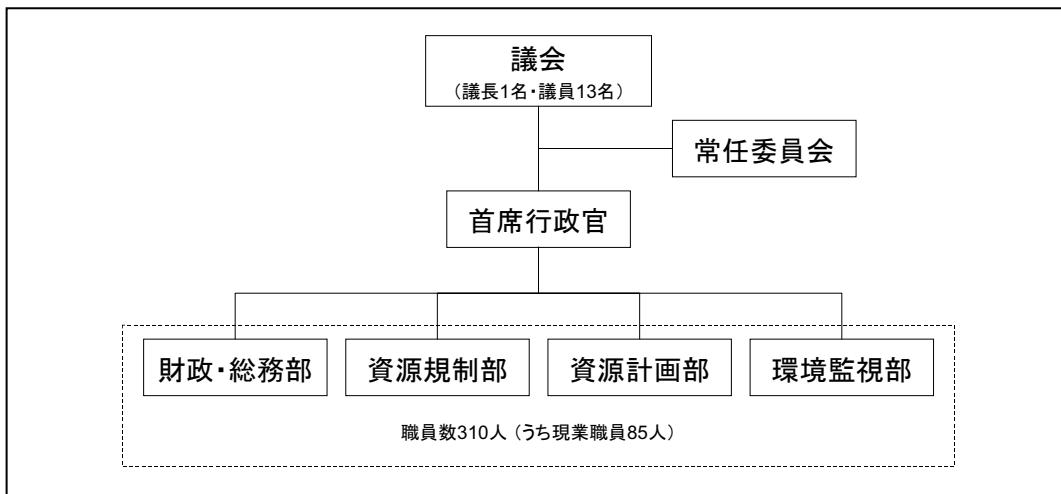
カンタベリー広域自治体の職員数は 310 人であり、そのうち現業職員は 85 人である<sup>18</sup>。同広域自治体の組織は、図表 2-7 のとおりである。

---

<sup>17</sup> [資料] Future Path Canterbury, *Canterbury Profile 2003*, Report no: R03/11, 2003, P.27

<sup>18</sup> 2002 年、カンタベリー広域自治体へのヒアリングより。

図表 2-7 カンタベリー広域自治体の組織図<sup>19</sup>



最高意思決定機関である議会の定数は 14 人で、議員は 8 の選挙区から選出し、議長は議員が互選する。議会は月 1 回開催し、その他常任委員会や地域ごとの連絡会議などもある。

首席行政官<sup>20</sup>は、議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括する。首席行政官は議会が 5 年契約で任用し、他の職員は首席行政官が任用する。2003 年度の報酬は、議長が年額約 115,000NZ ドル、他の議員が約 38,000NZ ドルである<sup>21</sup>。

カンタベリー広域自治体の 2002 年度歳入は約 6,400 万 NZ ドルで、歳入の内訳は資産税収入が 63%、補助金が 23%、利用者負担が 7%などとなっている。

歳出の内訳では、図表 2-8 のとおり「公共交通」が 29%を占め<sup>22</sup>最大である。カンタベリー広域自治体の事務の大部分は、災害対策、環境保全対策、有害動植物の駆除、危険物規制などが占めており、他の広域自治体の場合と同様、「資源管理法」に基づく。

<sup>19</sup> カンタベリー広域自治体へのヒアリング（2002 年）をもとに作成

<sup>20</sup> Chief Executive

<sup>21</sup> [資料] Local Government Elected Members Determination 2003, Schedule 1

<sup>22</sup> 公共交通費の財源のうち 46%は、バス事業に対する中央政府の補助金である。[資料] Environment Canterbury (Canterbury Regional Council), Annual Report 2002-2003, October 2003, P.32~34

図表 2-8 カンタベリー広域自治体の目的別歳出内訳<sup>23</sup>

項目	主な事業内容	歳出 (単位:千 NZドル)	構成比
公共交通	域内バス・サービスの監督・支援(バス事業者への補助、バス・ルート計画、料金体系の検討など)	17,580	29%
自然災害対策	治水計画、河川工事、域内の自然災害対策	9,103	15%
有害動植物駆除	農畜産物に有害な動植物の駆除、それらに関する啓発活動など	8,645	14%
水質保全	広域計画の策定、水質の監視など	8,577	14%
土壤保全	広報事業、ボランティア活動の支援など	4,803	8%
大気保全	大気保全計画の策定、監視、広報事業など	3,657	6%
海岸管理	広域海岸環境保全計画の策定、水質の監視、オイル流出事故対策の検討など	1,591	3%
大規模災害防災対策	広域防災計画の策定、インターネットによる情報提供など	1,463	2%
その他	危険物規制、危険廃棄物の管理、港湾管理など	6,038	10%
うち、内部支出		(647)	▲1%
歳出 計		60,810	100%

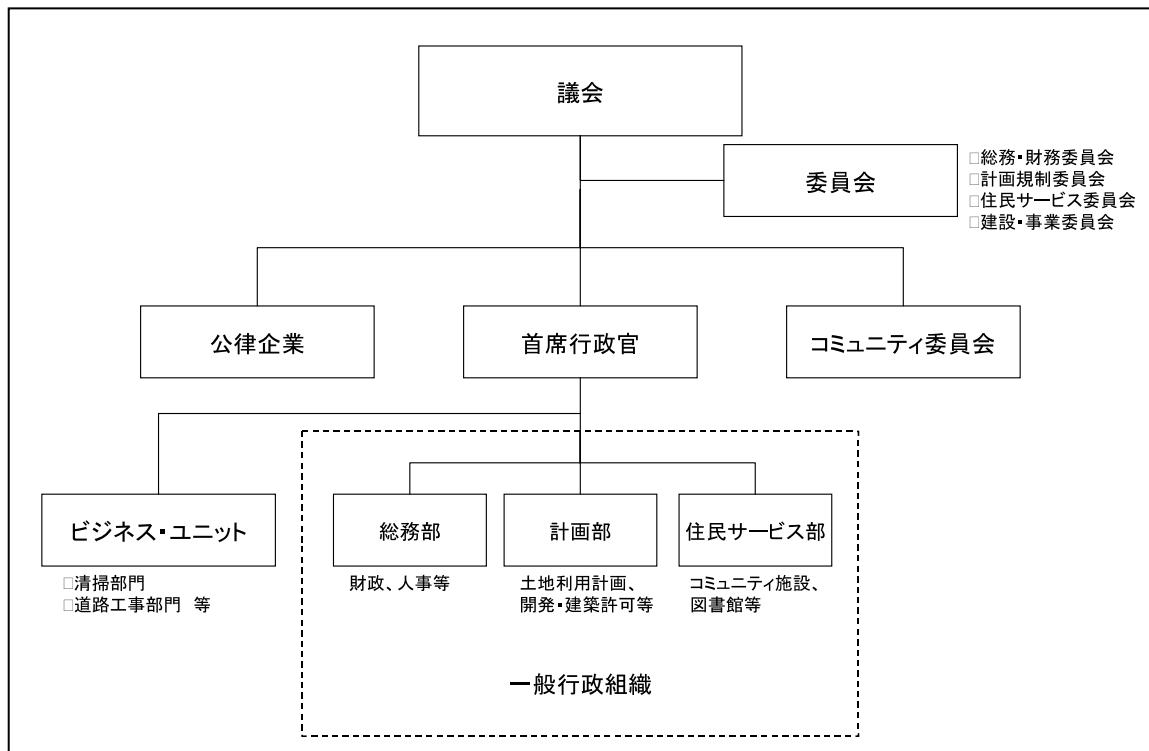
<sup>23</sup> 2002 年度。〔出典〕 Environment Canterbury (Canterbury Regional Council), *Annual Report 2002-2003*, October 2003, P.51

## 第3節 地方自治体の組織

### 1 組織の基本構造

ニュージーランドの地方自治体の組織は必ずしも一様ではないが<sup>24</sup>、地方自治体組織の構造の典型例として図表2-9を示す。

図表2-9 ニュージーランドの地方自治体組織例



ニュージーランドの地方自治体の最高意思決定機関は「議会」である。議長（市長）<sup>25</sup>は、対外的に地方自治体を代表する。執行機関の最高責任者は、議会が任命する「首席行政官」である。地方自治体の組織には、一般行政組織としての各部局のほか、コミュニティ・レベルの下部組織である「コミュニティ委員会」、地方自治体の企業的活動を担当する「ビジネス・ユニット（独立事業単位）」や「公律企業」

<sup>24</sup> 例えば、「ワン・ストップ・サービス・センター（総合窓口）」に権限を委譲したり、逆に資産や活動の種別ごとに機能を集中化するなど、様々な形態が試みられている。

<sup>25</sup> 地域自治体の議長は Mayor（市長）、広域自治体の議長は Chairperson。

などがある。以下、これらの機関の概要を説明する。

## 2 議会および議長

### (1) 役割

「議会」は、地方自治体の意思決定機関として政策の基本方針および予算を決定し、その決定に基づき政策を執行する首席行政官を任命する。

議長の役割は議会を代表するとともに、対外的に地方自治体を代表することである。

なお、地域自治体と広域自治体の機能を併せ持つ「統合自治体」の組織は、基本的に地域自治体と同じで、議会は 1 つ、首席行政官も 1 人である。

### (2) 選出方法

議員定数は、地域自治体は 6 人以上 30 人以下、広域自治体は 6 人以上 14 人以下と地方自治法が定めている。各地方自治体は、この範囲内で定数を自由に決められるが<sup>26</sup>、3 年ごとに見直すことが義務づけられる。

人口 2 万人未満の地域自治体は、その区域全体で選挙を行うか複数の選挙区に分けて行うかを各地域自治体が選択できるが、人口 2 万人以上の場合は複数の選挙区を設けて選挙を行わなければならない。広域自治体は、選挙区を設けて選挙を行う。各地方自治体は、選挙の前の年に議員の定数および選挙区割の見直しを行う。

議長は、地域自治体では公選、広域自治体では議員の互選により選出する。

議員および議長の選挙制度は、議会が相対多数当選制と単一移譲投票制から選択する<sup>27</sup>。18 歳以上で選挙人名簿に登録している住民のほ

---

<sup>26</sup> 2003 年 5 月現在、クライストチャーチ市の議員数が最も多く、議長を含め 25 人である。

<sup>27</sup> Local Electoral Act 2001 第 5 条および第 27 条。相対多数当選制、単一移譲投票制はそれぞれ、first-past-the-post、single transferable vote。選挙制度については第 1 編第 2 章第 5 節の「参考 オーストラリアの投票制度」を参照。

か、地方自治体区域外の住民でも当該地方自治体への資産税の納税者であれば投票権が認められる。資産税を納める企業にも投票権が認められ、当該企業を代表する者が投票を行う。

投票は任意であり、地方自治体選挙の平均投票率は48～55%である。大都市の地方自治体では投票率が低い傾向にある。南島の投票率は北島のそれを上回る。

投票は郵送のみで行われ、投票日のおよそ1週間前に選挙人に投票用紙を郵送する。

任期は、議員および議長とも3年で、選挙は3年ごとに10月の第2土曜日に全地方自治体で一斉に行う。2001年の統一地方選挙における平均投票率は、地域自治体の市で45%、区で57%、広域自治体で49%であった<sup>28</sup>。

議員や議長の属性について、2001年の統一地方選挙の当選者を対象にニュージーランド地方自治体協会が実施した調査の結果を以下に示す。

図表2-10 2001年統一地方選挙当選議員の内訳<sup>29</sup>

項目	内訳
性別	男性：72.9% 女性：27.1% (地域自治体の長は、男性62人、女性12人。)
人種別	ヨーロッパ系：92.1% マオリ系：5.3% 南太平洋系：0.5% その他(中国系、インド系など)：2.0%
年齢別	25歳以下：0.2% 41～45歳：9.7% 26～30歳：0.2% 46～50歳：20.6% 31～35歳：4.0% 51歳以上：63.4% 36～40歳：4.0%

<sup>28</sup> [資料] Department of Internal Affairs, *Local Authority Election Statistics 2001*, 2003, P. 24, Table 7.1

<sup>29</sup> 回答数940人。Local Government New Zealand調べ

地方自治体の議会では、国会と異なり政党色が比較的薄い。拘束力の強い党派ができるることは稀で、事案ごとに同じ意見の議員が連携するというケースが一般的である。ただし、オークランド、クライストチャーチおよびウェリントンの3大都市では、全国政党の擁立する候補者が出馬することも多い。

### (3) 報酬

議員や長の報酬の上限額は、地方自治体の規模に応じて地方自治大臣が定める。(図表 2-11 を参照。) 議員の報酬額は、長に比べると少ない。

**図表 2-11 地域自治体の長および議員の報酬上限額(年収)<sup>30</sup>**

(単位 : NZ ドル)

人口規模	長	議員
2万人未満	45,450	3,400
2~5万人	56,810	6,130
5~7万人	70,440	9,990
7~15万人	81,800	13,640
15万人以上	94,320	15,900

### (4) 議会の運営

地方自治体の議会は、資産税の決定、条例の制定、借入れの決定などを除いたものについて、委員会を設置し事務を委任することができる。各委員会の委員<sup>31</sup>は議会が任命する。全ての委員が議員である必要はないが、地方自治体の職員は委員になることができない。

地方自治法は、常任委員会、特別委員会および共同委員会の3種類の委員会について規定する。このうち共同委員会は、例えば広域廃棄

<sup>30</sup> 2000年6月現在。〔資料〕Local Government (Local Authorities Salaries and Allowances) Determination 2001, Schedule 1, Part 1

<sup>31</sup> 定数は3人。Local Government Act 2002 第33条

物処理場の運営、水資源管理などの共通課題を検討するために、他の地方自治体や公的機関と共同で設置するものであるが、実際に設置された例は少ない。

議会および議会の委員会の会議は公開で行うことが原則で、秘密会とすることができますの事項は地方自治公的情報および会議法<sup>32</sup>が規定する。

#### (5) 地方自治大臣による議会の執行停止

地方自治大臣は、地方自治体の議会が法律に基づく義務を長期にわたり果たしていないとき、地方自治体の財産を著しく不当に管理していることが明らかなとき、または意思決定のプロセスが著しく不適切であるときは、審査会を設置し、その審査結果に基づいて当該地方自治体議会の全ての権限を代行する執行官または執行委員会を設置することができる。当該議会の議員は、選挙により新たな議員が選出されるまではその職に留まるが、議員としての権限を行使することはできない。

住民は、地方自治大臣に対して調査を行うように要望できるが、議会の解散を直接請求することはできない。

1989 年の地方行政改革以降、地方自治大臣が議会の執行を停止した例は、2000 年に 1 件<sup>33</sup>あるのみである。

### 3 首席行政官

「首席行政官<sup>34</sup>」は、議会が任期を定めた契約に基づいて任命し、地方自治体の行政執行の最高責任者として、議会の行った決定に則し

---

<sup>32</sup> Local Government Official Information and Meetings Act 1987

<sup>33</sup> 1999 年に Rodney District Council 議員の間で起きた政治的紛争の収拾がつかず、2000 年 3 月に議長を含む 6 人の議員が辞職した。その半月後、地方自治大臣が「議会が適切に機能することは不可能である」として同議会の執行を停止した。〔資料〕 W Thompson, ‘Mr Fixit Supplants Sacked Rodney Council’, *The New Zealand Herald (NZH)*, 11 April 2000; 同‘Mayor and Councillors Walk Out’, *NZH*, 22 March 2000 など

<sup>34</sup> Chief Executive Officer。Chief Executive, City Manager, District Manager, General Manager などの職名の場合もある

て当該地方自治体の事務を執行する。任期は 5 年以下であり、5 年経過後は再検討を経て 2 年まで契約を延長できるが、この 2 年が経過した後は再び公募しなければならない。議会が任命する職員はこの首席行政官のみで、他の職員は全て首席行政官が任免する。

具体的な行政運営や職員人事は専ら首席行政官が担当し、議会は介入しないのが原則である。しかし、現実的にサービス供給の運営に関してはなかなか首席行政官に任せ切れないという議員も少なくない。このため、首席行政官と議員との間に摩擦が生じることもあり、1989 年から 1994 年までの 5 年間に、86 のうち 36 の地方自治体で首席行政官が交代した。

#### 4 その他の職員

2002 年現在、ニュージーランドの地方自治体の職員総数は 16,654 人である<sup>35</sup>。

うち統合自治体を含む地域自治体の職員総数は 14,462 人で、1 団体当たり平均職員数は約 195 人である。最も職員数が多いのはオークランド市の 1,324 人で、次いでクライストチャーチ市の 1,267 人、ウェリントン市の 1,153 人となる。一方、地域自治体約の 3 分の 1 は職員数が 50 人未満である。

広域自治体の職員数は概ね 100～400 人程度で、総数は 2,192 人である。

これら地方自治体が直接雇用している職員に公律企業<sup>36</sup>などの地方自治体に密接に関連する組織の労働者約 16,000 人を加えるとニュージーランドの地方自治体関係労働者数は約 3 万 5,000 人で、全労働者の 1.8% を占める。

「1991 年雇用契約法<sup>37</sup>」が制定されて以来、労働協約から個別契約へのシフトが顕著に進み、勤務条件が個別契約により定められる職員

---

<sup>35</sup> Local Government New Zealand 調べ

<sup>36</sup> 第 2 章第 3 節 6 (2) 参照。

<sup>37</sup> Employment Contracts Act 1991

の割合が増えた。特に、幹部職員の任用は首席行政官の場合と同様、業績に基づく 5 年以下の短期契約を締結するのが一般的であり、大規模な地方自治体では全管理職の任用に契約制を採用しているところも多い<sup>38</sup>。

給与に関しては、ほとんどの地方自治体が個々の職員の業績に基づく昇給を行っている。

## 5 コミュニティ委員会

「コミュニティ委員会<sup>39</sup>」は、地域自治体内の一定の区域を基礎として設置され、以下の事務を行う。

- ・ 地域自治体が付託した事項または当該コミュニティ委員会にかかわりのある事項について検討し、その結果を報告すること。
- ・ 当該区域内の道路、上下水道、公園、レクリエーション施設、コミュニティ活動および交通管理に関する意見を述べること。
- ・ 地域自治体の予算編成過程において、当該区域に関わる支出に対する意見書を提出すること。
- ・ 当該区域内のコミュニティ組織および各種営利団体と意見を交換すること。
- ・ その他、地域自治体から委任された事務を処理すること。

この制度は、地域住民の声を地方自治体運営に反映することは重要であるという考え方に基づいて導入された<sup>40</sup>。制度導入直後の 1990 年には、当時 73 あったうちの 49 の地域自治体で、計 159 のコミュニティ委員会が設置された<sup>41</sup>。

コミュニティ委員会は地域自治体の下部組織であり、その財源は全

---

<sup>38</sup> ただし、1999 年 12 月の総選挙により労働党が 9 年ぶりに政権の座に就いてからは、労働組合の影響力が再び強まる兆しが見られる。

<sup>39</sup> Community Board

<sup>40</sup> 1974 年地方自治法は、自治体の区域内の一定の区域を基礎とする「コミュニティ自治体 (community council)」の制度を定めていたが、1989 年のコミュニティ委員会制度の導入に伴い、この制度は廃止された。(第 4 章参照)

<sup>41</sup> 2001 年現在の数は、47 地域自治体で同委員会数 146。

て議会が議決する。地域自治体は、借り入れ、財産の保有、職員の人事などを除いた権限の一部を委任できるが、実際にコミュニティ委員会に委任する権限は地域自治体により異なる。

コミュニティ委員会が設置される区域は、国の機関である「地方行政委員会<sup>42</sup>」の同意を事前に得た上で、議会が議決する。以下の 3 つの場合に、区域の設置を議会に発議できる。

- ① 当該区域の有権者の 15%以上<sup>43</sup>から同意を得た場合。
- ② 最低 6 年ごとに行う選挙制度の見直しの際。
- ③ 地方行政委員会が指示した場合。

コミュニティ委員会は、6 人以上 12 人以内で構成し、委員の半数以上は住民の直接選挙により選出、残りは議会が任命する。議会は、3 年ごとに公聴会の手続を経て、コミュニティ委員会の設置の可否および各委員会の定数を見直すことができる。

## 6 企業的活動を行うための組織

### — 「ビジネス・ユニット（独立事業単位）」と「公律企業」

中央政府は、1980 年代に主要国営事業の企業化<sup>44</sup>が成功したことを受け、一連の法律を改正し地方自治体が会社組織として事業を運営することに対する規制を大幅に緩和した。また、地方自治体が各種サービスの供給形態を決定するときは株式会社、合弁事業、信託、外部委託など、様々な選択肢十分に検討すべきことを地方自治法で規定した。

その結果、企業的事業については、一般の行政組織とは異なる組織で処理する地方自治体が急増した。その代表的な組織形態が、次に述べる「ビジネス・ユニット」と「公律企業」である。1989 年までは、地方自治体サービスの 70%を内部部局の直営により供給していたが、直営比率は 1994 年までに 26%に低下し、ビジネス・ユニット（独立

<sup>42</sup> Local Government Commission

<sup>43</sup> 区域人口が 1,500 人未満の場合は 100 人以上。

<sup>44</sup> Corporatisation

事業単位)によるものが34%、公律企業によるものが8%を占めるようになった。収益が期待できる事業の場合は公律企業、収益は必ずしも期待できないがより透明性の高い方法で運営することを目的とする場合はビジネス・ユニット(独立事業単位)を選択する傾向が強い。

### (1) ビジネス・ユニット

「ビジネス・ユニット」は、地方自治体組織の一部門であり、その職員は地方自治体が任用する。独立採算の事業単位として組織的・会計的に地方自治体の他組織とは明確に区別し、当該地方自治体内の他部局や地方自治体外の機関と契約を締結してサービスを供給する。

地方自治法には、ビジネス・ユニットについて明確な定めはない。だが、「地方自治体は、(その事務を処理することを目的として)会社、信託、合弁事業その他いかなる形態の団体の設立および運営に参加することができる」と規定しているので、ビジネス・ユニット形態でのサービス供給も当然認められると解されている。

### (2) 公律企業<sup>45</sup>

「公律企業」とは、一般的には地方自治体が株式を過半数以上保有する会社のことをいう。また、地方自治体が利潤を追求する目的でかかわっている団体の場合、組織形態を問わず地方自治体が30%以上の株式を持つものおよび地方自治体が経営責任者の任命権を有するものも公律企業と呼ぶ。2003年5月現在、170の公律企業を設立し、上下水道、ごみ収集処理、資産管理、林野管理、道路維持管理など、幅広い分野のサービスを提供している。

地方自治法は、公律企業の設立や同団体への業務移管の手続および経営基本原則などに関して詳細に定めている。

---

<sup>45</sup> 2002年の地方自治法改正に伴い、それまでの自治体事業体(LATE: Local Authority Trading Enterprise)が公律企業(Council-Controlled Organisation)に改名された。

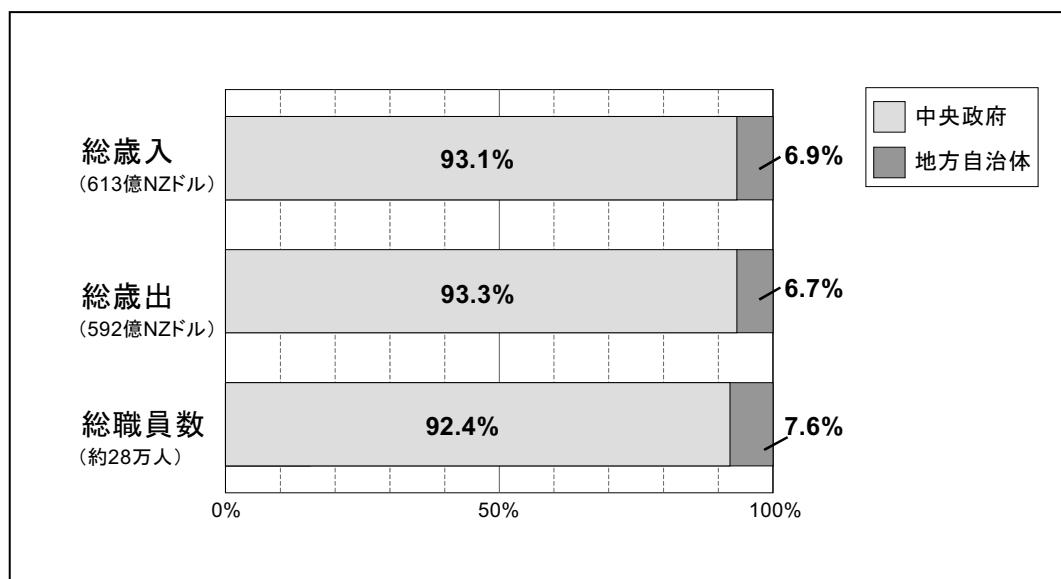
## 第3章 地方自治体の財政

### 第1節 地方自治体財政の規模

#### 1 地方自治体財政の規模

図表3-1のとおり、公共部門全体に占める地方自治体歳入および歳出の割合は約7%、職員数の割合は8%未満と、いずれも小さい。これは、ニュージーランドでは中央政府の役割が地方自治体に比べ極めて大きいことを反映している。

図表3-1 公共部門全体における各政府の総歳出入・職員数の比率<sup>1</sup>



<sup>1</sup> 岁出入は2002年度、総職員数は2002年現在の数値。〔資料〕New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand*, September 2004, P.24; Statistics New Zealand, *Local Authority Statistics: June 2004 quarter*, 2004, Table 9; State Services Commission, *Human Resource Capability Survey of Public Service Departments as at 30 June 2002*, November 2002, P.3など

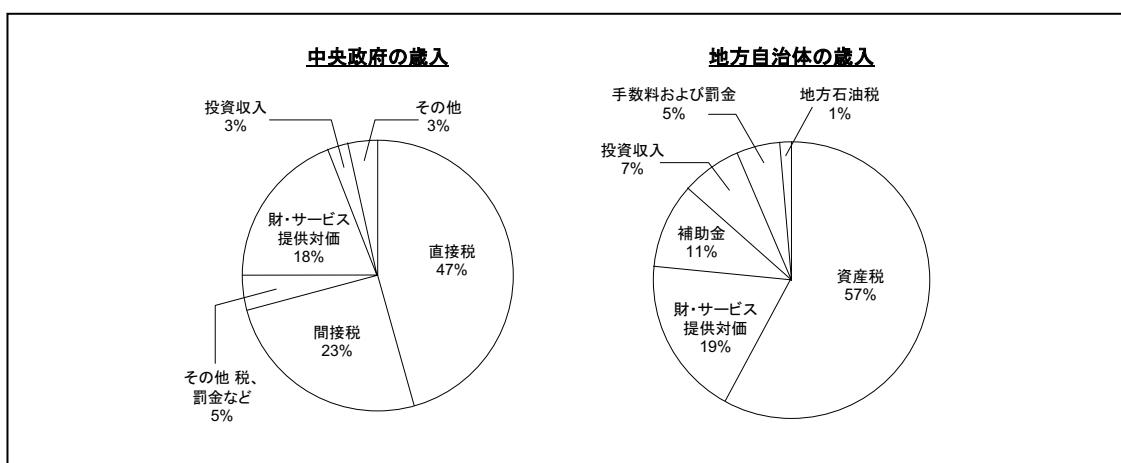
## 2 中央政府および地方自治体の歳入内訳

図表 3-2 は、中央政府および地方自治体の 2002 年度の歳入内訳を表している<sup>2</sup>。

中央政府の歳入の 47%が直接税、23%が間接税であり、その他税、罰金を含めると税収が歳入の 75%を占める。主な税として、所得税、消費税<sup>3</sup>、法人税がある。

地方自治体では、その歳入の 57%を資産税が占める。

図表 3-2 2002 年度中央政府・地方自治体歳入内訳<sup>4</sup>



<sup>2</sup> 2002 年度の中央政府の歳入は 570 億 3 千万 NZ ドル、地方自治体の歳入は 42 億 5 千万 NZ ドルである。なお、地方自治体の歳入には、中央政府からの補助金も含まれている。

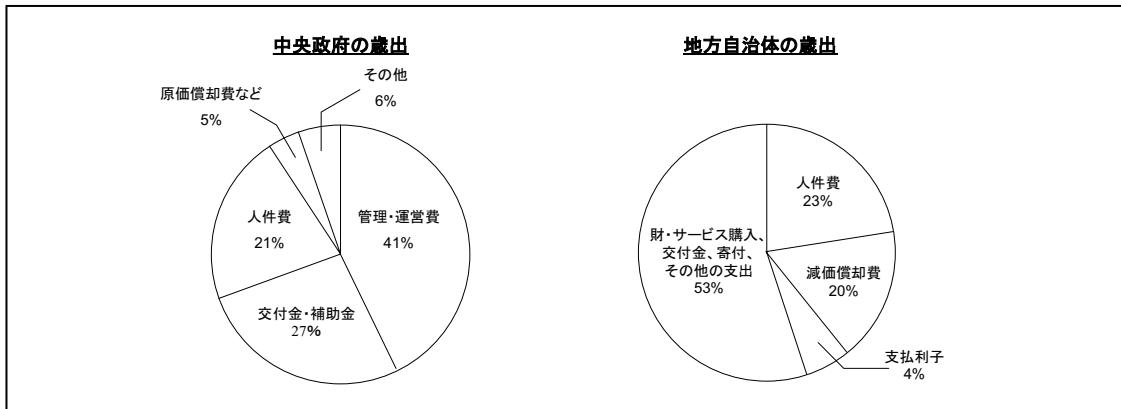
<sup>3</sup> GST: Goods and Services Tax

<sup>4</sup> [資料] New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand*, September 2004, P.24; Statistics New Zealand, *Local Authority Statistics: June 2004 quarter*, 2004, Table 9

### 3 中央政府および地方自治体の歳出内訳

図表 3-3 は、中央政府および地方自治体の 2002 年度の性質別歳出内訳を表している。

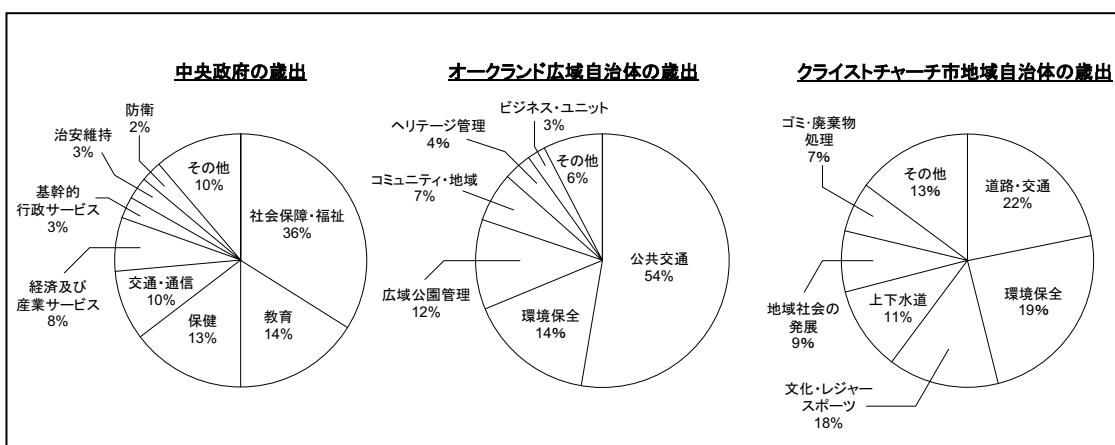
図表 3-3 2002 年度中央政府・地方自治体性質別歳出内訳<sup>5</sup>



図表 3-4 は中央政府、オークランド広域自治体およびクライストチャーチ市地域自治体の 2002 年度の目的別歳出内訳を表している。社会保障・福祉、保健および教育の 3 項目が中央政府の歳出の 3 分の 2 を占める。オークランド広域自治体では、公共交通と環境保全の 2 項目が歳出の 7 割を占める。他の広域自治体でも、これら 2 項目の歳出に占める割合は大きい。クライストチャーチ市地域自治体では、道路・交通、上下水道および環境保全に関する支出が同地域自治体歳入の過半数を占めるが、これは他の地方自治体においても同様である。

<sup>5</sup> [資料] New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand*, September 2004, P.24; Statistics New Zealand, *Local Authority Statistics: June 2004 quarter*, 2004, Table 9 なお、2002 年度の中央政府の歳出は 552 億 2 千万 NZ ドル、地方自治体の歳出は 40 億 3 千万 NZ ドルである。

図表 3-4 2002 年度中央政府・地方自治体目的別歳出内訳<sup>6</sup>



<sup>6</sup> [資料] New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand*, September 2004, P.25; Auckland Regional Council, *Auckland Regional Council Annual Report 2003*, 2003, P.74; Christchurch City Council (CCC), *CCC Annual Report 2003*, December 2003, P.18, 46 なお、オークランド広域自治体の歳出のうち、コミュニティ・地域とは、コミュニティ活動支援、地域の統治、土地開発計画などであり、クライストチャーチ市地域自治体の歳出のうち、地域社会の発展とは治安維持・緊急対策、住宅供給、住民の地域行政への参加、都市・地域開発などである。

## 第2節 地方自治体の歳入構成

中央政府の税収は所得税、消費税、法人税など、様々な税からなるが、地方自治体の税は土地に対する「資産税(Rate)」のみである<sup>7</sup>。前々ページ図表3-2のとおり、この資産税が地方自治体歳入の57%を占める最も重要な財源となっている。(資産税制度については、本章第3節を参照。)

ニュージーランドの地方制度には、「地方自治体はその財源の大部分を自ら調達する責任を負う」という基本原則がある。1985年度には中央政府交付金が地方自治体歳入の20%を占めたが、2001年度には10%まで縮小しており、中央政府から地方自治体への交付金の割合は長期的に見ても減少傾向にある。

なお、地方自治体は議会の議決に基づいて借り入れを行う権限を有するが、借り入れは全て「借り入れ計画<sup>8</sup>」に従って行われなければならない。同計画は、当該地方自治体の借り入れに関し、利率、借入金総額、償還期限、償還方法などについて指針を与える。

---

<sup>7</sup> ただし、国の税務当局が地域自治体に代行して徴収し、課税主体である自治体に配分する「地方石油税」がある。同税の総収入は、2001年度で2,630万NZドルである。

<sup>8</sup> Borrowing Management Policy. 第4章第3節4参照。

### 第3節 資産税制度の概要

ニュージーランドの地方自治体は、その主要な財源である「資産税」を土地の評価額を基準としてその所有者から徴収する。

地域自治体は、土地評価額を基準に課す「普通資産税」のほか、上下水道やごみ収集などの特定サービスの対価として徴収する「目的別資産税」、一地所当たり一定の額を一律に徴収する「統一年間使用料」など、数種類の資産税を課すことができる<sup>9</sup>。

広域自治体が賦課する資産税には、「広域普通資産税」、「広域事業サービス資産税」、「水源委員会普通資産税」などがあり<sup>10</sup>、広域自治体または地域自治体が徴収する<sup>11</sup>。

資産税の課税対象となる資産の評価は、一般的には「更地価値」に基づいて行うが、家屋が存在する状態での市場価格に基づく「資産価値」、更地価値と資産価値を組み合わせた「混合価値」、当該土地を賃貸した場合に得られると想定される地代額に基づく「地代価値」を基準とすることもできる<sup>12</sup>。

土地評価は、「土地評価鑑定官<sup>13</sup>」が作成する「資産税評価基準<sup>14</sup>」に基づいて3年ごとに実施する。実際の評価実務は、以前は「ニュージーランド土地評価局<sup>15</sup>」が直接行ったが、1998年に同局の評価実務部門が民営化され、現在は同部門を含め数社の民間評価会社に委託している。

---

<sup>9</sup> 普通資産税、目的別資産税、統一年間使用料は、それぞれ General Rates, Separate Rates, Uniform Annual General Charge。

<sup>10</sup> 広域普通資産税、広域事業サービス資産税、水源委員会普通資産税は、それぞれ Regional General Rates, Regional Works and Services Rates, Catchment Board General Rates.

<sup>11</sup> 2002年の地方自治法改正に伴い、地域自治体は広域自治体の資産税の一括徴収をする義務がなくなった。これを受けて、現在は広域自治体の半数が直接徴収を行っており、残りが地域自治体に徴収を委託している。

<sup>12</sup> それぞれ Land Value, Capital Value, Mixed Value, Rent Value. 2003年現在、「更地価値」を基準にしている自治体が全体の約60%、「資産価値」が約40%であり、「混合価値」を採用している自治体は非常に少なく、「地代価値」を採用しているのはオークランド市のみである。

<sup>13</sup> Valuer-General

<sup>14</sup> Rating Valuation Rules

<sup>15</sup> Valuation New Zealand

各地方自治体は、地方自治体の歳出予算総額から資産税以外の歳入の合計額を差し引いて、徴収すべき資産税の総額を算出する。そして、その総額を課税標準で按分し、個々の納税者に賦課する資産税の額を決定する。地方自治体の規模や財政、提供するサービス水準により、地方自治体間の資産税負担額<sup>16</sup>には大きな差がある。ほとんどの地方自治体が歳入の 50%以上を資産税で賄っているため、各地方自治体は資産税の決定のプロセスで住民アンケートを行うなど、住民の意見を反映するための努力を行っている。

---

<sup>16</sup> 資産税額の決定については自治体により土地の分類、評価方法など異なるため、単純に比較することはできない。ちなみに 2003/04 年度予算において、オークランド・シティ（人口 367,737 人、2001 年現在）の歳入のうち資産税の割合は 69%、資産税収入総額は 4 億 1870 万 NZ ドルで、普通資産税の最低額は 0 NZ ドル、最高額は 130 万 NZ ドル。デュネディン・シティ（人口 114,342 人 2001 年現在）の歳入における資産税の割合は 51%、資産税収入総額は 6639 万 9 千 NZ ドルで、普通資産税の最低額は 5 NZ ドル、最高額は 44 万 7337.55NZ ドル。

## 第4章 地方行政改革

### 第1節 1989年地方行政改革前的地方制度

ニュージーランドの地方制度は、英国の制度をモデルに構築された。1876年に当時10あった「プロビンス（県）<sup>1</sup>」を廃止したことを除けば、1989年に抜本的な改革を行うまで基本的な構造に大きな変化はなく、都市部地方自治体と農村部地方自治体との区分など、英國の地方制度の特色が多く見られた。

県は、1852年憲法により設置されたが、交通通信手段の発達に伴い全国的な見地から国土開発を推進することが容易になったため、1876年に廃止された。県の廃止後、全国は63の「カウンティ<sup>2</sup>（郡）」と36の「ミュニシパリティ<sup>3</sup>（市）」に区分された。ミュニシパリティは、比較的都市化が進んだ地域の地方自治体で、シティ、バラ<sup>4</sup>などと呼ばれた。1920年までに、カウンティとミュニシパリティの数は、それぞれ129と117に増加した。また、特定の行政事務を担当する特別目的地方団体として、道路委員会、港湾委員会、河川委員会、教育委員会、病院委員会などが設置された。これら特別目的地方団体<sup>5</sup>の数は、1989年までに500に達した。

1963年に初の広域的地方団体「オークランド広域団体<sup>6</sup>」が設立され、その後1974年地方自治法に基づき他の多くの地域でも「広域自治体連合<sup>7</sup>」が設立された。広域自治体連合の議員は公選ではなく構成する地方自治体により任命され、財政ももっぱら構成地方自治体に依存した。また、住民と地方自治体との中間に位置する行政主体として、

---

<sup>1</sup> Province

<sup>2</sup> County

<sup>3</sup> Municipality.

<sup>4</sup> City および Borough

<sup>5</sup> Special purpose authority

<sup>6</sup> The Auckland Regional Authority

<sup>7</sup> Regional United Council

「コミュニティ自治体」および「地区コミュニティ自治体」<sup>8</sup>の制度が1974年に導入されたが、いずれも広く採用されることはなかった。

---

<sup>8</sup> コミュニティ自治体と地区コミュニティ自治体は、それぞれ Community Council, District Community Council

## 第2節 1988–1989年地方行政改革

1984年の経済危機を引金に、当時の労働党政権は公共部門も含めたニュージーランド経済全体の改革を進めた。その一環として、地方自治体の事務、組織構造、財源、運営責任その他の地方制度全般に渡る抜本的な見直しを行った。地方自治体合併案を含む全ての改革案を、1988年7月から1989年7月までの短い期間で策定、法制化し、そのほとんどを1989年11月1日から施行した。以下がその主な内容である。

### 1 地方自治体の再編成

従来の各種の地方自治体を、次の2つのタイプに整理した。

- (a) 「地域自治体」 広範な事務を処理する多目的地方団体
- (b) 「広域自治体」 資源管理<sup>9</sup>を主たる事務とする広域地方団体

それに伴い、従来のカウンティとミュニシパリティのような都市部地方自治体と農村部地方自治体の制度的な差異を無くし、広域的地方団体の制度も「広域自治体」に一元化した。また、ほとんどの特別目的地方団体を廃止し<sup>10</sup>、その機能は「地域自治体」や「広域自治体」が吸収した。これらの再編を通じて、従来に比べ簡潔な地方制度が成立するとともに、小規模な地方自治体の統合が進み、地方自治体の総数は241から86に減少した。

---

<sup>9</sup> 「資源管理」とは、広い意味での国土管理に関する事務で、環境保全、海岸・河川管理、大規模災害対策などが含まれる。

<sup>10</sup> その結果、500あった特別目的地方団体は6団体に減少した。

図表 4-1 1989 年合併前および合併後の地方自治体の数<sup>11</sup>

地方自治体の種類	1989年 合併前	1989年 合併後	2003年 現在
地域自治体 <sup>12</sup> (うち統合自治体)	219 (0)	74 (1)	74 (4)
広域自治体 <sup>13</sup>	22	12	12
計	241	86	86

## 2 地方自治体事業体の設立

地方自治体事業体 (LATEs: Local Authority Trading Enterprises) は、1989 年地方自治改正法<sup>14</sup>によって設立した。地方自治体事業体設立の目的は、水・エネルギー源供給や公共交通機関などの公益事業に競争力のある運営をさせることである。

地方自治体事業体は中央政府の国有企业<sup>15</sup>と類似しており、主として地方団体が所有し役員が運営する企業である。地方自治体事業体は、翌年の業績目標・指針を説明した企業目的報告書<sup>16</sup>を株主である地方自治体と協議の上で作成する義務を持つ。目標に対する業績は、地方自治体事業体の次回の年次報告書<sup>17</sup>で報告する。

なお、地方自治体事業体は、2002年の地方自治法改正に伴い効率企業 (Council-Controlled Organisation) に改名されている。

## 3 年次計画書および年次報告書の義務化

住民に対する地方自治体のアカウンタビリティの向上を図るため、「年次計画」および「年次報告」の策定を地方自治体に義務づけた。

<sup>11</sup> [資料] BTW Andersen and KJ Norgrove, *Local Government Reform in New Zealand 1987 – 1996*, Centre for Research in Public Management, University of Auckland, P.22; Local Government New Zealand ホームページ

<sup>12</sup> 1989 年合併前についてはシティ、バラおよびカウンティ、合併後についてはシティおよびディストリクトを含む。

<sup>13</sup> 1989 年合併前については広域自治体連合を含む。

<sup>14</sup> Local Government Amendment Act 1989

<sup>15</sup> State-owned enterprises

<sup>16</sup> Statement of Corporate Intent

<sup>17</sup> Annual Reports

### (1) 年次計画<sup>18</sup>

年次計画には、住民と円滑な協議ができるよう、以下の項目に関し、当該年度<sup>19</sup>の具体的な内容を、翌年度および翌々年度の見通しを記述する。

- 導入予定の重要な政策、その目的および達成されるべき成果
- その成果を達成するために必要な業務の内容および範囲
- 各業務の達成目標
- 必要な資源および予想コスト(資本収益および減価償却費を含む)
- 財源の内訳
- 資産税の賦課方針

年次計画は、特別協議手続きを経て、毎年度遅くとも9月末までに議会の議決により決定する。

### (2) 年次報告<sup>20</sup>

各地方自治体は、年次計画で掲げた政策、業務、施策、達成目標、予算、および、財源の実績に関する報告書を年度終了後から5ヶ月以内(すなわち11月30日まで)に作成し、議会の議決を経ることが義務づけられる。報告書には、計画目標と実績との比較を行うことが求められ、また、監査を経た財務諸表も記載しなくてはならない。

## 4 首席行政官の設置

議会と首席行政官との役割分担の明確化を図り、議会の役割を「政策の形成」、「予算の統制」および「行政運営の監視」の3つに集中、それ以外の行政運営の責任は首席行政官に一元化した。また、首席行政官の役割に、次の2つの責務を課した。

- (a) 健全な地方自治体運営<sup>21</sup> :

---

<sup>18</sup> Annual Plans

<sup>19</sup> 年度の始期は7月1日。

<sup>20</sup> Annual Reports

- 議会が議決した事項を実施すること
  - 議會議員およびコミュニティ委員会委員に対し助言すること
  - 委任、賦課または授権された事務、義務および権限を適切に処理・執行すること
  - 当該地方自治体の業務および計画を効果的・効率的に運営すること
- (b) 職員管理<sup>22</sup> :
- 職員の任免を行うこと
  - 職員の勤務条件に関する交渉を行うこと
  - 地方自治体が雇用者としての責務を適切に果たしていることを確認すること
  - 均等な雇用機会を確保すること

また、首席行政官を始めとする幹部職員の任用は、業績に基づく短期契約で行うこととなった。

## 5 発生主義会計の採用

1989年 地方自治改正法は、公共部門の財務状況を的確に把握するために、発生主義会計の採用、貸借対照表の作成、資産の減価償却の導入など、一般的な会計基準・会計実務に則った会計を行うことを地方自治体に義務づけた。

---

<sup>21</sup> Local Government Amendment Act 1989 (1989年地方自治改正法) 第119条D

<sup>22</sup> Local Government Amendment Act 1989 第119条CおよびF

### 第3節 1996年の地方財政改革

1989年の改革の後5年もたたないうちに、中央政府は第二次地方行政改革に着手した。1996年、国民連合政権は、地方自治体の財政運営に関する地方自治法を改正し、「1996年 地方自治改正法（第3号）<sup>23</sup>」を可決させた。そして、「長期財政戦略」、「資金調達方針」、「投資方針」、「借入管理方針」の作成・公開を各地方自治体に義務づけ、財政におけるアカウンタビリティおよび透明性の強化を図った。

#### 1 長期財政戦略<sup>24</sup>

10年以上の長期計画における主要な支出見込みをその内容とし、歳出入予算、予想キャッシュ・フローなどを記載する。3年ごとの更新を義務とする。

#### 2 資金調達方針<sup>25</sup>

「世代間の公平な負担」、「公共財としての性質」、「受益者負担」および「原因者負担」の原則を基礎として、住民に資産税をどのように負担させるかなど、地方自治体の活動経費を賄う方法についての方針を定める。

#### 3 投資方針<sup>26</sup>

地方自治体が保有する信託基金、株式、投資目的資産、準備金など金融資産などの管理に関する方針を定める。

#### 4 借入方針<sup>27</sup>

地方自治体が行う借入について、利率、借入金総額、償還期限、償還方法などに関する方針を定める。地方自治体は、議会の議決に基づ

---

<sup>23</sup> Local Government Amendment Act (No.3) 1996

<sup>24</sup> Long-Term Financial Strategy

<sup>25</sup> Funding Policy

<sup>26</sup> Investment Policy

<sup>27</sup> Borrowing Management Policy

いて借入をする権限を有する<sup>28</sup>が、全ての借入はこの借入管理方針に従って行わなければならない。

---

<sup>28</sup> 以前は、住民投票が必要とされる場合があったが、これは廃止された。

## 第4節 2002年地方自治法

地方行政改革の第3段階は、1999年10月の労働党・連合党政権の成立後間もなく始まった。同政権は、2000年10月、地方自治体の潜在的能力強化と積極的役割促進を表明する「1974年地方自治法の見直しに向けた政策の方向性に関する声明<sup>29</sup>」を発表した。2001年12月、新地方自治法案を議会に提出、2002年12月に「2002年地方自治法<sup>30</sup>」が可決し、2003年7月に同法が発効した。

2002年地方自治法では、地域自治体と広域自治体に目的を与え、更に両者が新たな目的を達成できるよう包括的権限を付与した。主な変革は以下のとおり。

- 包括的権限付与条項による、状況変化に対する柔軟性のない規範的条項の置き換え<sup>31</sup>
- 社会的、文化的、経済的、環境上の福祉の促進という地方自治体の新たな目的の設定<sup>32</sup>
- 持続可能な発展を目指したアプローチの強調
- 政府省庁を含めた他の機関と連携してコミュニティ戦略を策定する義務の付与
- 3年ごとのコミュニティ目標達成度に関する報告の義務化
- 水質評価の強制および水道サービスの民営化と外注に関する新たな制限の設置
- 「ワイタンギ条約」下での地方自治体の義務の明確化
- 地方自治体の条例制定権の強化

---

<sup>29</sup> Department of Internal Affairs, *Statement of Policy Direction for Review of Local Government Act 1974*, November 2000

<sup>30</sup> Local Government Act 2002（以下、2002年地方自治法）

<sup>31</sup> 1974年地方自治法では作業手順などを細かく規定した条項が多く、状況の変化のたびに変更手続きが必要であり、非効率な上にコストもかさんだ。そのため、これらの条項を包括的に権限を与える条項に置き換えた。

<sup>32</sup> 2002年地方自治法第10条参照

## ■ 参考文献 ■

### ■オーストラリア編

#### 【日本語文献】

- D.エイトキン・B.ジンクス 共著「オーストラリアの政治制度」(勁草書房、1987年)
- 久保信保・宮崎正壽 共著「オーストラリアの政治と行政」(ぎょうせい、1990年)
- 久保田治郎 編著「オーストラリア地方自治体論」(ぎょうせい、1998年)
- 在シドニー日本国総領事館 編「豪州及び NSW 州の概況」(在シドニー日本国総領事館、2003年)
- シドニー日本商工会議所編集委員会 編「オーストラリア概要 2004」(シドニー日本商工会議所、2004年)
- 市町村自治研究会 編「平成 15 年版全国市町村要覧」(第一法規、2003年)
- 岡崎一浩 著「オーストラリア年表 第 4 版」(文林書店、1995年)
- 関根政美・鈴木雄雅・竹田いさみ・加賀爪優・諏訪康雄 著「概説オーストラリア史」(有斐閣、1996年)
- 山本真鳥 編「新版世界各国史 27 オセアニア史」(山川出版社、2000年)
- 大浦一郎 著「オーストラリア財政論」(文眞堂、1987年)
- 岩田由加子 著「付加価値税導入と政府間財政関係—オーストラリアにおける 2000 年税制改革(上)(下)」(自治研究第 79 卷第 4 号・第 6 号、第一法規、2003年)
- 杉田定大・光多長温・美原融 編著「日本版 PPP (公共サービスの民間開放)」(東京リーガルマインド、2002年)
- 猪野積 著「地方公共団体における PFI 事業の現状と課題」(自治研究第 80 卷第 3 号、第一法規、2004年)

以下は、財団法人自治体国際化協会シドニー事務所「CLAIR Report」として発行された。号数はレポート発行番号である。

- 「オーストラリアの政府間財政関係概要」(第 255 号、2004 年)
- 「オーストラリアにおける歴史的建築物の保存と活用」(第 239 号、2003 年)
- 「シドニー五輪の概況と波及効果」(第 237 号、2003 年)
- 「オーストラリア自治体の公務員制度」(第 235 号、2002 年)
- 「オーストラリア州政府の公務員制度」(第 234 号、2002 年)
- 「オーストラリアの地方自治体概説」(第 110 号、1995 年)

以下は、財団法人自治体国際化協会「自治体国際化フォーラム」に掲載された。号数は、フォーラム発行号数である。

- 「オーストラリアの地域の特色を生かした行政をめぐる最近の動向」（第 174 号、2004 年）

### 【英語文献】

- L Allen and M Skulley, 'Private Money Drives Public Spending Boom', *Australian Financial Review*, 17 February 2004, P.1
- Australian Bureau of Statistics (ABS), *5506.0 Taxation Revenue 1996-97*, December 1997; 同 *2001-02*, May 2003; 同 *2002-03*, April 2004
- ABS, *5512.0 Government Finance Statistics 2002-03*, April 2004
- ABS, *6248.0 Wage and Salary Earners March Quarter 1997*, September 1997; 同 *June Quarter 1999*, October 1999; 同 *March Quarter 2001*, July 2001
- ABS, *6248.0 Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, June Quarter 2003*, September 2003
- ABS, *6248.055.001 Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, September Quarter 2003*, January 2004; 同 *June Quarter 2004*, September 2004
- ABS, *Year Book Australia 2002*, 2002; 同 *2003*, 2003; 同 *2004*, 2004
- Australian Council for Infrastructure Development Ltd., *Purblic Private Partnerships – A Brief Summary*
- H Coonan (Assistant Treasurer of Commonwealth Government), *More Time to Finalise Asset Financing Reforms*, press release, 4 December 2003
- P Costello (Treasurer or Commonwealth Government), *Inaugural Meeting of Ministerial Council for Commonwealth-State Financial Relations and Outcome of Loan Council Meeting*, press release, 17 March 2000
- CRU Implementation Steering Committee, *2000 Continuous Roll Update*, Electoral Council of Australia, 2000
- Department of Finance and Administration, *Commonwealth Policy Principles for the Use of Private Financing*, (Hon. J. Fahey, M.P.), October 2001
- Department of Lands, Housing and Local Government, *Discussion Paper on Local Government in the 1990s*, March 1993
- Department of Transport and Regional Services (DOTARS), *Local Government National Report 2002-03*, 2004
- Directories Australia Pty. Ltd., *Local Governments of Australia*, October 2001
- T Dyson, 'Tax Reform for PPP Delayed', *Public Private Partnerships Update*,

Blake Dawson Waldron, November 2003

- D Jones, *Policy Development in Australia for Public Private Partnerships – What more is there to do?*, Clayton UTZ, June 2002
- Local Government and Shires Associations of New South Wales, *Executive Staff Kit*, 1988
- Local Government Remuneration Tribunal, *Report and Determinations of the Local Government Remuneration Tribunal Under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, April 2003
- Liverpool City Council Public Inquiry, *Final Report Findings and Recommendations Volume 3*, July 2004
- National Competition Council, *Compendium of National Competition Policy Agreements, Second Edition*, June 1998
- National Office of Local Government, DOTARS, *Local Government National Report 2000-01*, 2002; 同 *2001-02*, 2003
- New South Wales Department of State Development, *Private Sector Participation in the Provision of Infrastructure*, 1988
- New South Wales Government, *Emerging PFP Opportunities and Major Project Proposals over \$100 million 2002*, 2002
- New South Wales Treasury, *Privately Financed Projects Implemented*
- D O'Neill and R Arndt, *Australia at a Crossroads – Public/Private Partnerships or Perish?*, Australian Council for Infrastructure Development, 2001
- Productivity Commission, *Australia's Gambling Industries*, Report No.10, 1999
- *Sydney Morning Herald*, 15 January 2002
- Tasmanian Gaming Commission, *Australian Gambling Statistics 1975-76 to 2000-01*, 2002.
- Treasury Department, *2000-2001 Budget Paper No.3*, May 2000; 同 *2003-2004 Budget Paper No.3*, May 2003
- Treasury Department, *Final Budget Outcome 2002-03*, September 2003
- R Webb and B Pulle (Economics, Commerce and Industrial Relations Group), *Public Private partnerships: An Introduction*, Research Paper No. 1 2002-03, Department of the Parliamentary Library, September 2002

#### [各州 PPP ポリシーおよびガイドライン]

- ニュー・サウス・ウェールズ州
  - New South Wales Government, *Working with Government – Policy for Privately Financed Projects*, November 2001
  - New South Wales Government, *Working with Government – Guidelines for*

*Privately Financed Projects*, November 2001

- ビクトリア州
  - Department of Treasury and Finance (DTF), *Partnerships Victoria*, June 2000
  - DTF, *Partnerships Victoria Overview – Guidance Material*, June 2001
- クイーンズランド州
  - State Development, *Public Private Partnerships Guidance Material – Policy*, August 2002
  - Stated Development, *Public Private Partnerships Guidance Material – Overview*, August 2002
- 南オーストラリア州
  - Projects Analysis Branch, Department of Treasury and Finance, *Partnerships SA Guidelines – Private Sector Participation in the Provision of Public Services*, February 2004
- 西オーストラリア州
  - Department of Treasury and Finance, *Partnerships for Growth – Policies and Guidelines for Public Private Partnerships in Western Australia*, December 2002
- タスマニア州
  - Department of Treasury and Finance, *Private Sector Participation in Public Infrastructure Provision – Policy Statement*, July 2000
- 北部特別地域
  - Department of the Chief Minister, *Territory Partnerships Policy Framework*, February 2003

### 【新聞】

- The Age
- The Australian
- The Australian Financial Review
- The Sydney Morning Herald

### 【オーストラリア法規など】

- Commonwealth of Australia Constitution Act 1900 (オーストラリア連邦憲法)
- Local Government (Financial Assistance) Act 1995 (地方自治(財政支援)法)
- New Tax System (Commonwealth-State Financial Arrangements) Act 1999 (新税制(連邦・州間財政関係)法)
- ニュー・サウス・ウェールズ州

- Anti-Discrimination Act 1977 (差別禁止法)
- City of Sydney Act 1988 (シドニー市法)
- Environmental Planning and Assessment Act 1979 (環境計画および評価法)
- Industrial Relations Act 1996 (労使関係法)
- Local Government Act 1993 (地方自治法)
- Local Government (State) Award 2001 (地方自治体裁定)
- New South Wales Education Act 1990 (選挙法)
- ビクトリア州
  - Local Government Act 1989 (地方自治法)
  - City of Melbourne Act 2001 (メルボルン市法)
- クイーンズランド州
  - Local Government Act 1993 (地方自治法)
  - Local Government (Areas) Regulation 1995 (地方自治法(地域)条例)
- 南オーストラリア州
  - Local Government Act 1999 (地方自治法)
- 西オーストラリア州
  - Local Government Act 1995 (地方自治法)
- タスマニア州
  - Local Government Act 1993 (地方自治法)
- 北部特別地域
  - Local Government Act 1985 および Local Government Act 2004 (地方自治法)

### 【ウェブサイト】

- 国土地理院: <http://www.gsi.go.jp/>
- 総務省統計局: <http://www.stat.go.jp/>
- Australian Bureau of Statistics (連邦統計局) : <http://www.abs.gov.au/>
- Australian Electoral Commission (オーストラリア選挙委員会) :
   
<http://www.aec.gov.au/>
- Australian Local Government Association (全豪地方自治体協会) :
   
<http://www.alga.asn.au/>
- [australianpolitics.com](http://australianpolitics.com): <http://www.australianpolitics.com/>
- Commonwealth Budget (連邦予算) :
   
<http://www.budget.gov.au/2003-04/temp.htm>
- Department of Transport and Regional Services (交通・地域サービス省) :
   
<http://www.dotars.gov.au/>
- Electoral Council of Australia (オーストラリア選挙協議会) :

<http://www.eca.gov.au/>

- Hon Peter Costello, MP, Treasurer of the Commonwealth of Australia (財務大臣 P.コステロのホームページ) : <http://www.treasurer.gov.au>
- National Competition Council (国家競争委員会) : <http://www.ncc.gov.au/>
- Parliament of Australia (連邦議会) : <http://www.aph.gov.au>
- Productivity Commission (生産性委員会) : <http://www.pc.gov.au/>
- ニュー・サウス・ウェールズ(NSW)州
  - City of Sydney (シドニー市) : <http://www.cityofsydney.nsw.gov.au/>
  - Local Government Association of NSW and Shires Association of NSW (NSW 州地方自治体協会) : <http://www.lgsa.org.au/>
  - NSW Department of Lands (NSW 州土地管理省) : <http://www.lands.nsw.gov.au/>
  - NSW Department of Local Government (NSW 州地方自治省) : [http://www.dlg.nsw.gov.au/dlg/dlghome/dlg\\_home.asp](http://www.dlg.nsw.gov.au/dlg/dlghome/dlg_home.asp)
  - NSW Government (NSW 州政府) : <http://www.nsw.gov.au/>
  - NSW Legislation (NSW 州法規) : <http://www.legislation.nsw.gov.au/>
  - Parliament of NSW (NSW 州議会) : <http://www.parliament.nsw.gov.au/>
  - State Electoral Office – NSW (NSW 州選挙委員会) : <http://www.seo.nsw.gov.au/>
- ビクトリア(VIC)州
  - City of Melbourne (メルボルン市) : <http://www.melbourne.vic.gov.au/>
  - Department for Victorian Communities (VIC 州コミュニティ省) : <http://www.dvc.vic.gov.au/>
  - Department of Infrastructure, VIC (VIC 州インフラストラクチャー省) : <http://www.doi.vic.gov.au/>
  - Municipal Association of VIC (VIC 州地方自治体協会) : <http://www.mav.asn.au/>
  - VIC Online (VIC 州政府) : <http://www.vic.gov.au/>
  - Victorian Electoral Commission (VIC 州選挙委員会) : <http://www.vec.vic.gov.au/>
  - Victorian Legislation and Parliamentary Documents (VIC 州法規および議会資料) : <http://www.dms.dpc.vic.gov.au/>
- クイーンズランド(QLD)州
  - Department of Local Government, Planning, Sports and Recreation, QLD (QLD 州地方自治・計画・スポーツ・レクリエーション省) : <http://www.dlgpsr.qld.gov.au/>
  - Electoral Commission QLD (QLD 州選挙委員会) : <http://www.ecq.qld.gov.au/>

- Local Government Association of QLD (QLD 州地方自治体協会) :  
<http://www.lgaq.asn.au/>
- QLD Government (QLD 州政府) : <http://www.qld.gov.au/>
- 南オーストラリア(SA)州
  - Local Government Association of SA (SA 州地方自治体協会) :  
<http://www.lga.sa.gov.au/>
  - SA Central (SA 州政府) : <http://www.sa.gov.au/>
  - State Electoral Office SA (SA 州選挙委員会) : <http://www.seo.sa.gov.au/>
- 西オーストラリア(WA)州
  - Government of WA (WA 州政府) : <http://www.wa.gov.au/>
  - WA Local Government Association (WA 州地方自治体協会) :  
<http://www.walga.asn.au/>
  - Western Australian Electoral Commission (WA 州選挙委員会) :  
<http://www.waec.wa.gov.au/>
- タスマニア(TAS)州
  - Local Government Association of TAS (TAS 州地方自治体協会) :  
<http://ingomar.lgat.tas.gov.au/>
  - TAS Online (TAS 州政府) : <http://www.tas.gov.au/>
  - Tasmanian Electoral Office (TAS 州選挙委員会) :  
<http://www.electoral.tas.gov.au/>
- 北部特別地域(NT)
  - Local Government Association of the NT (NT 地方自治体協会) :  
<http://www.lgant.nt.gov.au/>
  - NT Electoral Office (NT 選挙委員会) : <http://notes.nt.gov.au/>
  - NT Government (NT 州政府) : <http://www.nt.gov.au/>
- Newington (Mirvac Lend Lease Village Consortium) :  
<http://www.newingtonvillage.com.au/>

## ■ニュージーランド編

### 【日本語文献】

- オークランド日本貿易懇談会（ニ水会）「ニュージーランド概要 1999/2000 年度版」（1999 年）
- 小松隆二・塩野谷祐一 編「先進国の社会保障 2 ニュージーランド オーストラリア」（東京大学出版会、1999 年 3 月）
- 資産評価システム研究センター「オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールにおける資産課税の概要—第 13 回地方公共団体税務職員外国地方税制調査研修団報告書」（1998 年 11 月）
- 自治体国際化協会シドニー事務所「ニュージーランドの概況及び地方行政事情」（2001 年 2 月）
- 自治体国際化協会「ニュージーランドの地方行政改革 1987～1996」（1999 年 3 月）
- 東京都議会議会局「ニュージーランドの地方自治事情」（1998 年）
- 日本ニュージーランド学会 編「ニュージーランド入門」（慶應義塾大学出版、1998 年 9 月）
- 久村研 著「オーストラリアとニュージーランド—他文化国家の素顔とその背景」（三修社、2001 年）
- 山本真鳥 編「新版世界各国史 27 オセアニア史」（山川出版社、2000 年）

### 【英語文献】

- BTW Andersen and KJ Norgrove, *Local Government Reform in New Zealand 1987 – 1996*, Centre for Research in Public Management, University of Auckland
- Auckland City Council, *Auckland City 2003 Annual Report*, 2003
- Auckland Regional Council, *Auckland Regional Council Annual Report 2003*, 2003
- Christchurch City Council (CCC), *CCC Annual Report 2003*, December 2003
- Department of Internal Affairs (DIA), *Statement of Policy Direction for Review of Local Government Act 1974*, November 2000
- DIA, *Local Authority Election Statistics 2001*, 2003
- Environment Canterbury (Canterbury Regional Council), *Annual Report 2002-2003*, October 2003
- Future Path Canterbury, *Canterbury Profile 2003*, Report no: R03/11, 2003
- Japan Local Government Centre (CLAIR, Sydney), *Comparative Study on Local Government Reform in Japan, Australia, and New Zealand*, March

1997

- Local Government New Zealand (LGNZ), *1998/99 Local Authority Database Survey*, November 2000
- LGNZ, *Elected Members' Handbook – Introduction to New Zealand's Local Government*, September 1998
- National Institute of Water & Atmospheric Research (NIWA), *Mean Monthly Air Temperature (1971-2000)*, 2003
- NIWA, *Mean Monthly Rainfall (1971-2000)*, 2003
- New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand*, September 2004
- B Rudman, 'Rudman's City – Way Wait, Minister? Sack Them!', *The New Zealand Herald (NZH)*, 24 March 2000
- Statistics New Zealand (SNZ), *2001 Census: National Summary*, March 2002
- SNZ, *2001 Census: Regional Summary*, May 2002
- SNZ, *Estimated Resident Population of New Zealand, As At 30 June 2003*, 2003
- SNZ, *New Zealand Official Yearbook 2000*, 2000
- W Thompson, 'Squabbles Take Toll in Rodney', *NZH*, 26 November 1999
- W Thompson, 'Mayor and Councillors Walk Out', *NZH*, 22 March 2000
- W Thompson, 'Mr Fixit Supplancts Sacked Rodney Council', *NZH*, 11 April 2000

### 【新聞】

- New Zealand Herald

### 【ニュージーランド法規など】

- Employment Contracts Act 1991 (雇用契約法)
- Local Government Act 2002 (地方自治法)
- Local Government Amendment Act 1989 (地方自治改正法)
- Local Government Amendment Act (No.3) 1996 (地方自治改正法(第3号))
- Local Government Elected Members Determination 2003 (地方自治体当選議員裁定)
- Local Government (Local Authorities Salaries and Allowances) Determination 2001 (地方自治体(給与および手当)裁定)
- Local Government Official Information and Meetings Act 1987 (地方自治公的情報および会議法)

## 【ウェブサイト】

- 総務省統計局: <http://www.stat.go.jp/>
- Auckland City Council (オークランド市): <http://www.aucklandcity.govt.nz/>
- Auckland Regional Council (オークランド広域自治体) :  
<http://www.arc.govt.nz/>
- Christchurch City Council (クライストチャーチ市) :  
<http://www.ccc.govt.nz/>
- Department of Internal Affairs (内務省) : <http://www.dia.govt.nz/>
- Elections New Zealand (ニュージーランド選挙管理委員会) :  
<http://www.elections.org.nz/>
- Environment Canterbury (カンタベリー広域自治体) :  
<http://www.ecan.govt.nz/>
- Interim Website of New Zealand Legislation (ニュージーランド諸法規) :  
<http://www.legislation.govt.nz/>
- Local Government Commission (地方行政委員会) : <http://www.lgc.govt.nz>
- Local Government New Zealand (ニュージーランド地方自治体協会) :  
<http://www.lgnz.co.nz/>
- Local Government Online (地方自治体オンライン) :  
<http://www.localgovt.co.nz/>
- National Institute of Water & Atmospheric Research (ニュージーランド水資源大気調査協会) : <http://www.niwa.co.nz/>
- New Zealand Government (ニュージーランド政府) : <http://www.govt.nz/>
- New Zealand Herald Online (ニュージーランドヘラルド紙) :  
<http://www.nzherald.co.nz/>
- New Zealand in History (ニュージーランドの歴史) : <http://history-nz.org/>
- New Zealand Parliament (ニュージーランド議会) :  
<http://www.parliament.govt.nz/>
- Statistics New Zealand (ニュージーランド統計局) :  
<http://www.stats.govt.nz/>

なお、本書は、財団法人自治体国際化協会シドニー事務所の江口調査員、川島調査員、Wallom 調査員などの調査・協力のもと、小玉所長補佐が編集を担当し、兵谷所長が監修にあたった。

また、本書の発行にあたっては、過去 10 年間にわたる同事務所の諸先輩が行った幅広い調査が、その基盤となっていることは言うまでもない。ここに改めて謝意を表する。

(2004 年 12 月)

表紙写真提供（一部）： Tourism New South Wales

## オーストラリアとニュージーランドの地方自治

平成17年3月15日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協会(CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346



本書は再生紙を使用しています



Council of Local Authorities for  
International Relations